

# 第3期階上町地域福祉計画

(令和5年度～令和9年度)

ともに生き支えあう福祉のまちづくり

令和5年3月

青森県 階上町



# はじめに

日本は今、少子高齢化や核家族化の進行、新型コロナウイルス感染症の影響による人と人のつながりの希薄化、原油価格や物価の高騰による家計圧迫など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中、誰もが安全で安心に、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域で支え合い、助け合うことが一層大切になってきております。



本町では、平成25年3月に第1期階上町地域福祉計画を策定し、これまで2期にわたって住民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのため「ともに生き支えあう福祉のまちづくり」を基本理念に、住民、事業者、ボランティア、各種関係団体、行政等が協働で地域における助け合いや支え合いの関係を築けるよう、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

この度、第2期計画が計画期間の満了を迎える中、昨今の社会情勢の変化や地域の実情並びに福祉に関する住民意識調査及び地域福祉懇談会での住民の皆様から御意見、御提言等を踏まえながら、「第3期階上町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、第2期計画から基本理念を継承しつつ、7つの基本方針と3つの基本目標により、地域住民がお互いに支え合いながら、一人一人が生きがいを持ち暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて取組を推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました住民の皆様、御協力をいただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

階上町長 荒谷 憲輝

# 目 次

## 第1章 計画策定に当たって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画策定の体制	4
4	計画の期間	5
5	地域福祉に係る法・制度等の動向	5

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1	階上町の現状	7
2	第2期計画における取組の振り返り	29
3	福祉に関する住民意識調査の概要	32
4	地域福祉懇談会の概要	73
5	階上町を取り巻く主要課題	77

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

1	基本理念	79
2	基本方針	79
3	基本目標	81
4	施策体系	82

## 第4章 地域福祉の推進

1	地域福祉の推進	83
---	---------	----

## 第5章 施策の展開

基本目標1	地域を支える人づくり	85
基本目標2	地域での暮らしを支えるまちづくり	89
基本目標3	誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり	97

## 第6章 計画の推進

1	計画の普及・啓発	102
2	協働による推進	102
3	庁内の推進体制	102
4	計画の進行管理	102

## 資料編

第3期階上町地域福祉計画策定の経過	103
用語集	105

### 「障害」の「害」の表記について

第3期階上町地域福祉計画では、第5次階上町総合振興計画に基づき、法令や制度、固有名詞等を除き、原則として「障害」の「害」の表記をひらがなとしています。

そのため、第3期階上町地域福祉計画では、「障害」と「障がい」の表記が混在しています。

### 「人財」と「人材」の表記について

第3期階上町地域福祉計画では、第5次階上町総合振興計画において、「人づくりはまちの財産づくり」を合言葉に「人財」育成に努めることとしているため、法令や制度、固有名詞等を除き、「人材」を「人財」と表記しています。



# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の進行、新型コロナウイルス感染症の影響による人と人のつながりの希薄化、原油価格や物価の高騰など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティをつくることが求められています。

こうした中、社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）が改正され、地域共生社会の実現を目指し、地域における高齢者、障がい者、子ども及びその他の福祉に関して、総合的な取組が求められています。

地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が福祉活動に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、その人らしく、個性を尊重しながら生きていける心豊かな地域をともに創り、一人一人が地域福祉を自分のこととして考えることが重要となります。

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である町が、地域福祉推進の主体である住民や社会福祉協議会、関係団体等と協働し、要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を住民に示す重要な計画です。

本町では、誰もが安心して地域に住み続けられるよう、住民一人一人が自立しながら、お互いに地域で助け合い、住民、行政、事業者、ボランティア、NPO等の各種団体等が協働し、必要なサービスを受けることができる地域社会づくりを進めていくことを目的に、平成25年度から29年度までを計画期間とする「第1期階上町地域福祉計画」を平成25年3月に策定し、平成30年3月には、更なる地域福祉の推進のため、平成30年度から34年度（令和4年度）までを計画期間とする「第2期階上町地域福祉計画」を策定しました。

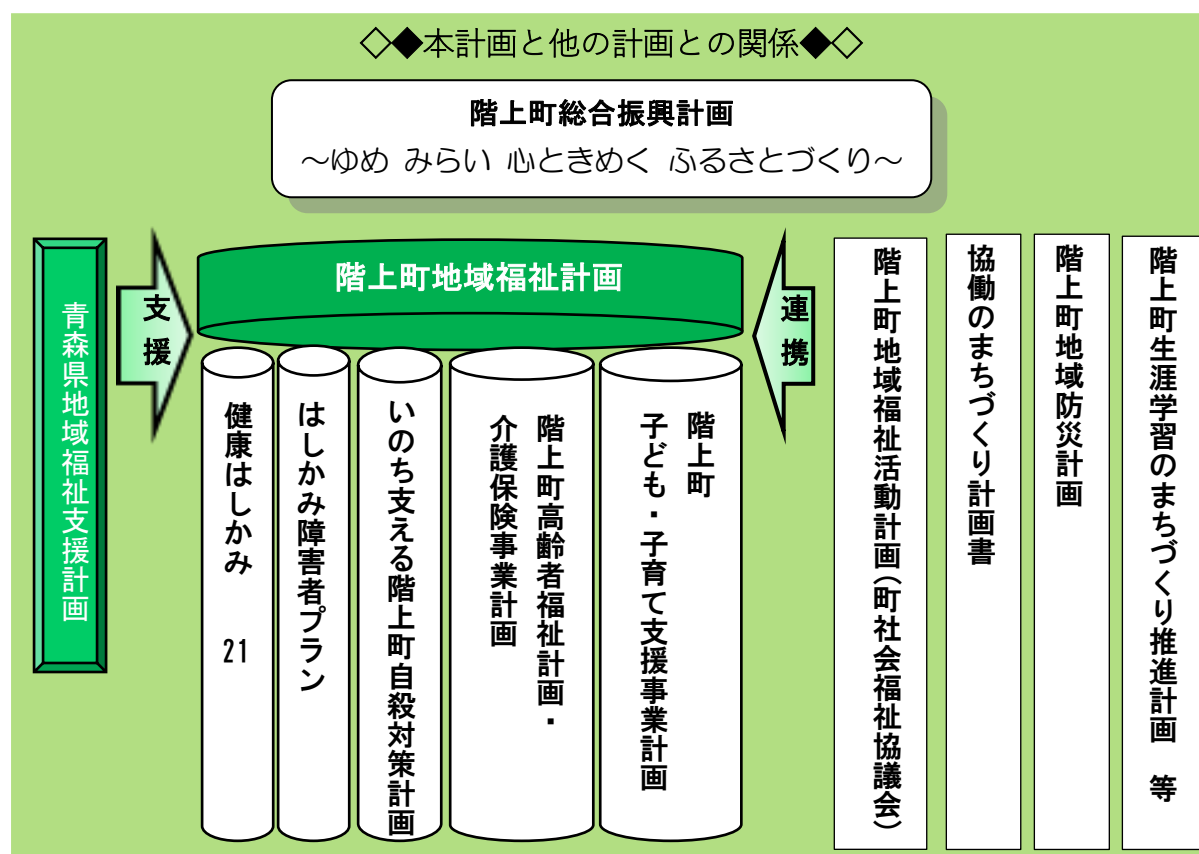
この度、令和4年度が第2期計画期間の最終年度となることから、近年の国、県の動向を踏まえ計画を見直し、これまでの基本理念「ともに生き支えあう福祉のまちづくり」を継承しつつ、多種多様化かつ複雑化する本町の地域福祉に柔軟かつ迅速に対応できるよう、令和5年度から9年度までを計画期間とする「第3期階上町地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

## 2 計画の位置付け

地域福祉計画は、福祉全般における総合的な計画並びに福祉分野における上位計画として位置付けられるものです。

本計画は、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画で、「階上町総合振興計画」に基づく方針や施策と各健康福祉分野の個別計画との整合性を図りながら、地域住民主体のまちづくりやより多くの住民参加を基本とする視点を持った計画となり、高齢者、障がい者、子どもなどの各分野における計画は、地域福祉計画の一部とみなし、その中で施策を展開していきます。

また、本計画は、平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び平成28年12月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含し、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいくものとしします。



### 《社会福祉法の抜粋》

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### 《成年後見制度利用促進法の抜粋》

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見人制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 《再犯防止推進法の抜粋》

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



### 3 計画策定の体制

本計画については、次のとおり、住民をはじめ、社会福祉協議会、福祉関係者、保健医療関係者、学識経験者、民生委員児童委員等、より多くの方々から意見や要望を伺い策定しました。

(1) 地域福祉計画策定ワーキンググループ会議の開催

庁内関係課職員及び町社会福祉協議会職員で構成する「第3期階上町地域福祉計画策定ワーキンググループ」による会議を開催し、計画案の検討及び作成を行いました。

(2) 福祉に関する住民意識調査の実施

町民のニーズを十分に把握し計画に反映させるため、福祉に関する住民意識調査を実施しました。

(3) 地域福祉懇談会の開催

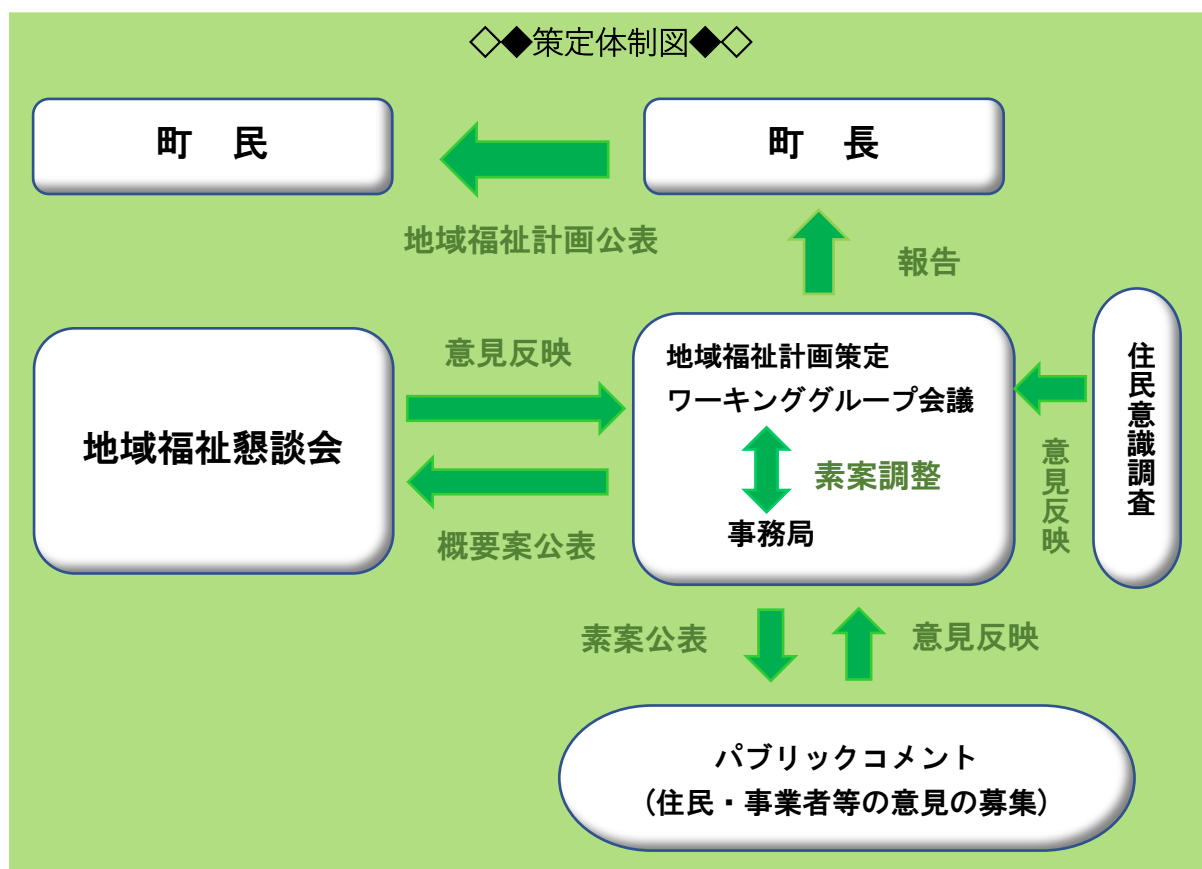
各地区12会場地域福祉懇談会を開催し、参加者と意見交換を行いました。

(4) 関係機関に対する意見聴取・意見照会

階上町民生委員児童委員協議会及び本町の附属機関となる階上町障害者自立支援協議会から意見聴取を行いました。また、社会福祉法人（2法人）に対し意見照会を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

広く住民から意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。



## 4 計画の期間

本計画は、令和5年度から9年度までの5か年計画とします。

なお、社会経済情勢の変化、関連計画や制度の改正等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	第1期計画															
						第2期計画										
											第3期計画					

## 5 地域福祉に係る法・制度等の動向

### (1) 改正社会福祉法の施行

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行され、住民相互の支え合い機能の強化、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備、市町村における包括的な支援体制の整備、市町村地域福祉計画の充実等、地域共生社会の実現に向けた取組を推進することとされました。

また、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日に施行され、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業(重層的支援体制整備事業)の創設が求められています。

### (2) 成年後見制度の利用促進

平成28年5月13日に施行された成年後見制度の利用促進に関する法律第14条において、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定が市町村の努力義務とされています。

成年後見制度は、本人を法的に保護するだけでなく、「自己決定権の尊重」や「残存能力の活用」、「ノーマライゼーション」といった本人の意思決定を支援することも理念とした「本人保護」と「自己決定権の尊重等」の理念の調和を目指す制度です。

全ての町民がその年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心した生活が続けられるよう、保健、医療、福祉、教育等、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した継続的、体系的な支援を受けられる体制の整備が求められています。

### (3) 再犯防止推進法の施行

全国における刑法犯の検挙人員は、平成13年から増加し続け、平成16年には38万9,297人を記録しましたが、平成17年から減少に転じています。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年をピークに減少しているものの、再犯者率は平成9年以降上昇し続け、令和元年には48.8%と、検挙された者の半数近くが再犯者という状況となっています。

誰もが安全で安心して暮らす地域にするためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進することが不可欠です。

平成28年12月14日に再犯防止推進法が施行され、再犯の防止等に関する施策の実施等の責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされました。

#### (4) 孤立・孤独対策重点計画の決定

職場・家庭・地域で人々が関わり合い、支え合う機会が減少し、「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へと変化する中、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会が失われ、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。

こうした中、孤独・孤立対策推進会議において、「孤独・孤立対策の重点計画」が令和3年12月28日に決定されました。

重点計画は、政府として初めて、孤独・孤立対策の基本理念や基本方針を示し、関係府省庁の孤独・孤立対策関連施策を幅広くとりまとめた計画となり、今後、政府一体となって孤独・孤立対策を進める基盤となるもので、①孤独・孤立双方への社会全体での対応、②当事者や家族等の立場に立った施策の推進、③人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進を基本方針とし、関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的な取組を総合的に実施することとされています。



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 階上町の現状

#### (1) 人口と世帯

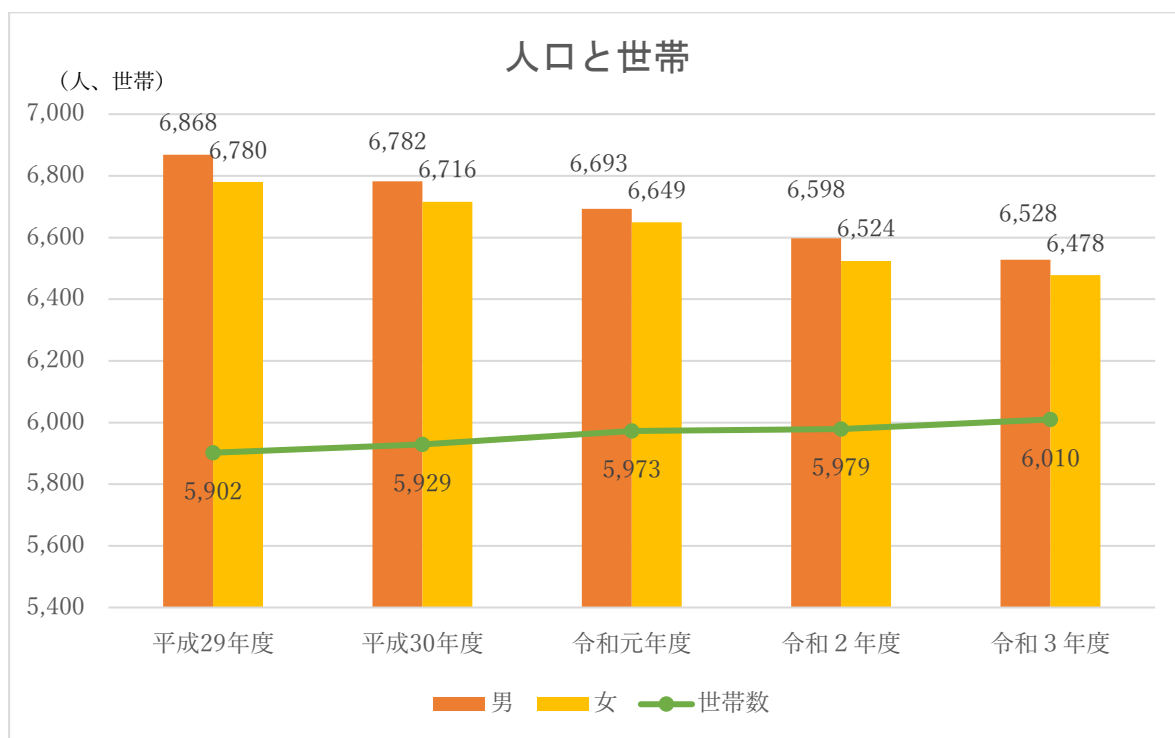
本町の人口は、平成15年12月末に15,305人を記録して以降減少に転じ、令和3年度は13,006人と13,000人を割り込むことが確実となっています。

一方で、世帯数は、令和3年度が6,010世帯と年々増加していますが、一世帯当たりの人員は、総人口が減少していることから2.2人と、近年横ばい傾向となっています。

(総人口・人員の単位は人、世帯数の単位は世帯)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
男	6,868	6,782	6,693	6,598	6,528
女	6,780	6,716	6,649	6,524	6,478
人口	13,648	13,498	13,342	13,122	13,006
世帯数	5,902	5,929	5,973	5,979	6,010
一世帯当たりの人員	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2

住民基本台帳(各年度3月31日現在)



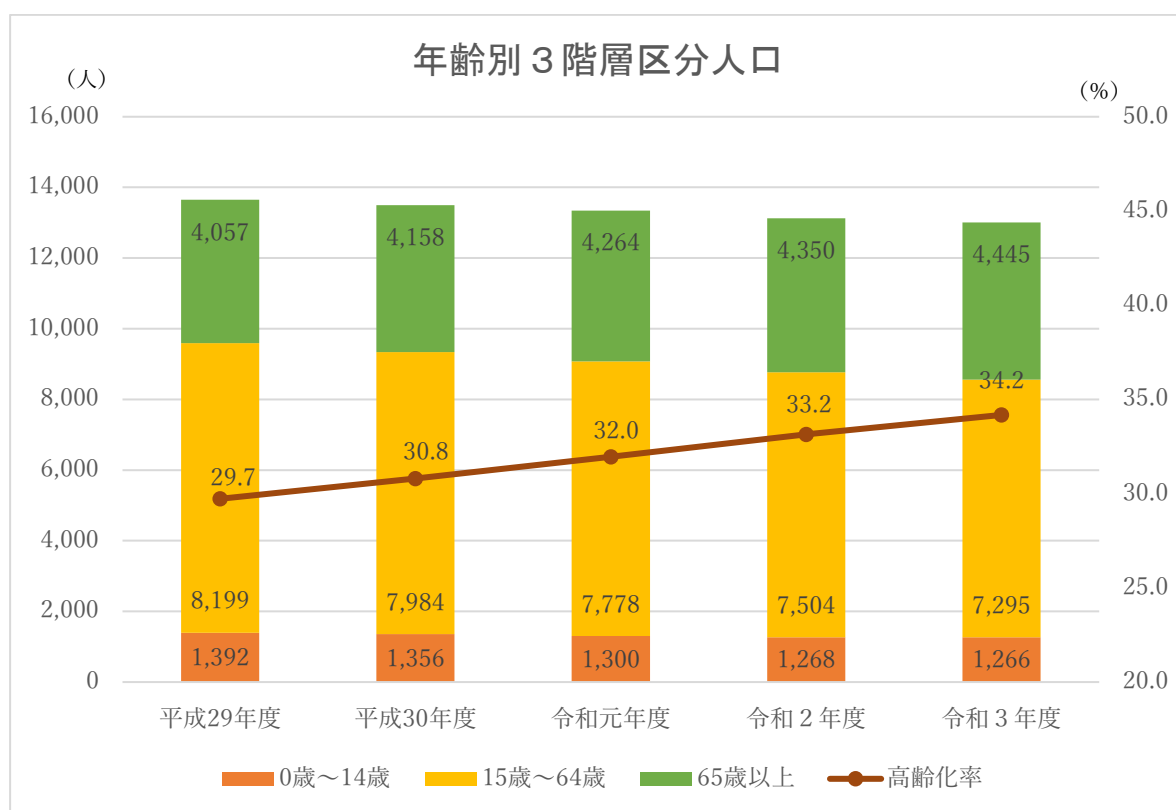
#### (2) 年齢別3階層区分人口

本町の人口構成比をみると、14歳以下の人口は、少子化の進行に伴い年々減少し、また、人口の減少により、生産年齢人口と言われる15歳～64歳の人口も減少しています。一方で65歳以上の人口は増加しており、それに伴い高齢化率も年々上昇し、令和3年度は34.2%と、3人に1人以上が高齢者となっています。

(単位：人、高齢化率の単位は%)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
0歳～14歳	1,392	1,356	1,300	1,268	1,266
15歳～64歳	8,199	7,984	7,778	7,504	7,295
65歳以上	4,057	4,158	4,264	4,350	4,445
高齢化率	29.7	30.8	32.0	33.2	34.2

住民基本台帳(各年度3月31日現在)



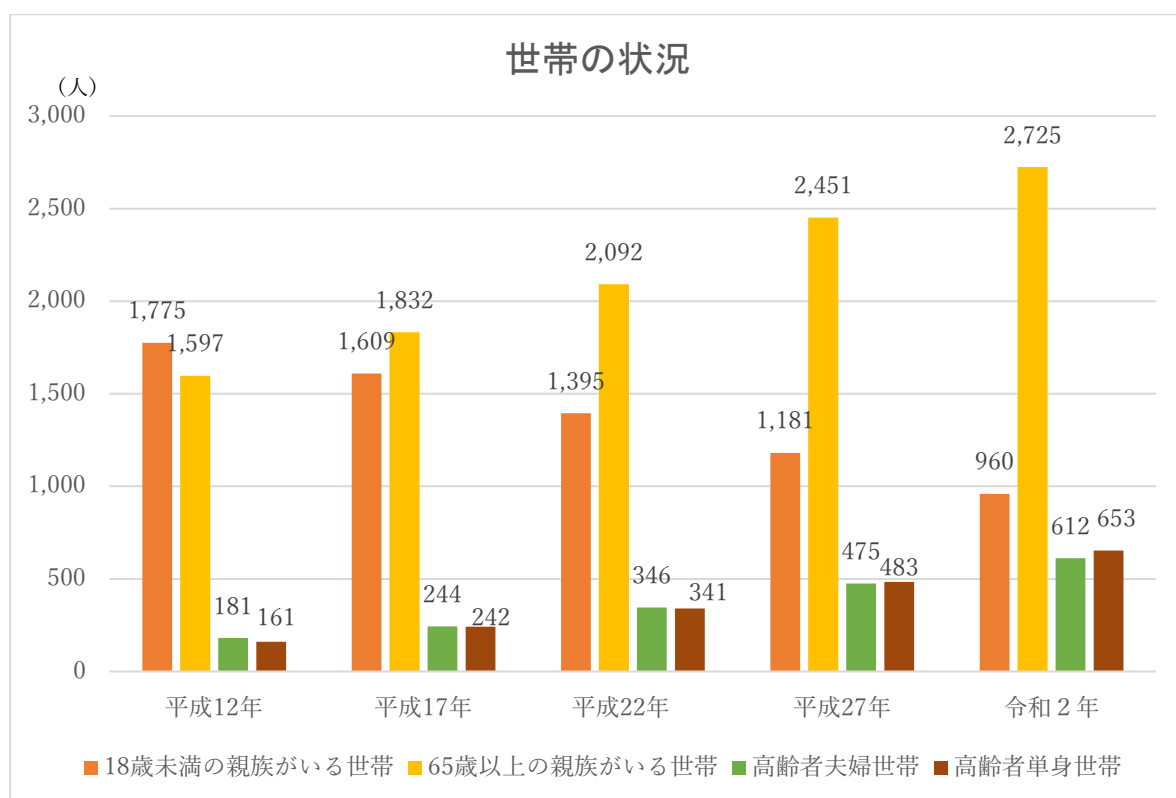
### (3) 世帯の状況

本町の18歳未満の親族がいる世帯の割合は、少子化の進行に伴い減少し、65歳以上の親族がいる世帯は高齢化の進行に伴い増加しています。また、高齢者のみの世帯も年々増加しており、令和2年では、約5世帯に1世帯が高齢者のみの世帯となっています。

(単位：世帯、%)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全世帯数	5,942	5,779	5,707	5,699	5,862
18歳未満の親族がいる世帯	1,775	1,609	1,395	1,181	960
割合	29.9	27.8	24.4	20.7	16.4
65歳以上の親族がいる世帯	1,597	1,832	2,092	2,451	2,725
割合	26.9	31.7	36.7	43.0	46.5
高齢者夫婦世帯	181	244	346	475	612
割合	3.0	4.2	6.1	8.3	10.4
高齢者単身世帯	161	242	341	483	653
割合	2.7	4.2	6.0	8.5	11.1

国勢調査



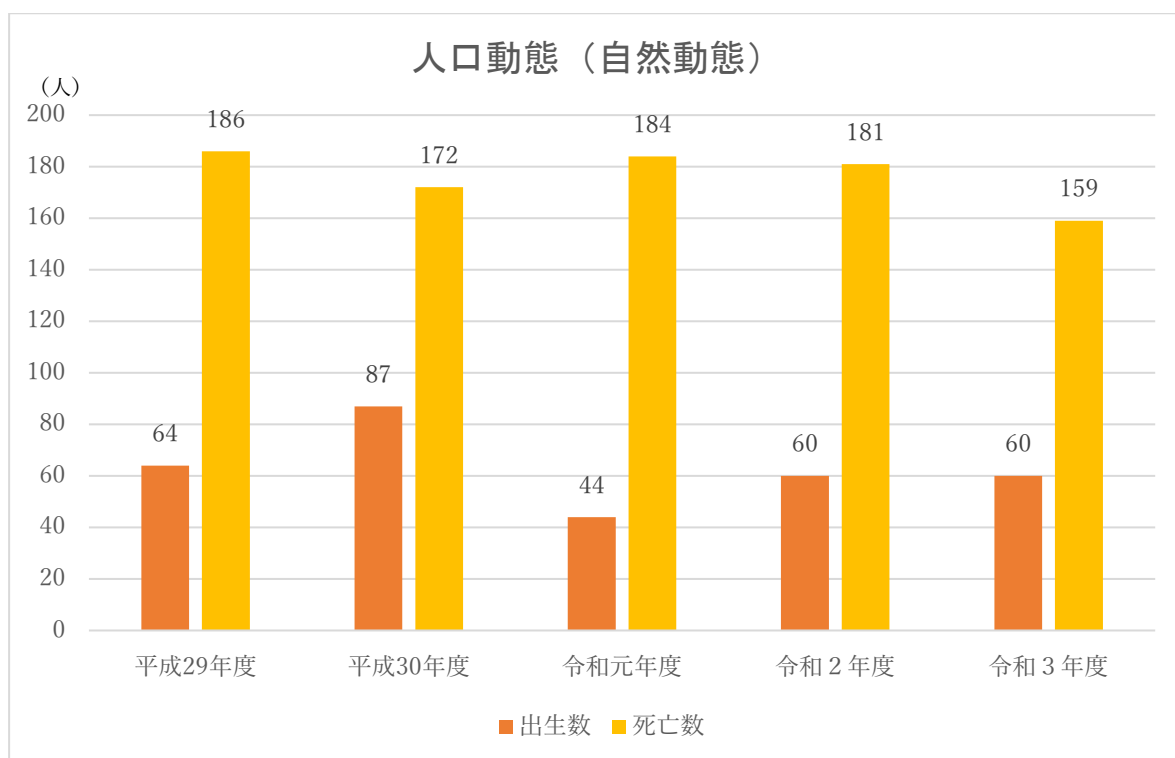
#### (4) 人口動態（自然動態）

本町の自然動態による人口動態は、毎年度、死亡数が出生数を上回っています。

（単位：人）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
出生数	64	87	44	60	60
死亡数	186	172	184	181	159
増減	▲ 122	▲ 85	▲ 140	▲ 121	▲ 99

住民基本台帳（各年度 3 月 31 日現在）



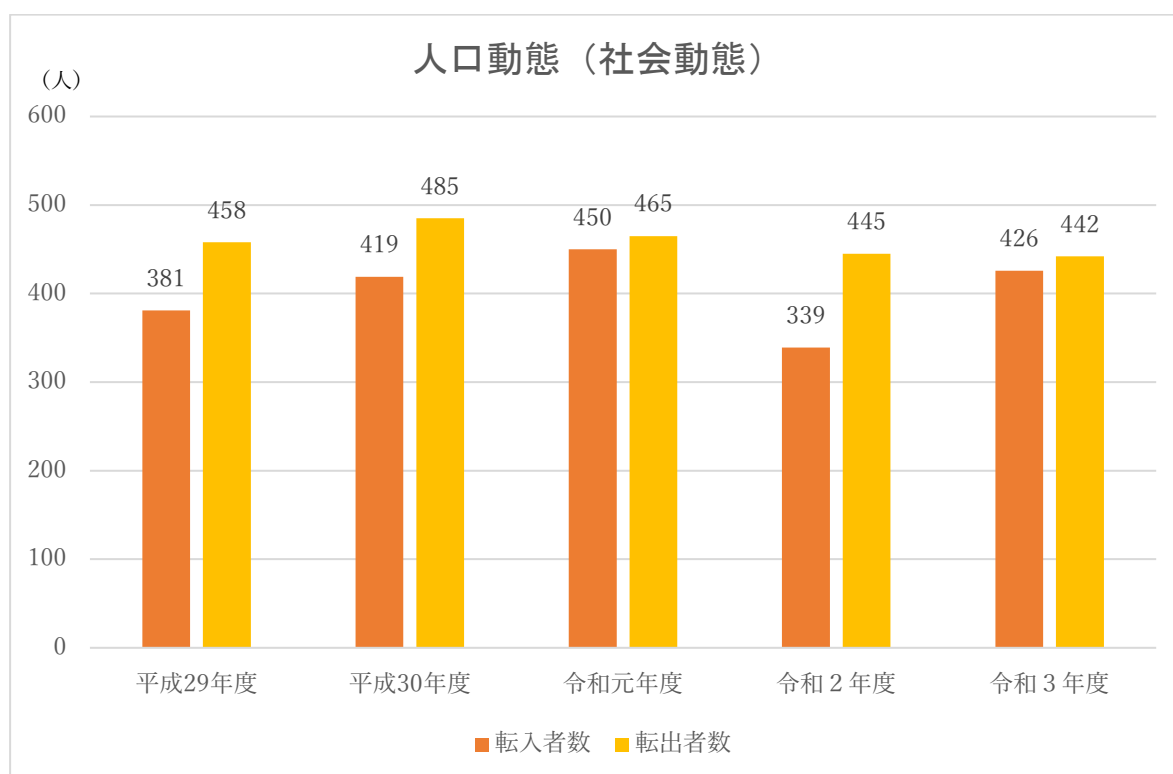
### (5) 人口動態（社会動態）

本町の社会動態による人口動態は、毎年度、転出者数が転入者数を上回っています。

（単位：人）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
転入者数	381	419	450	339	426
転出者数	458	485	465	445	442
増減	▲ 77	▲ 66	▲ 15	▲ 106	▲ 16

住民基本台帳（各年度 3 月 31 日現在）





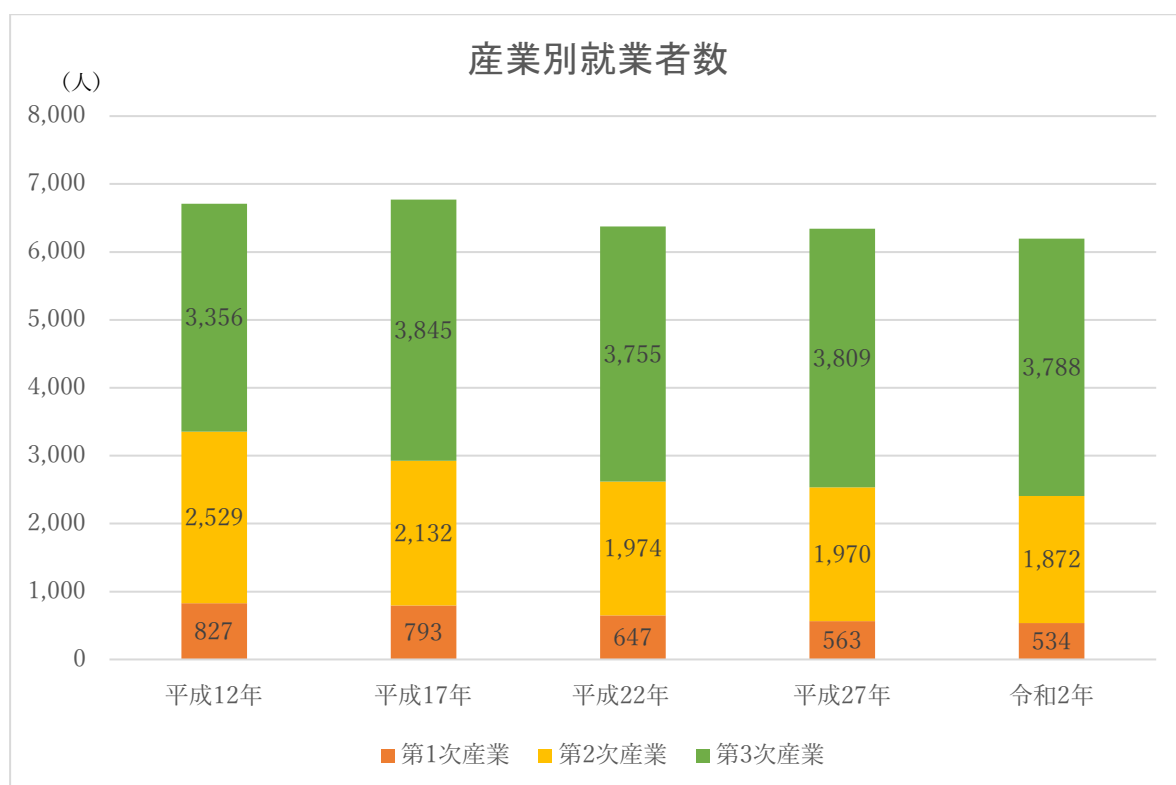
### (6) 産業別就業人口

本町の実業人口は、平成17年までは増加していましたが、人口の減少に伴い、平成22年からは減少しています。また、産業別の割合をみると、第1次産業と第2次産業が減少し、第3次産業が増加しており、令和2年では約6割が第3次産業に従事しています。

(単位：人、%)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就業人口	6,725	6,835	6,611	6,480	6,360
第1次産業	827	793	647	563	534
割合	12.3	11.6	9.8	8.7	8.4
第2次産業	2,529	2,132	1,974	1,970	1,872
割合	37.6	31.2	29.9	30.4	29.4
第3次産業	3,356	3,845	3,755	3,809	3,788
割合	49.9	56.3	56.8	58.8	59.6
分類不能	13	65	235	138	244
割合	0.2	1.0	3.6	2.1	3.8

国勢調査



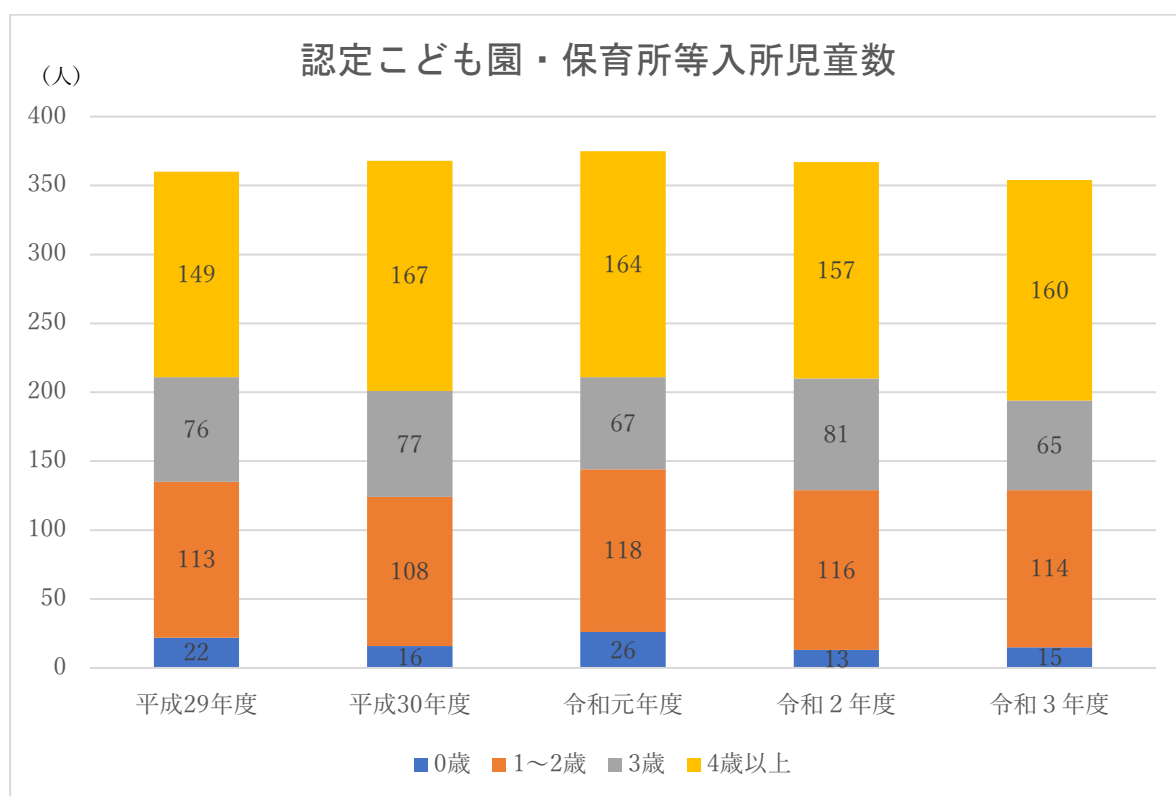
### (7) 認定こども園・保育所等入所児童数

本町の認定こども園・保育所等に入所している児童数は、少子化が進行する中で、ほぼ横ばいとなっています。このことから、核家族化が進み、働く保護者が増えていることが推測されます。

(単位：人)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
0 歳	22	16	26	13	15
1～2 歳	113	108	118	116	114
3 歳	76	77	67	81	65
4 歳以上	149	167	164	157	160
合計	360	368	375	367	354

すこやか健康課(各年度 4 月 1 日現在)



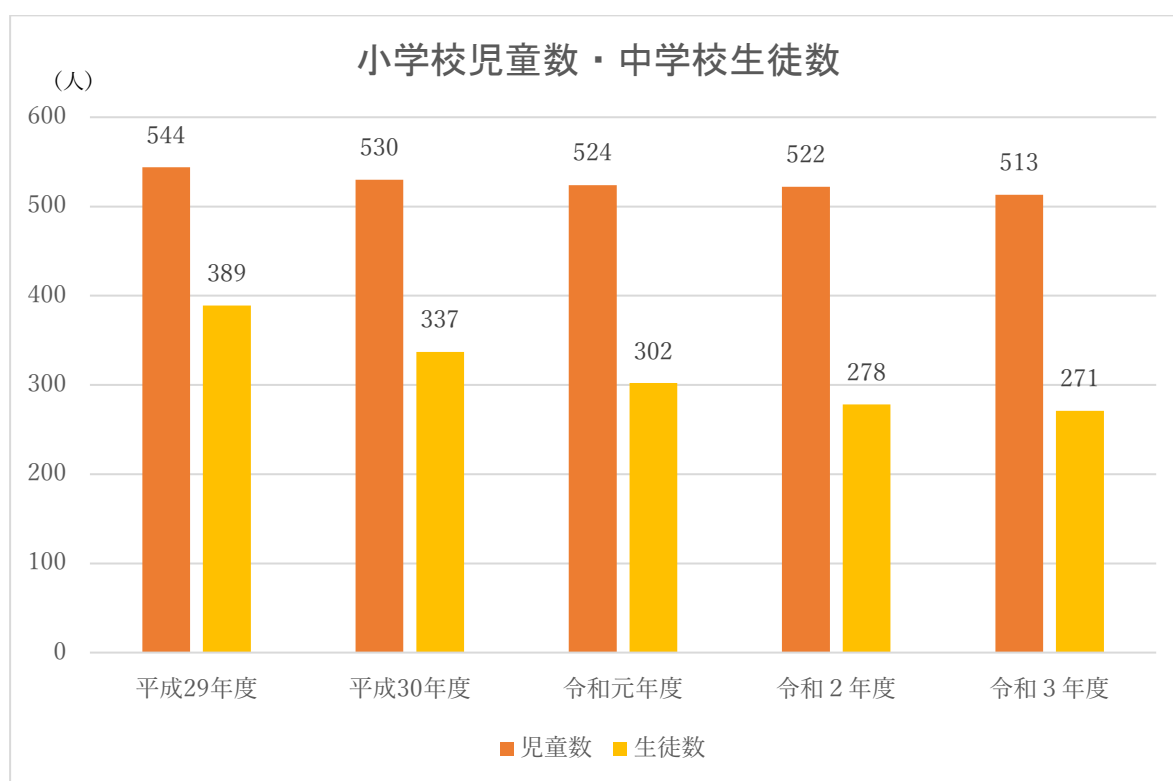
### (8) 小学校児童数・中学校生徒数

本町の小学校児童数・中学校生徒数は、少子化の進行に伴い年々減少しており、平成29年度と令和3年度を比較すると、児童数は31人(5.7%)、生徒数は118人(30.3%)合わせて149人(16.0%)減少しています。

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童数	544	530	524	522	513
生徒数	389	337	302	278	271
合計	933	867	826	800	784

階上町教育委員会(各年度5月1日現在)



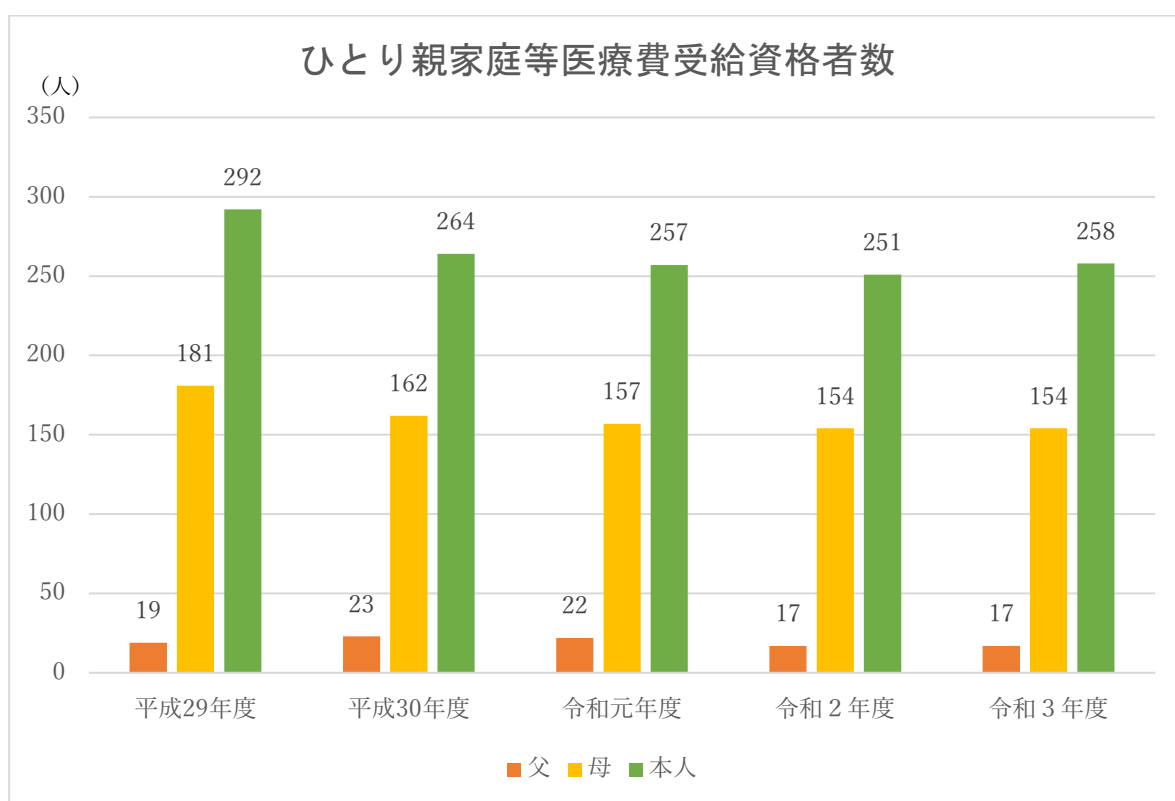
### (9) ひとり親家庭等医療費受給資格者数

本町のひとり親家庭等医療費受給資格者数は、年々減少傾向にあります。

(単位：人)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
父	19	23	22	17	17
母	181	162	157	154	154
本人	292	264	257	251	258
合計	492	449	436	422	429

すこやか健康課(各年度 4 月 1 日現在)



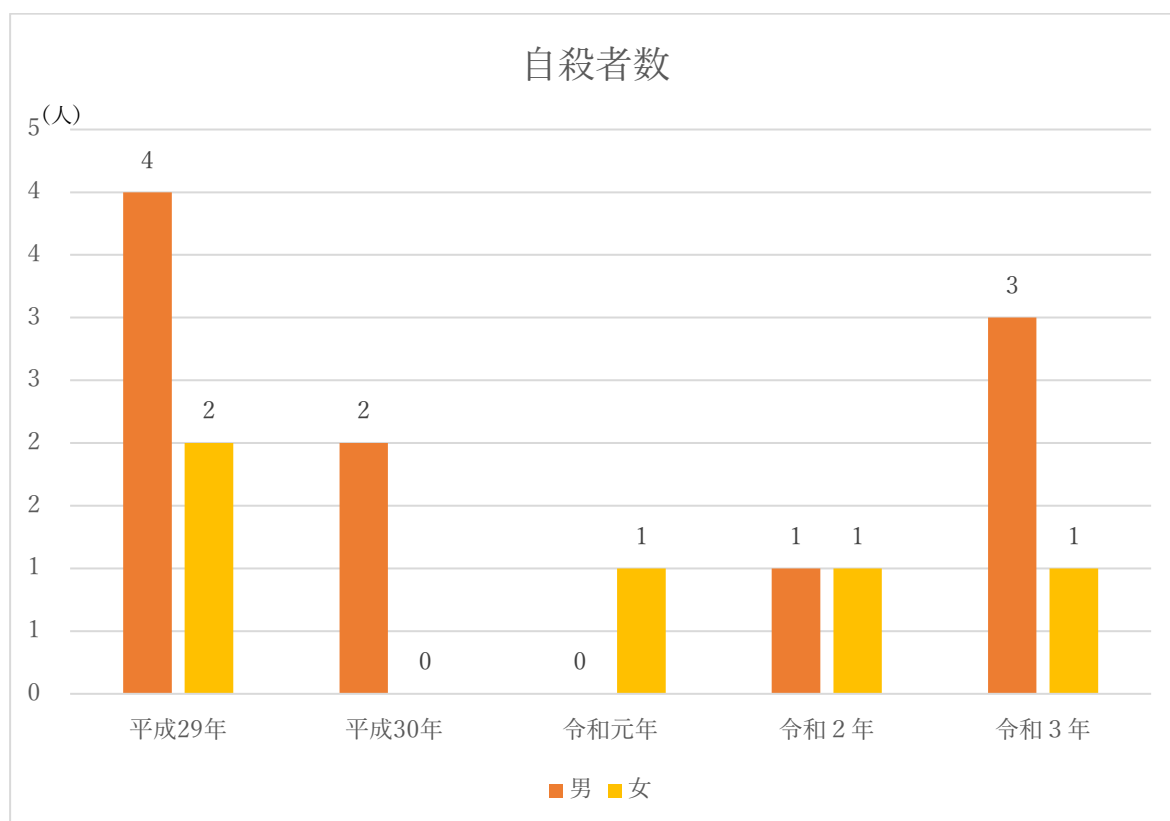
### (10) 自殺者数

本町の自殺者数は、令和3年は4人となり、令和2年までの減少傾向から増加しています。また、男女別で見ると、女性よりも男性の方が多い傾向にあります。

(単位：人)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
男	4	2	0	1	3
女	2	0	1	1	1
合計	6	2	1	2	4

厚生労働省：自殺の統計



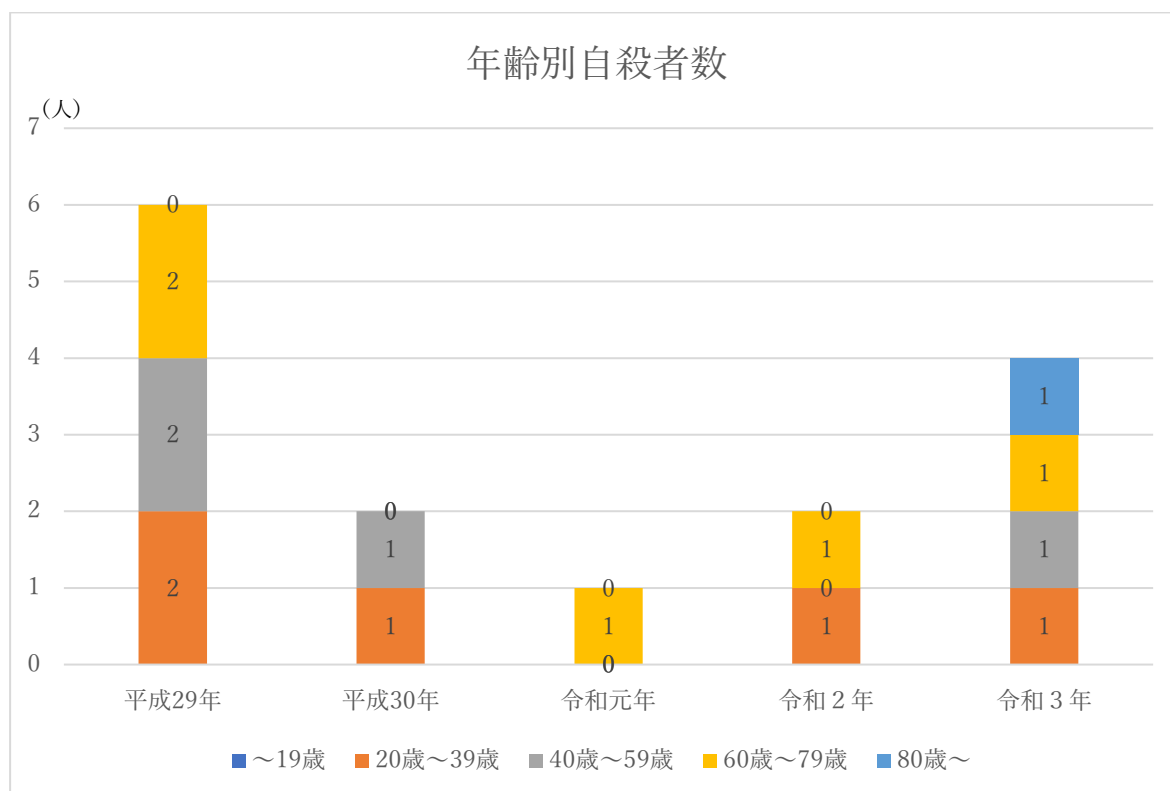
### (11) 年齢別自殺者数

本町の年齢別自殺者数をみると、20歳以上の各年齢層で発生しており、19歳以下は0人となっています。

(単位：人)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
～19歳	0	0	0	0	0
20歳～29歳	1	0	0	0	0
30歳～39歳	1	1	0	1	1
40歳～49歳	2	0	0	0	0
50歳～59歳	0	1	0	0	1
60歳～69歳	1	0	0	1	1
70歳～79歳	1	0	1	0	0
80歳～	0	0	0	0	1
合計	6	2	1	2	4

厚生労働省：自殺の統計



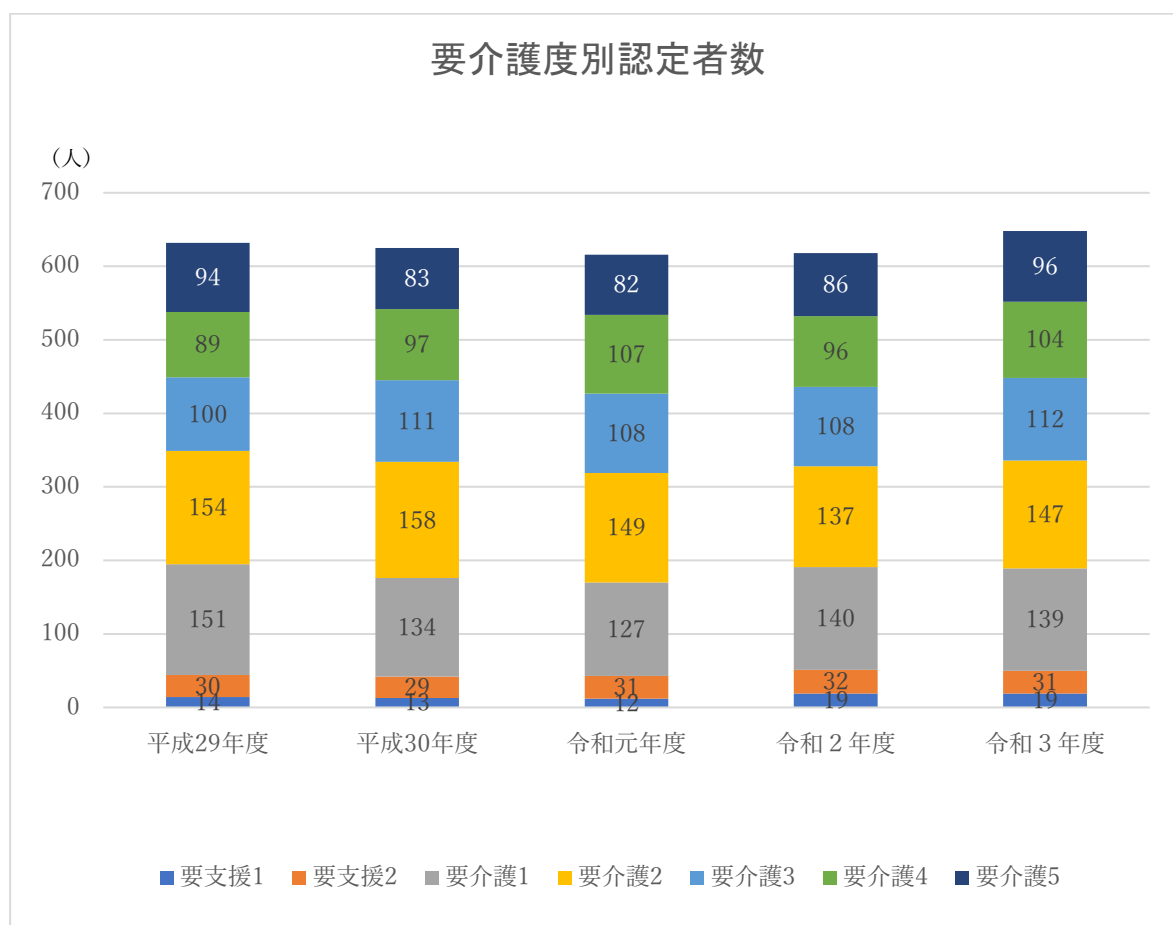
## (12) 要介護度別認定者数

本町の要介護度別認定者数の合計は、令和2年度までは減少傾向にありましたが、令和3年度は前年度より増加しています。

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
要支援1	14	13	12	19	19
要支援2	30	29	31	32	31
要介護1	151	134	127	140	139
要介護2	154	158	149	137	147
要介護3	100	111	108	108	112
要介護4	89	97	107	96	104
要介護5	94	83	82	86	96
合計	632	625	616	618	648

『介護保険事業報告』 『介護保険の実態』 (各年度3月31日現在)



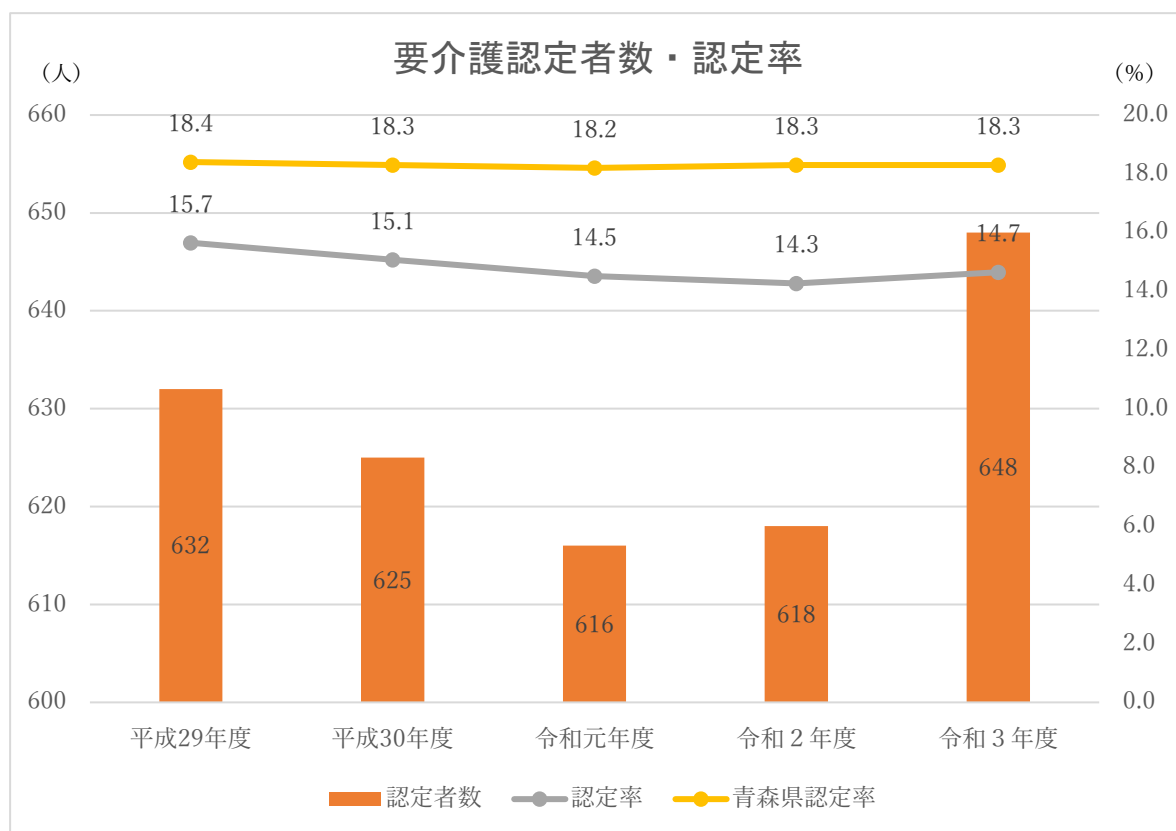
(13) 要介護認定者数・認定率

本町の要介護認定率は、年々減少傾向を示しており、青森県全体の認定率と比較しても、3～4ポイント程度低くなっています。

(被保険者数の単位は人、認定率の単位は%)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
第 1 号 被保険者数	4,038	4,146	4,244	4,332	4,423
認定者数	632	625	616	618	648
認定率	15.7	15.1	14.5	14.3	14.7
青森県認定率	18.4	18.3	18.2	18.3	18.3

『介護保険事業報告』 『介護保険の実態』 (各年度 3 月 31 日現在)





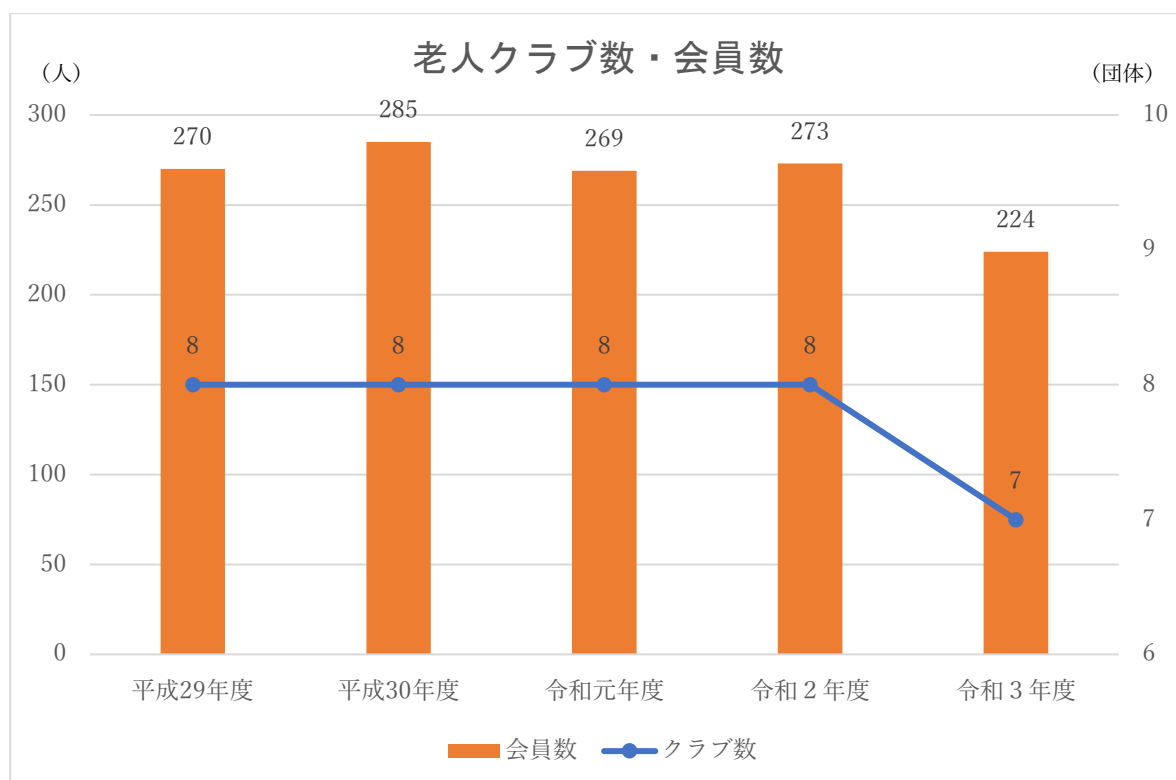
#### (14) 老人クラブ数・会員数

本町の老人クラブ数、会員数は、ともに減少傾向にあります。令和3年度の会員数は224人となっており、過去5年間で最も多かった平成30年度と比較すると61人(21.4%)の減少となっています。

(クラブ数の単位は団体、会員数の単位は人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
クラブ数	8	8	8	8	7
会員数	270	285	269	273	224

介護福祉課(各年度3月31日現在)



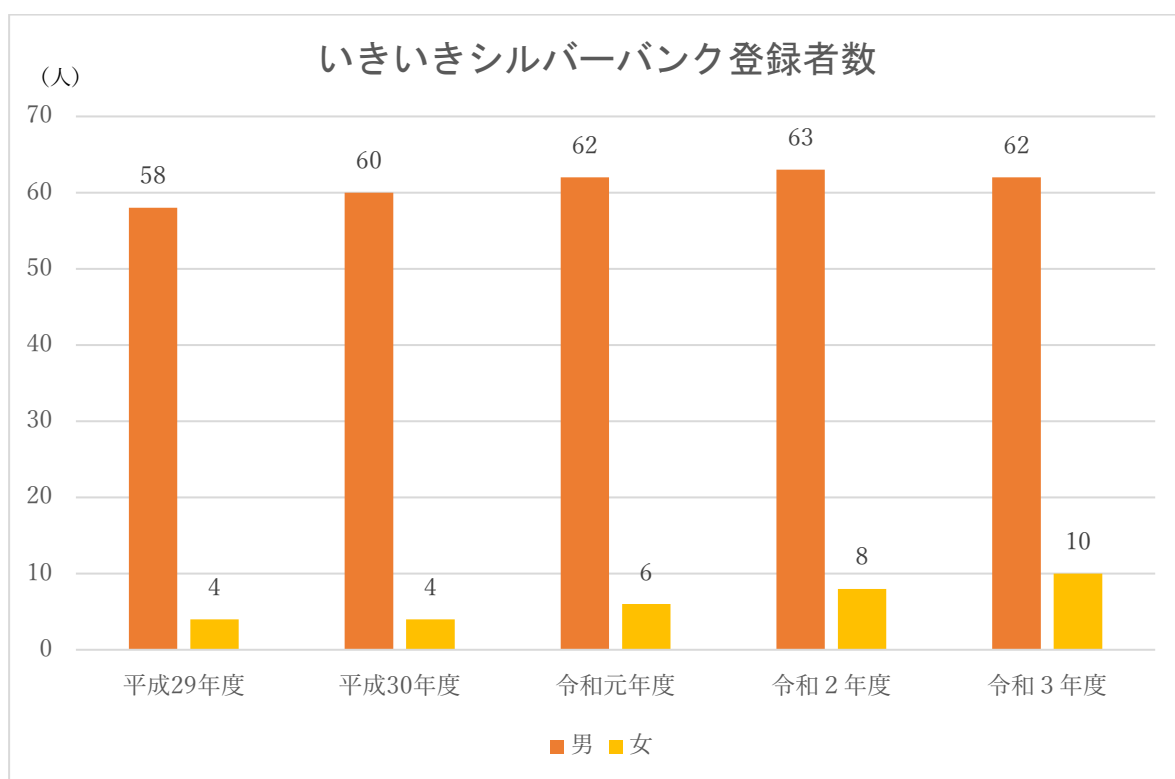
### (15) いきいきシルバーバンク登録者数

町社会福祉協議会で行っている「いきいきシルバーバンク」の登録者は、年々増加傾向にあります。女性の登録も令和3年度は10人と男性の約6分の1程度ではありますが、平成29年度と比較する2倍以上となっており、徐々に増えてきています。

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
男	58	60	62	63	62
女	4	4	6	8	10
合計	62	64	68	71	72

階上町社会福祉協議会(各年度3月31日現在)



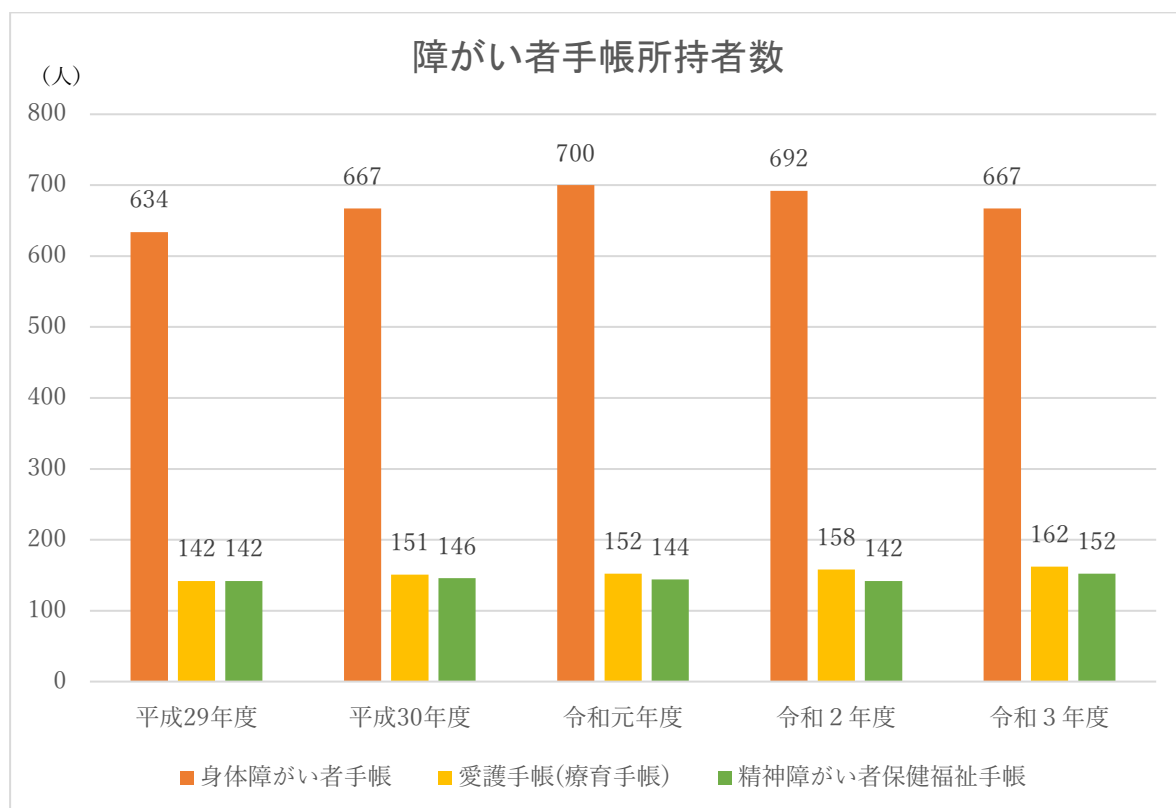
### (16) 障がい者手帳所持者数

本町の障がい者手帳を所持する方は、令和3年度は981人と平成29年度と比較すると63人、割合にして6.8%増えています。その中でも、愛護手帳（療育手帳）を所持する方は、令和29年度と令和3年度を比較すると、14.1%増加しています。

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障がい者手帳	634	667	700	692	667
愛護手帳 (療育手帳)	142	151	152	158	162
精神障がい者 保健福祉手帳	142	146	144	142	152
合計	918	964	996	992	981

介護福祉課(各年度3月31日現在)



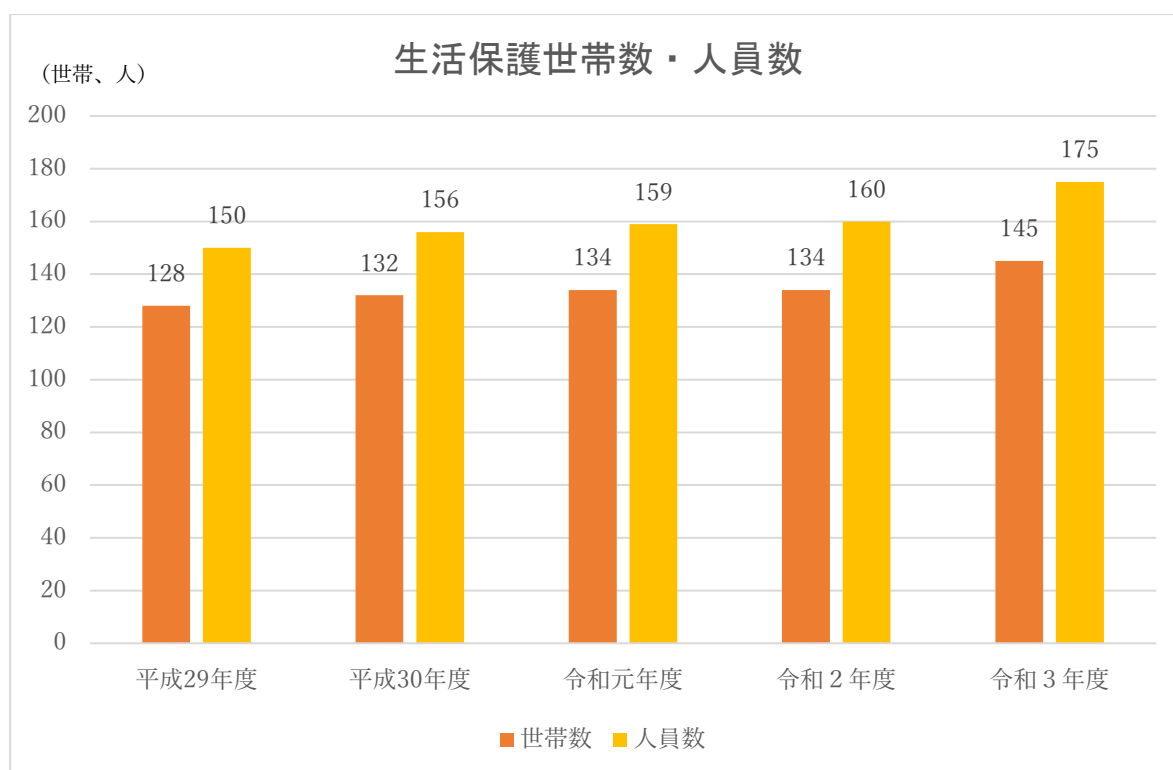
### (17) 生活保護世帯数・人員数

本町の令和3年度の生活保護は、世帯数145世帯、人員数175人と、平成29年度と比較すると17世帯、25人の増となっており、世帯、人員ともに増加傾向にあります。

(世帯数の単位は世帯、人員数の単位は人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
世帯数	128	132	134	134	145
人員数	150	156	159	160	175

介護福祉課(各年度3月31日現在)



### (18) 三戸地域自立相談窓口\*相談件数

三戸地域自立相談窓口への相談件数は、令和元年度までは減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から増加しています。

本町においては、令和元年度は21件であった相談件数が令和2年度は35件と、過去5年間で最も多い件数となっています。

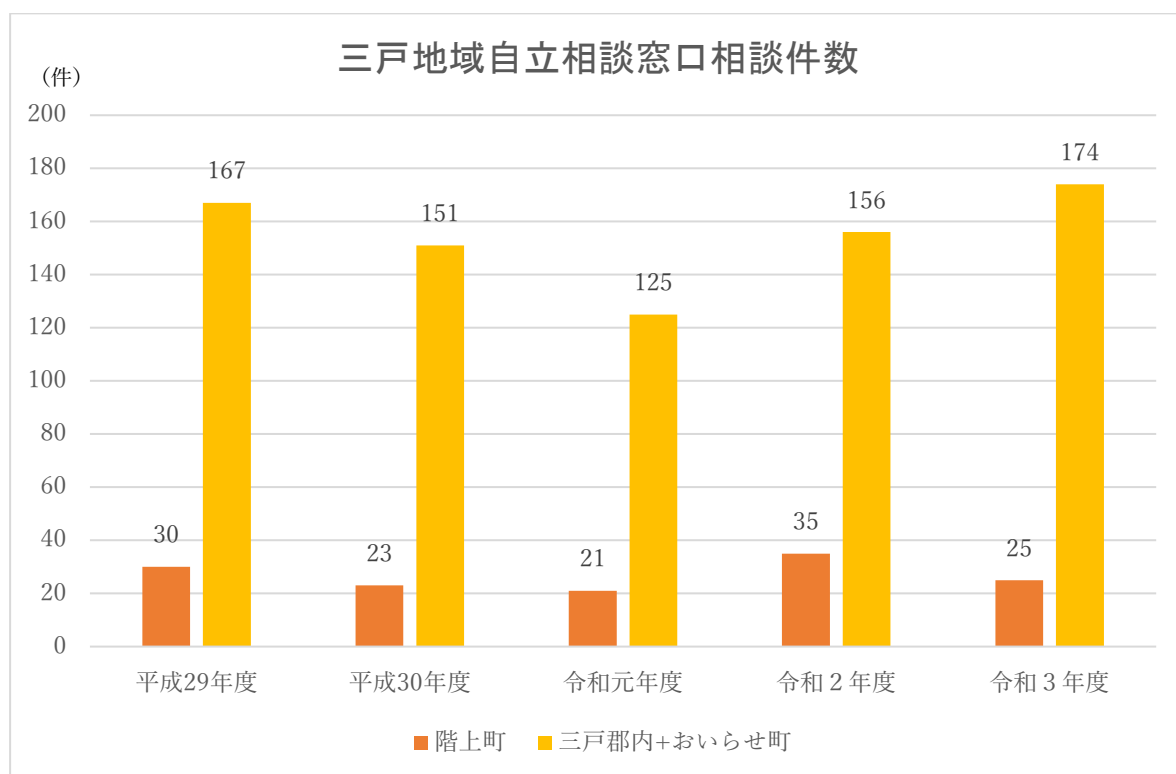
※ 三戸地域自立相談窓口

平成27年度から生活困窮者支援制度がスタートしたことに伴い、三戸郡内の町村とおいらせ町の6町1村の住民を対象に相談を受け付ける窓口。

(単位：件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
階上町	30	23	21	35	25
三戸郡内 +おいらせ町	167	151	125	156	174

三戸地域自立相談窓口(各年度3月31日現在)



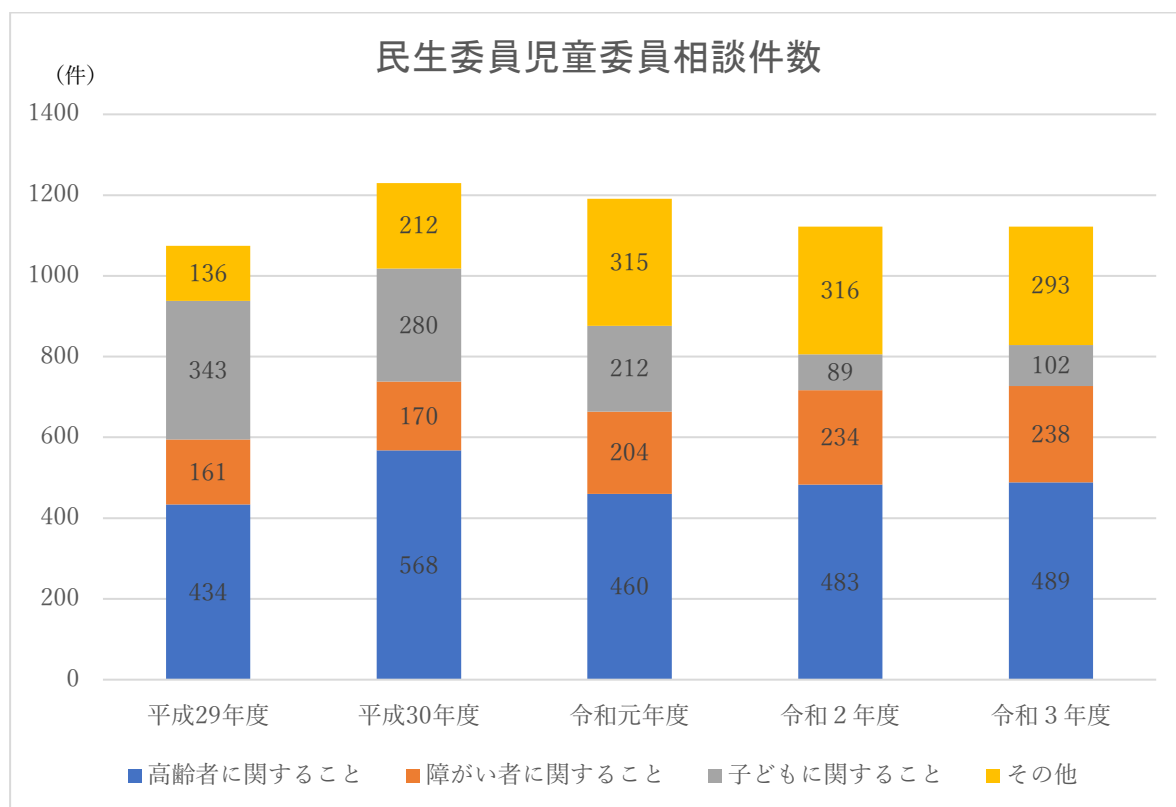
### (19) 民生委員児童委員相談件数

本町の民生委員児童委員への相談件数は、平成30年度が最も多く、その後は減少傾向にあります。相談内容としては、「高齢者に関すること」が、約4割を占めています。

(単位：件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高齢者に関すること	434	568	460	483	489
障がい者に関すること	161	170	204	234	238
子どもに関すること	343	280	212	89	102
その他	136	212	315	316	293
相談件数	1,074	1,230	1,191	1,122	1,122

介護福祉課(各年度3月31日現在)



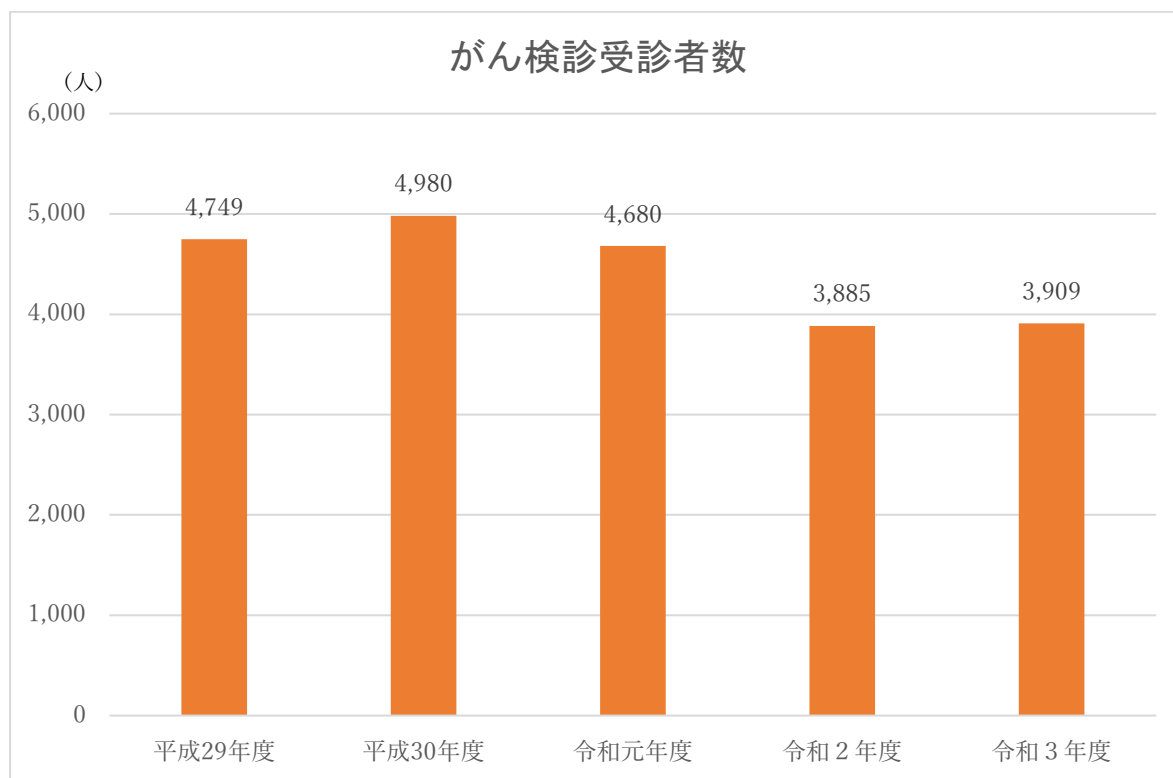
## (20) がん検診受診者数

本町のがん検診受診者数は減少傾向にあり、令和3年度は3,909人と、過去5年の間で最も多かった平成30年度と比較すると1,071人減っています。

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診者数	4,749	4,980	4,680	3,885	3,909

すこやか健康課(各年度3月31日現在)



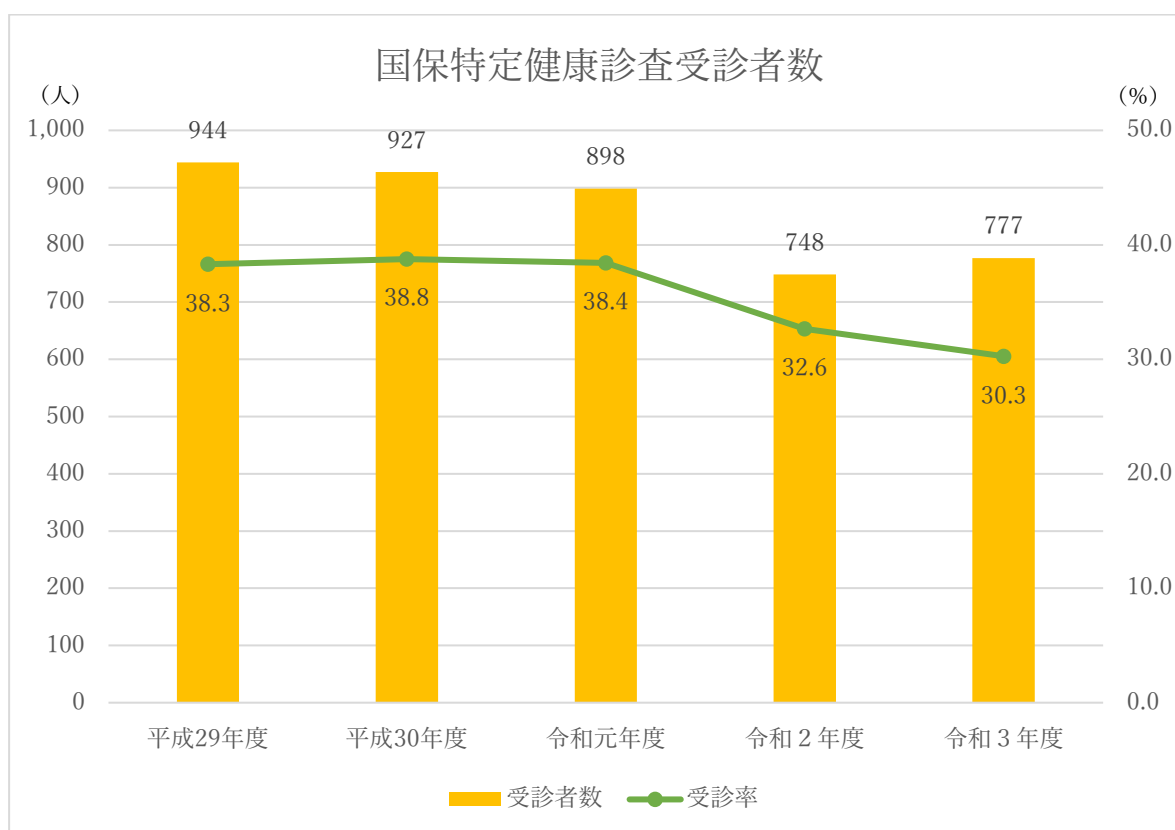
## (21) 国保特定健康診査受診者数

本町の国保特定健康診査の受診者数は、対象者数は増加していますが、一方で受診者数は減少しており、令和3年度の受診率は30.3%と、約7割の方が未受診となっています。

(単位：人、%)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数	2,464	2,392	2,337	2,291	2,567
受診者数	944	927	898	748	777
受診率	38.3	38.8	38.4	32.6	30.3

国保連合会法定報告結果





## (22) 災害時要援護者登録者数

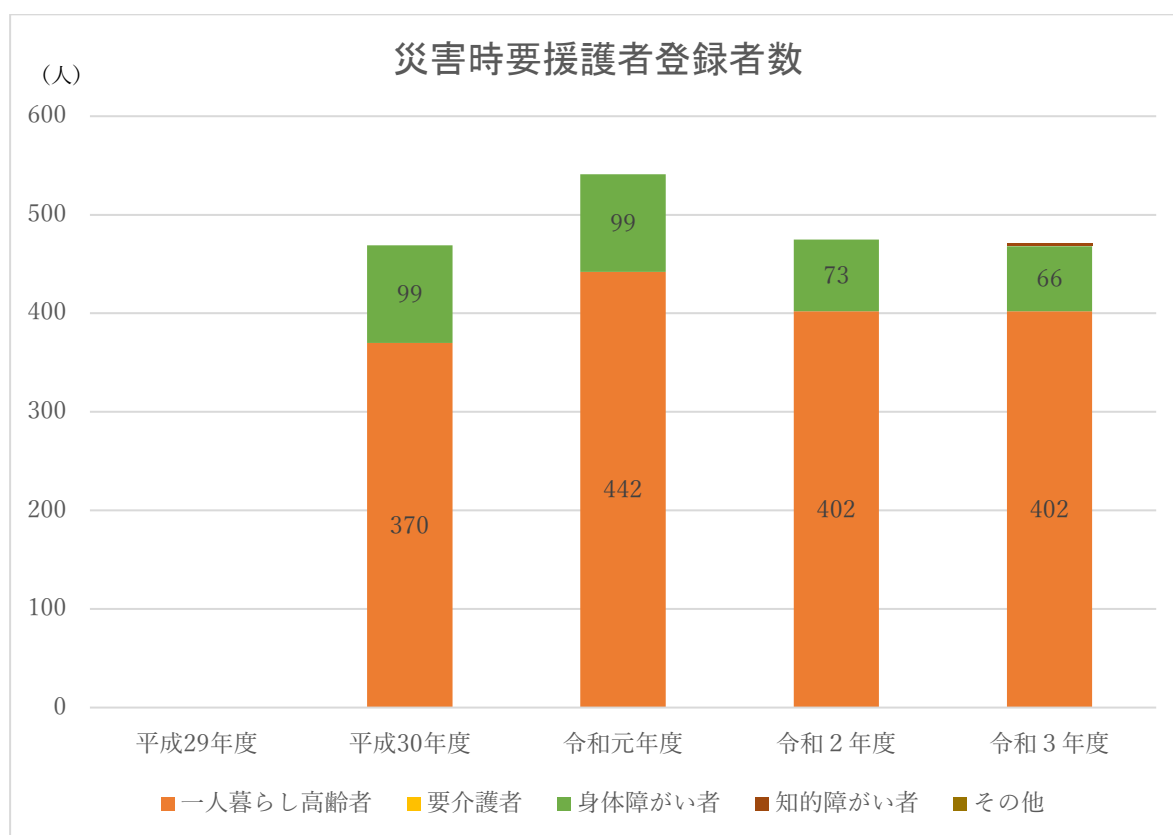
本町の災害時要援護者登録者数は、令和元年度が最も多く、令和2年度からはほぼ横ばいとなっています。

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一人暮らし高齢者	—	370	442	402	402
要介護者	—	0	0	0	0
身体障がい者	—	99	99	73	66
知的障がい者	—	0	0	0	3
その他	—	0	0	0	0
合計	—	469	541	475	471

介護福祉課(各年度6月1日現在)

※ 平成29年度災害援護者登録者数のデータがないため「—」としています。



## 2 第2期計画における取組の振り返り

第2期計画で掲げた7つの取組方針について、その計画期間中における成果及び課題を次のとおり整理しました。

### (1) 子育て支援

#### 【成果】

- ・一時保育や祝日、延長保育など保護者のニーズに柔軟に対応できる保育所等の確保が図られました。
- ・放課後健全育成事業については、利用している児童が明るく、衛生的な環境において、心身ともに健やかな育成が図られました。
- ・子育て支援センター事業については、毎年度町内の保育施設において実施し、安心して利用できる体制の整備と事業内容の充実が図られました。
- ・ひとり親家庭等医療費及び乳幼児、子ども医療費については、対象者への保険診療の自己負担分の助成が図られました。

#### 【課題】

- ・働き方の多様化に対応した子育て支援サービスの提供
- ・虐待、貧困、ヤングケアラー等についての支援

### (2) 障がい者支援

#### 【成果】

- ・育成医療給付事業については、身体に障がいのある18歳未満の方に対して、生活の能力を得るために必要な医療費の助成が講じられました。
- ・障がい者自立支援給付事業については、障がい者（児）に応じて、地域で生活を行えるよう障がい福祉サービスの提供が図られました。
- ・障がい者地域生活支援事業については、障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的に実施がされました。
- ・障がい者（児）補装具給付事業については、失われた部分や、欠陥のある部分を補って必要な身体機能を獲得するため等の補装具の交付や修理の支給が講じられました。
- ・更生医療給付事業については、身体障がい者の身体機能障がいを軽減又は改善させるための医療を行う指定医療機関に委託し、現物支給を行うことが講じられました。

#### 【課題】

- ・障がい者の社会参加への促進
- ・一貫した保健、医療、福祉サービスの提供ができる体制整備の強化

### (3) 高齢・介護サービス

#### 【成果】

- ・認知症ケアパスについては、見直しや普及啓発を実施しており、キャラバン・メイト養成研修や認知症サポーター養成講座を開催し、地域福祉を担う手の掘り起こしと育成が図られました。
- ・介護予防、日常生活支援総合事業については、関係機関と連携し、高齢者の運動機能向上のための教室【通所型サービスC事業（わんつか元気教室）】や65歳以上の方を対象とした入浴サービスや各種趣味活動を行う事業【介護予防普及啓発事業（ハート生き生き事業）】を実施し、生涯を通じて自立して暮らしを支えていけるよう活動しました。
- ・老人クラブ活動については、補助金を交付し、活動の促進とクラブの育成が図られました。

#### 【課題】

- ・コロナ禍における認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業への対応
- ・介護予防、日常生活支援総合事業や老人クラブ活動への参加者が安心して参加できるような感染予防や働きかけ

### (4) 住まい

#### 【成果】

- ・町営住宅への入居の案内を担当課へつなげ、住宅確保の支援が図られました。
- ・三戸地域自立相談窓口（青森県委託事業）へつなげ、住居確保の支援が図られました。
- ・階上町障害者相談支援事業については、町が委託契約している4事業所とも相談できる体制の整備が図られました。

#### 【課題】

- ・町営住宅へのスムーズな入居
- ・階上町障害者相談支援事業の住宅入居支援事業への対応
- ・委託事業者との連携の強化
- ・住宅セーフティネット制度の促進

### (5) 健康づくり

#### 【成果】

- ・「健康宣言、健康五つ星」「三種の神器事業」、「8,000歩ちょっとそこまでGOGOGO事業」への参加者の生活習慣、健康状態の改善が図られました。
- ・健康診断における尿中塩分量の減少、30分以上の運動習慣がある人の割合が増加しました。

#### 【課題】

- ・地域の実情に応じた健康づくりの推進
- ・ウィズコロナ時代の新しい健康づくりの展開

## (6) 生活支援

### 【成果】

- ・生活困窮者の早期発見と早期対応ができるよう民生委員児童委員と連携し、地域による予防活動、自助、共助機能を高める施策の推進が図られました。
- ・三戸地域自立相談窓口（青森県委託事業）や町社会福祉協議会等と連携し、地域支援体制の構築が図られました。
- ・生活支援や就労支援に関しては、介護福祉課が窓口となり、三戸地域自立相談窓口等と連携し、生活困窮者への包括的な相談支援が図られました。

### 【課題】

- ・経済的困窮に至った、高齢、障がい、子育て、孤立など複合的な生活問題を抱えた方への根本的な課題解決に向けた相談支援体制の他機関との連携の強化
- ・ひきこもりや高齢の親と無職独身の子が同居している世帯(8050問題)等の複雑化した世帯又は、生活保護廃止後の世帯への対応など、制度の挟間に属する世帯に対する相談支援体制の他機関との連携の強化

## (7) 地域医療

### 【成果】

- ・緊急医療体制の確立については、八戸圏域連携中枢都市圏連携協約に基づくドクターヘリとドクターカーの併用により救急医療における地域格差が緩和されるとともに、救急患者の救命率及び社会復帰率が向上しました。
- ・医療体制の構築については、私立の内科医院が2か所、歯科医院が3か所と維持されています。
- ・広域医療構想の検討に関して、青森県地域医療構想調整会議へ出席し、関係者で認識を共有し、地域医療構想の実現に向けた協議を行いました。

### 【課題】

- ・運用に係る経費を負担
- ・町内医療機関の診療科目が限られているため、八戸市の医療施設へ多くの町民が受診しているのが現状であるが、引き続き地域医療構想の実現に向けた関係者との共通認識の共有

### 3 福祉に関する住民意識調査の概要

(1) 調査目的

少子高齢化と人口減少、核家族化の進行等により、地域社会を取り巻く状況は大きく変化し、福祉ニーズは増大かつ多様化しており、より地域に根ざした地域福祉活動の充実が求められている中、第3期階上町地域福祉計画及び第4次階上町地域福祉活動計画の策定に向け、地域の福祉課題やニーズの把握を行うために実施する。

(2) 実施主体

階上町、階上町社会福祉協議会

(3) 調査期間

令和4年2月14日～3月18日

(4) 調査方法

調査票を郵送し返信用封筒により回答

(5) 調査対象者

500世帯

※令和3年11月30日現在で住民登録されている方のうち、20歳以上79歳以下の町民を地区別年代ごとに無作為抽出

(6) 回答数

225 (回答率 45.0%)

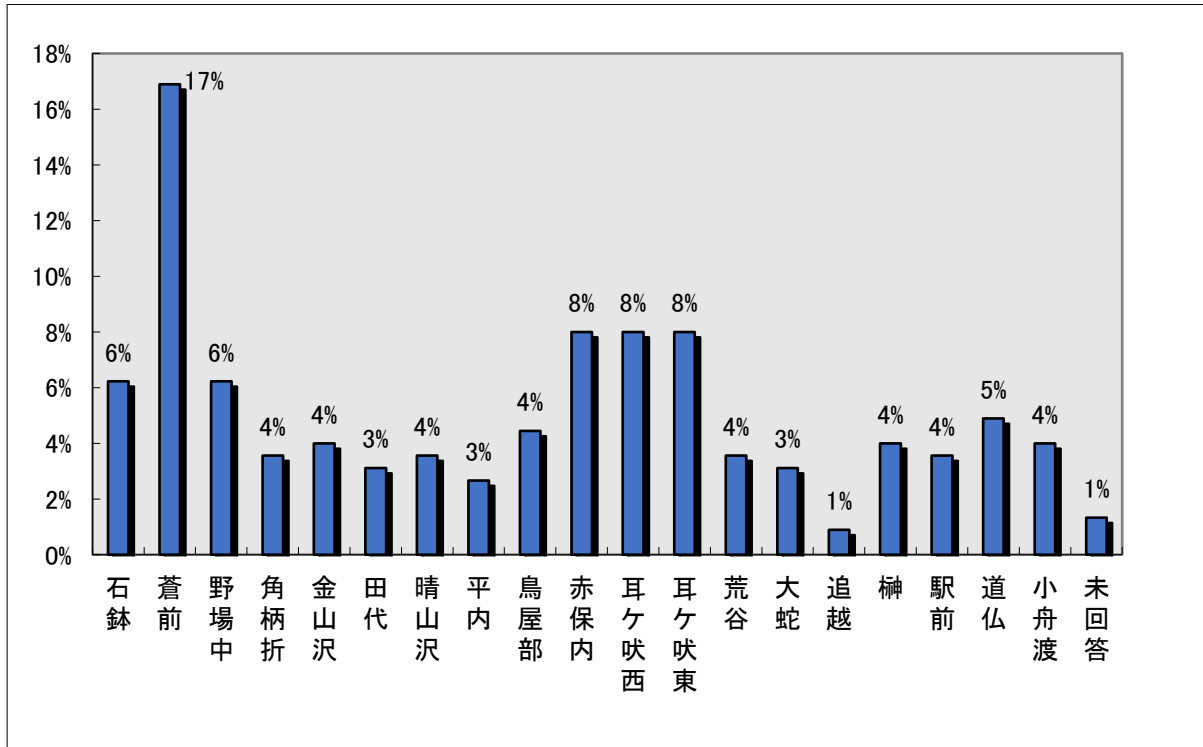
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	合計
送付数	59	62	76	96	114	93	500
回答数	25	24	36	39	52	49	225
回答率	42.4%	38.7%	47.4%	40.6%	45.6%	52.7%	45.0%

**【回答結果】**

問①から問⑧は、あなたご自身のことについてお尋ねします。

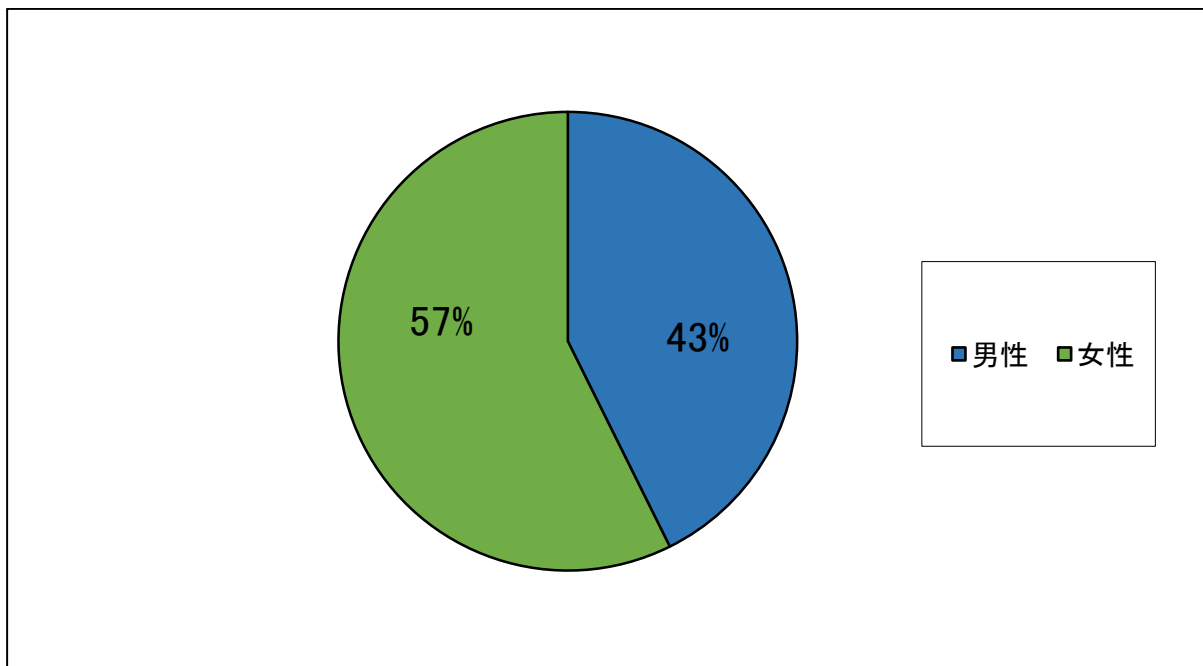
問① お住まいの地区はどこですか。

蒼前地区が17%と最も高く、次いで赤保内地区、耳ヶ吠西地区、耳ヶ吠東地区が8%、続いて石鉢地区、野場中地区が6%であった。



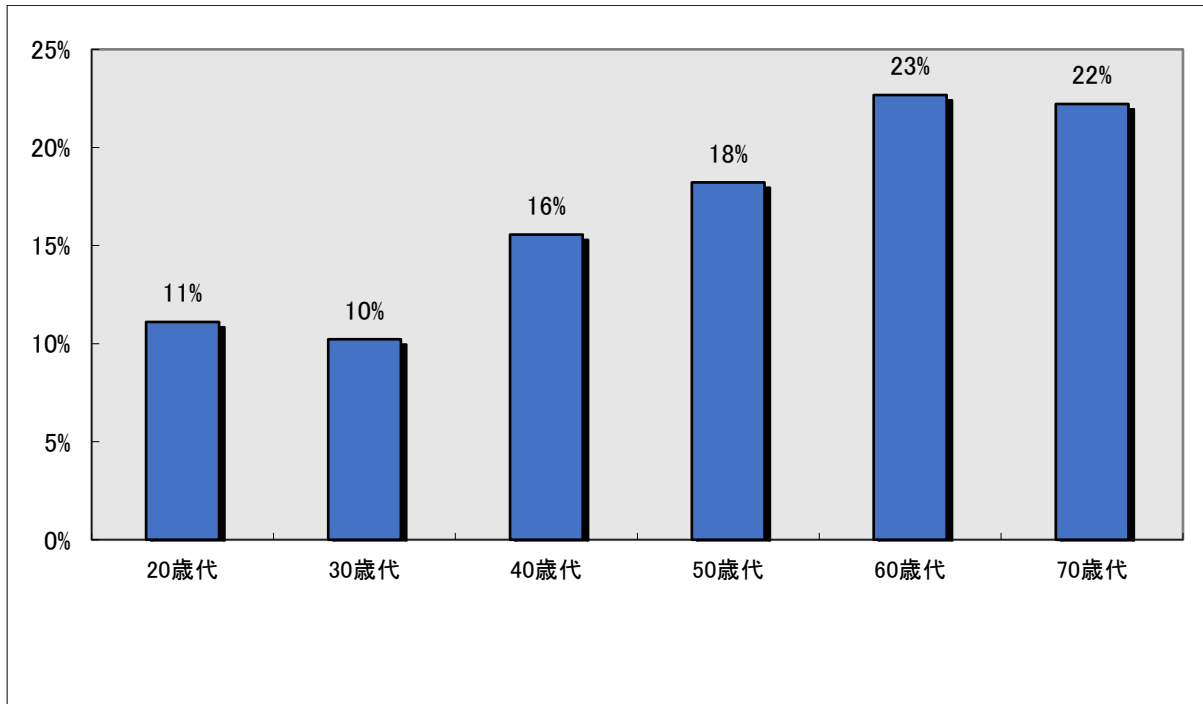
問② 性別についてお答えください。

回答された方のうち、男性が43%で女性が57%と女性の回答率が高かった。



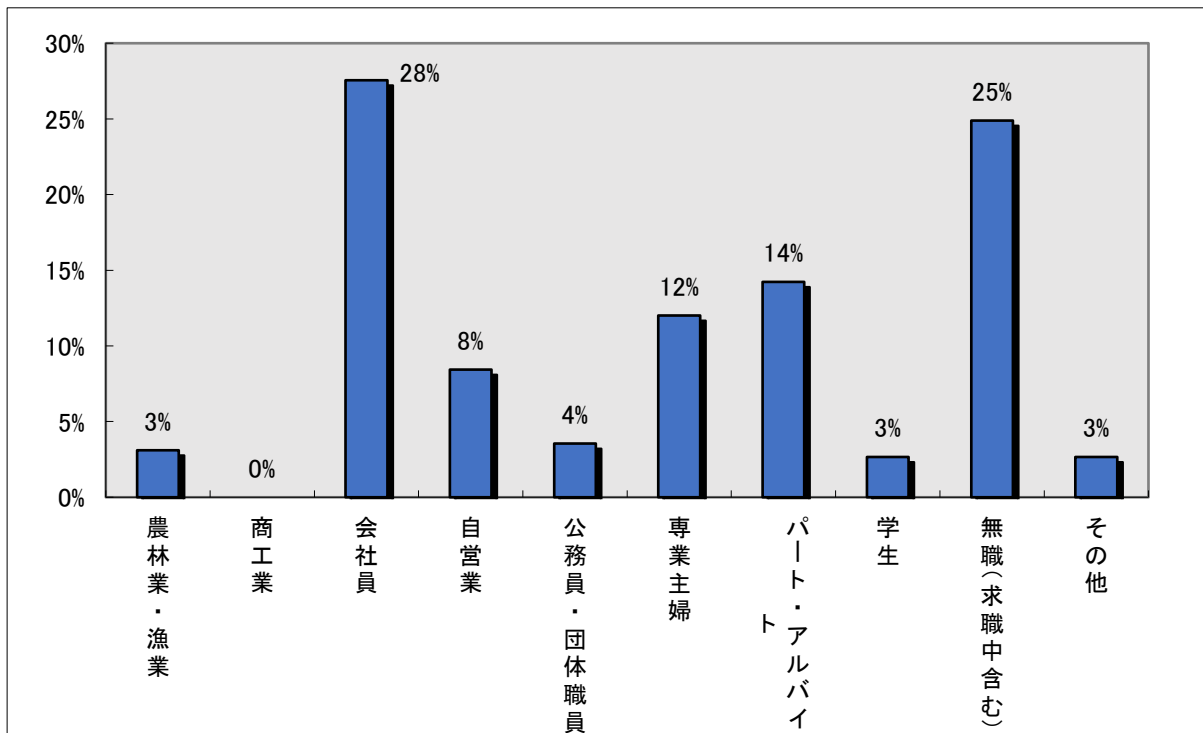
問③ 年齢についてお答えください。

60歳代が23%と最も高く、次いで70歳代の22%、50歳代が18%と続いている。30歳代が最も低く10%であった。



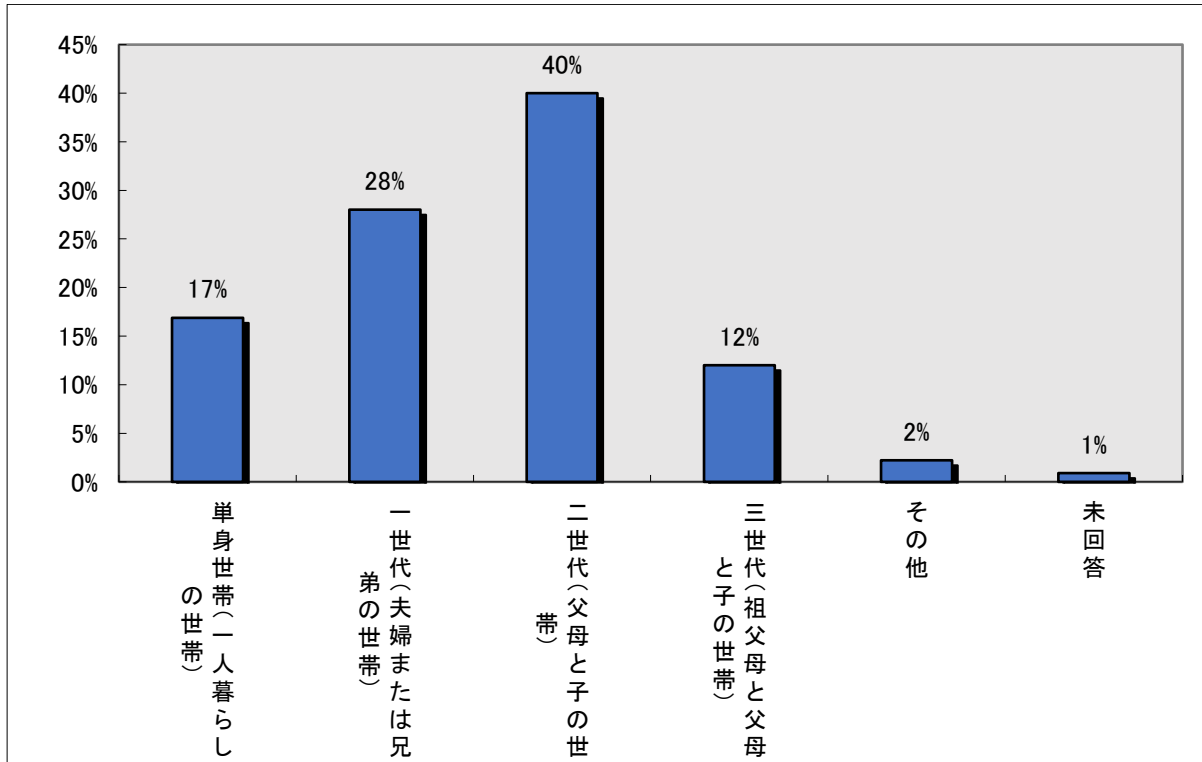
問④ 現在の職業についてお答えください。(○は1つ)

会社員が28%と最も高く、次いで無職(求職中を含む)が25%、パート・アルバイトが14%、専業主婦が12%と続いている。



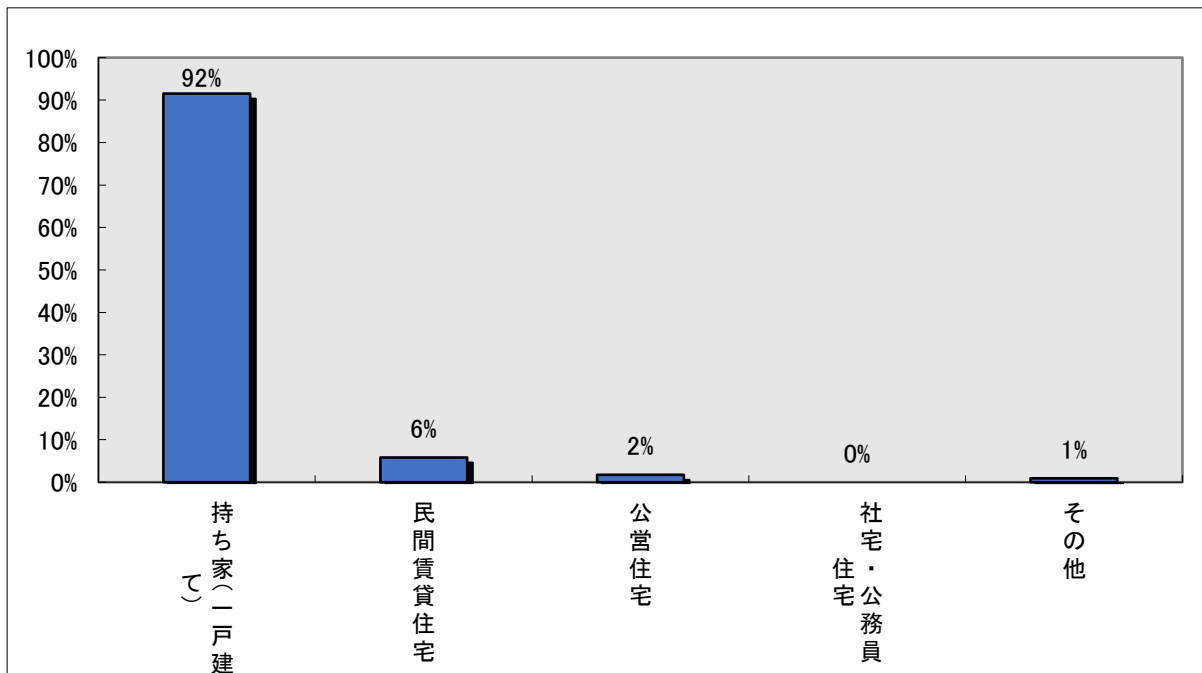
問⑤ 現在の世帯構成についてお答えください。

二世帯（父母と子の世帯）が40%と最も多く、次いで一世帯（夫婦または兄弟の世帯）が28%、単身世帯（一人暮らし）が17%、三世帯（祖父母と父母と子の世帯）が12%と続いている。



問⑥ 現在のお住まいについてお答えください。

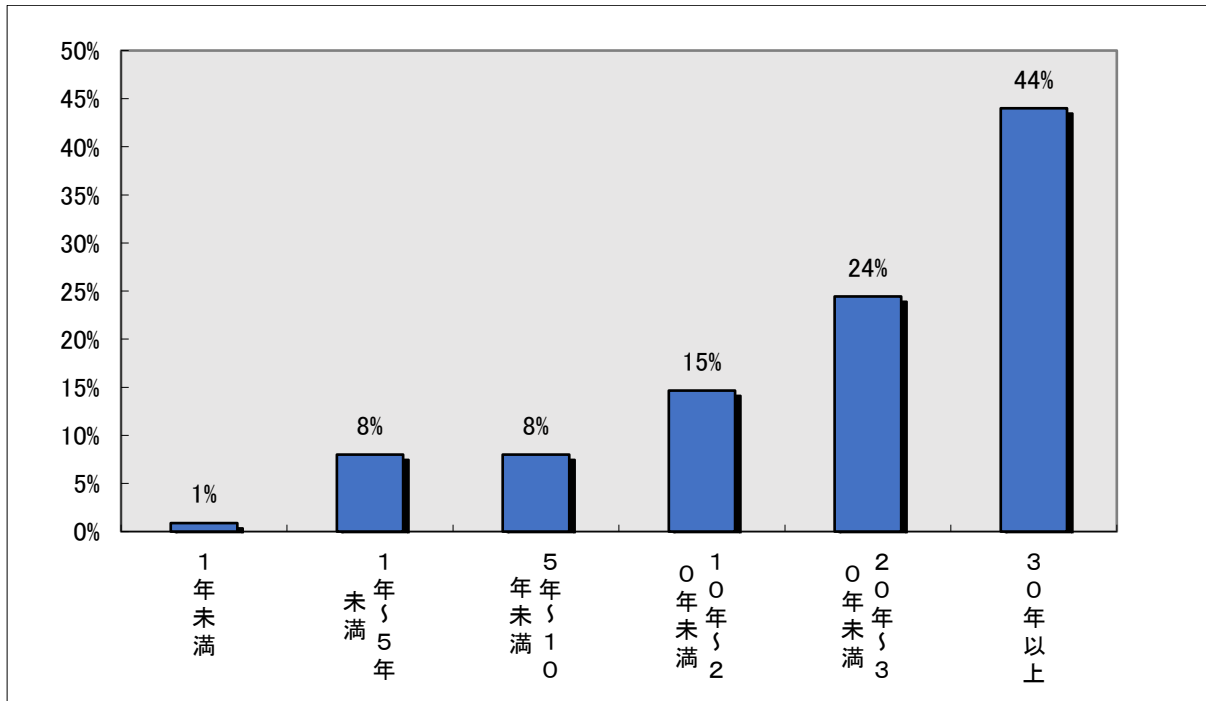
持ち家（一戸建て）が92%と最も高く、次いで民間賃貸住宅が6%、公営住宅が2%、その他1%と続いている。





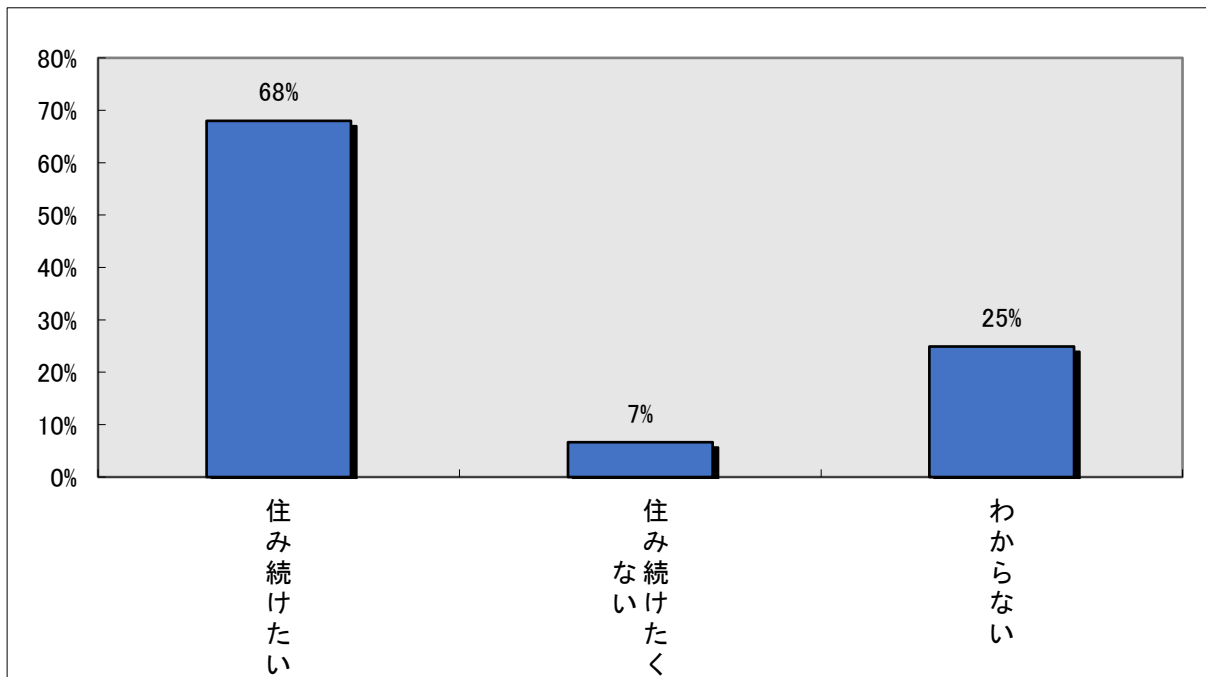
問⑦ 階上町に住んで何年になりますか。

「30年以上」が44%と最も高く、次いで「20年～30年未満」が24%、「10年～20年未満」が15%と続いている。



問⑧ これからも階上町に住み続けたいと思いますか。

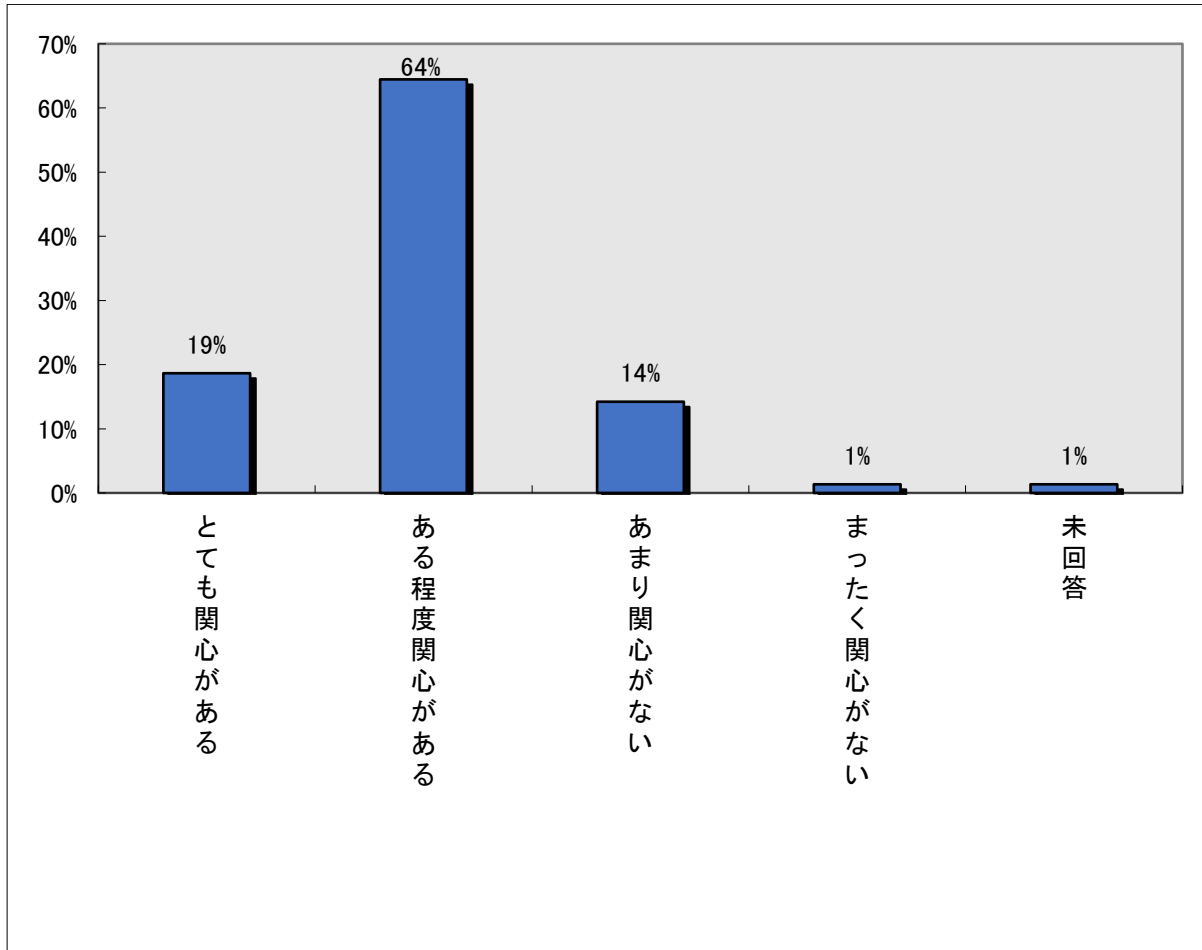
「住み続けたい」が68%と最も高く、次いで「わからない」が25%、「住み続けたくない」が7%と続いている。



社会福祉についてお尋ねします。

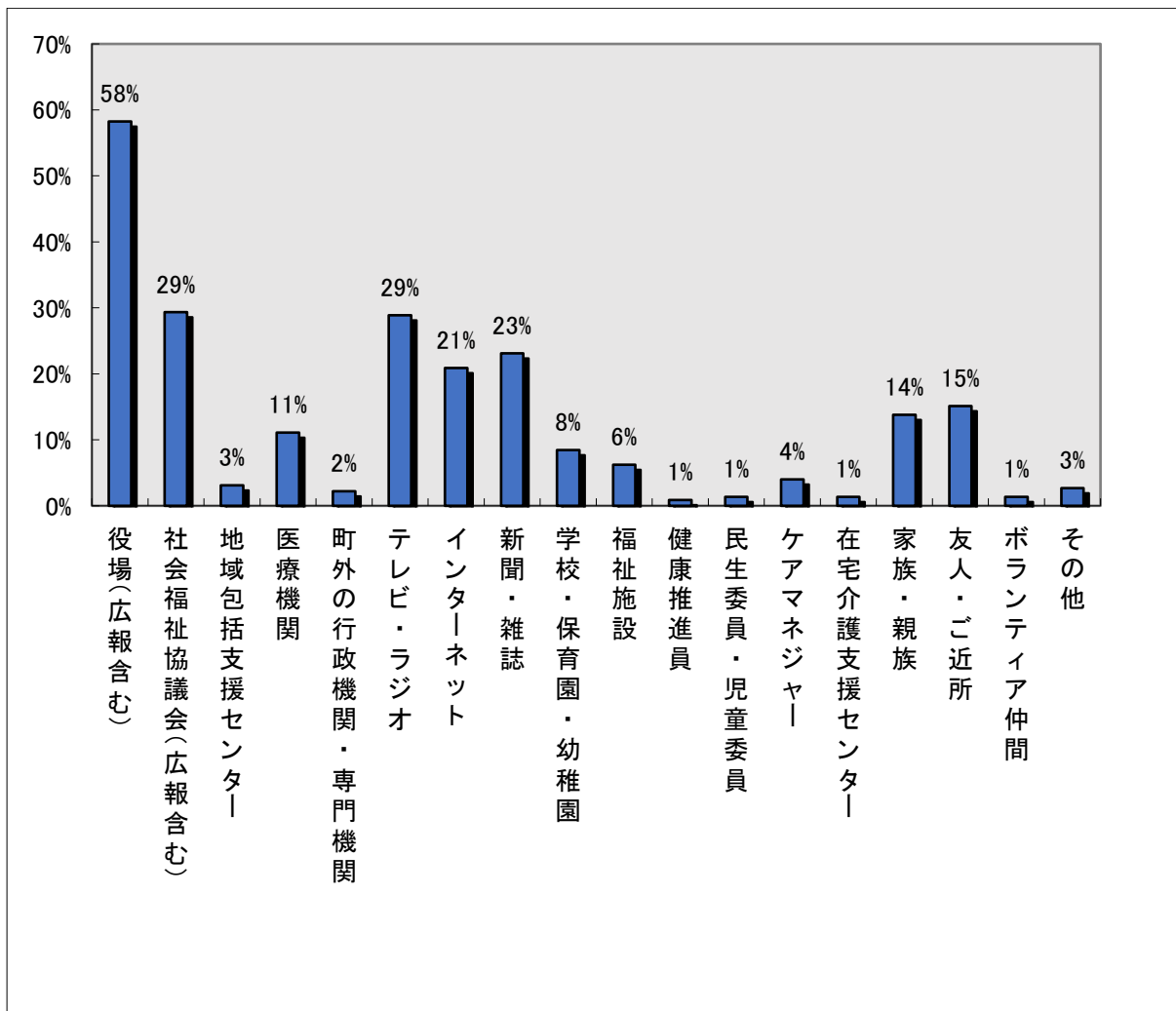
問1 「福祉」について関心がありますか。(○は1つ)

「ある程度は関心がある」が64%と最も高く、次いで「とても関心がある」が19%、「あまり関心がない」が14%と続いている。



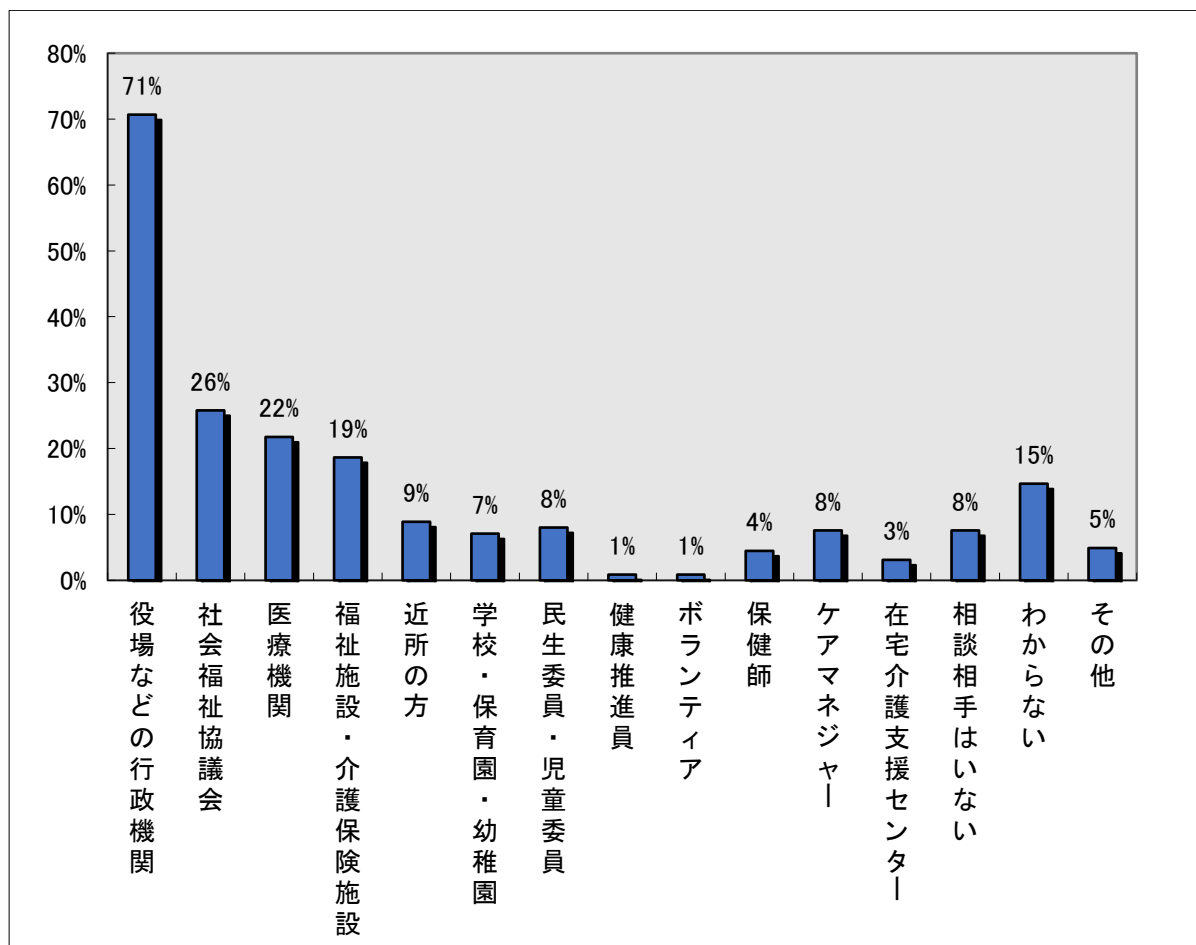
問2 「福祉」に関する情報をどこから得ていますか。(〇は3つまで)

役場(広報含む)が58%と最も高く、次いで社会福祉協議会(広報含む)と「テレビ・ラジオ」が29%、「新聞・雑誌」が23%と続いている。



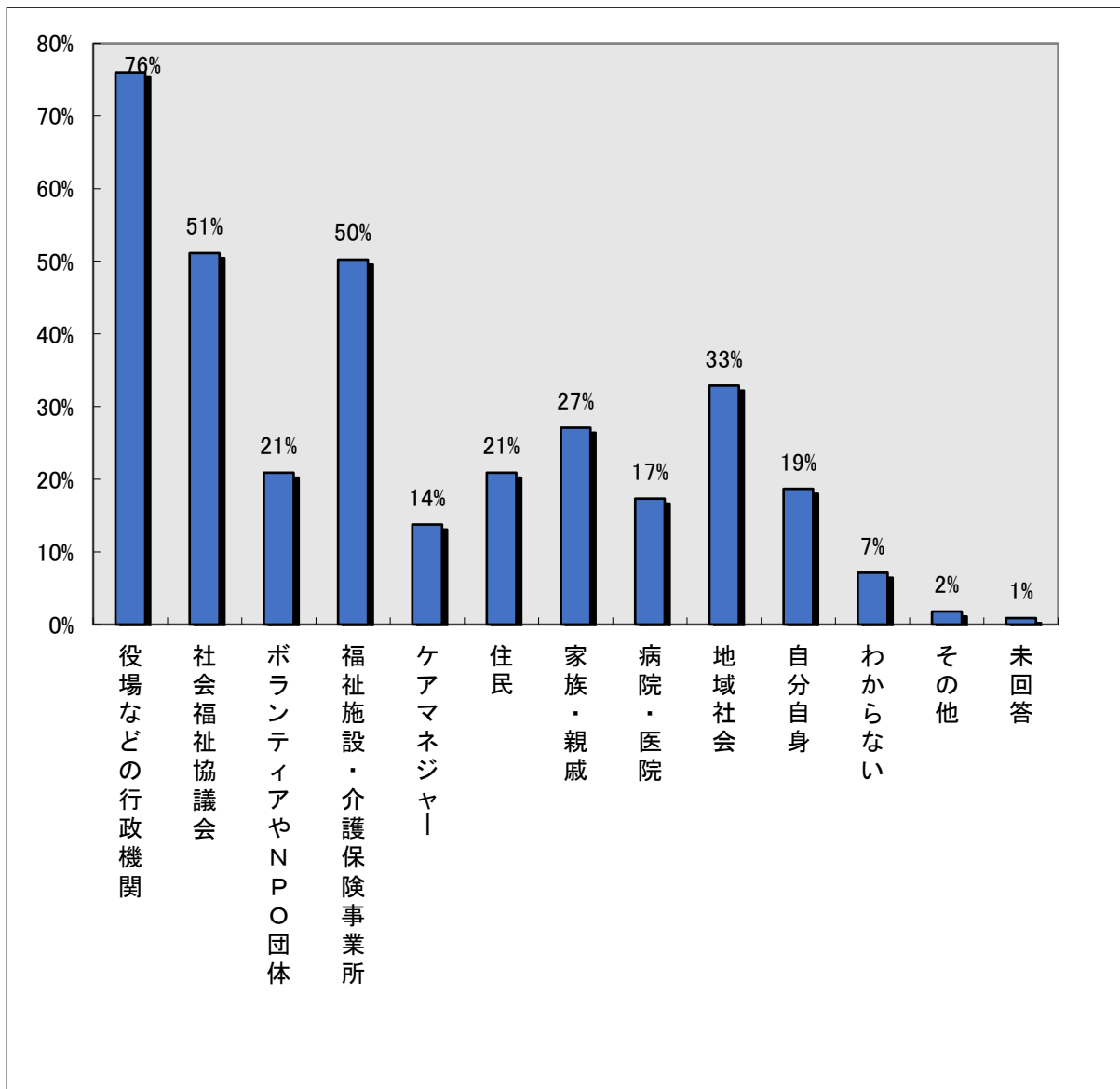
問3 「福祉」に関することで困ったとき、家族や友人以外で誰に（どこに）相談しますか。（〇はいくつでも）

「役場等の行政機関」が71%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が26%、「医療機関」が22%、「福祉施設・介護保険施設」19%と続いている。



問4 「福祉」を支えていくのは誰（どこ）だと思いますか。（〇はいくつでも）

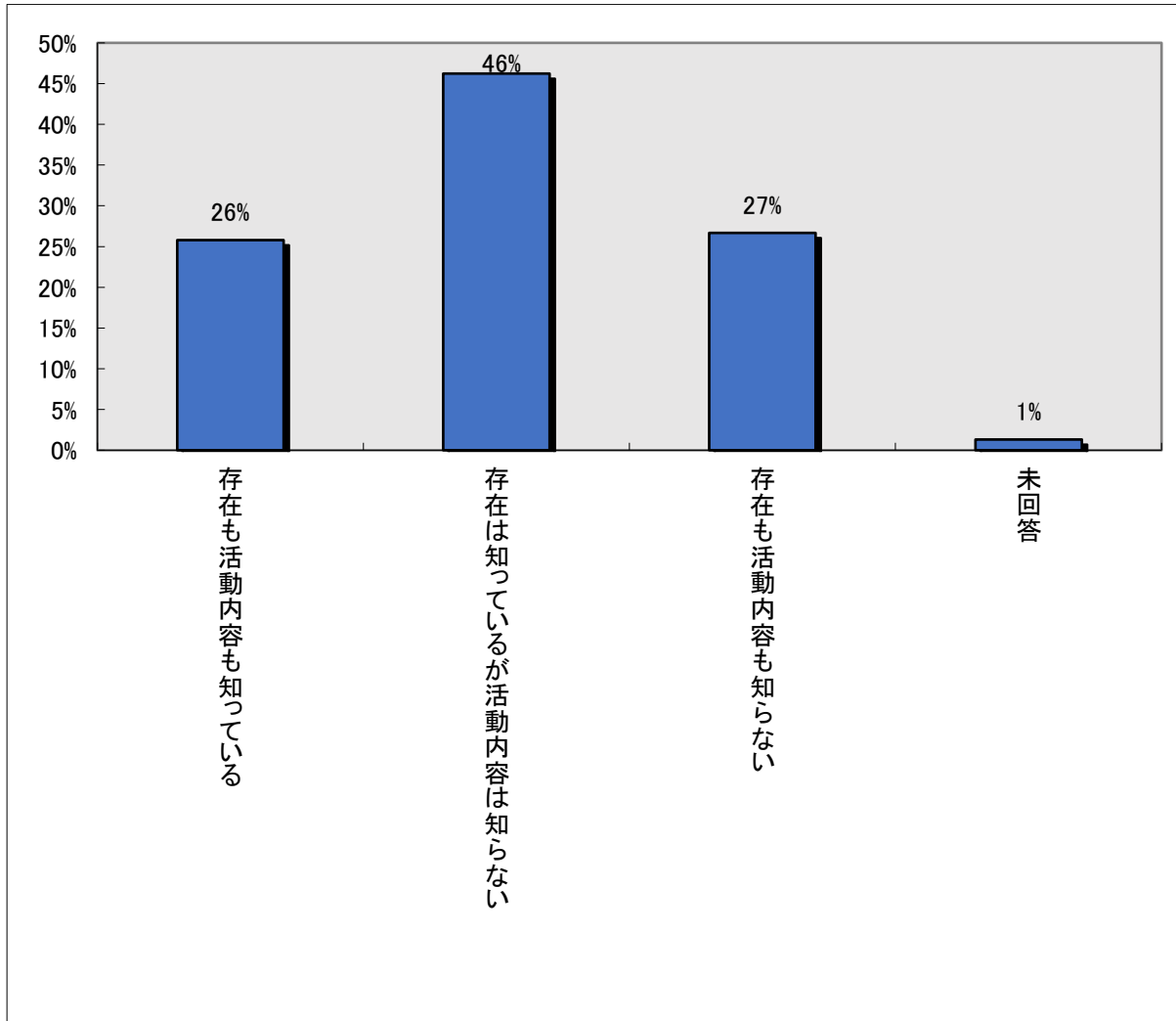
「役場などの行政機関」が76%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が51%、「福祉施設・介護保険事業所」が50%と続いている。



社会福祉協議会についてお尋ねします。

問5 「階上町社会福祉協議会」を知っていますか。(〇は1つ)

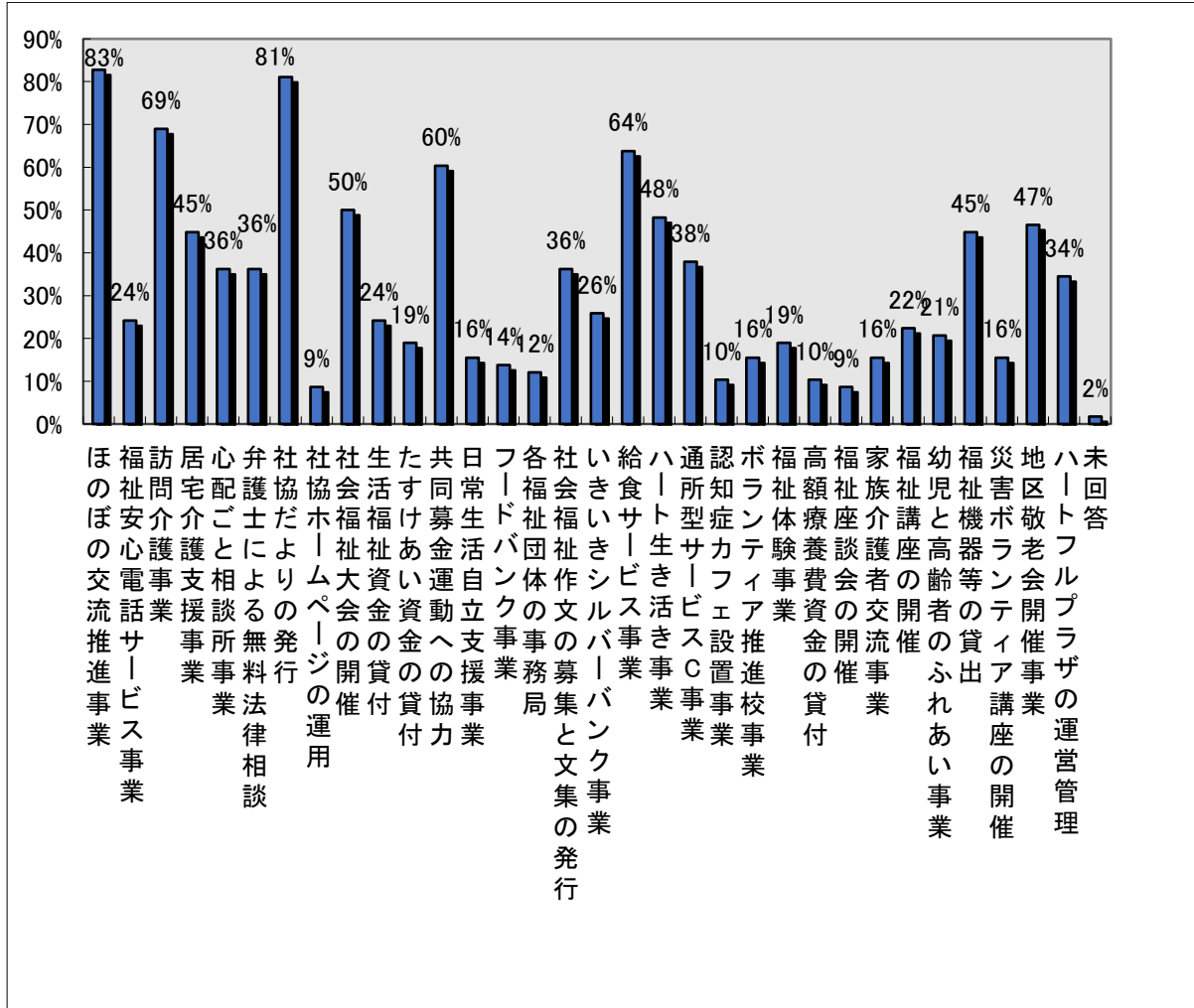
「存在は知っているが活動内容は知らないが、46%と最も高く、次いで「存在も活動内容も知らない」が27%、「存在も活動内容も知っている」が26%と続いている。



(問5で「1 存在も活動内容も知っている」に○をつけた方にお聞きします。)

問5-1 「社会福祉協議会」では次のような事業を行っておりますが、あなたの知っている事業をお答えください。(○はいくつでも)

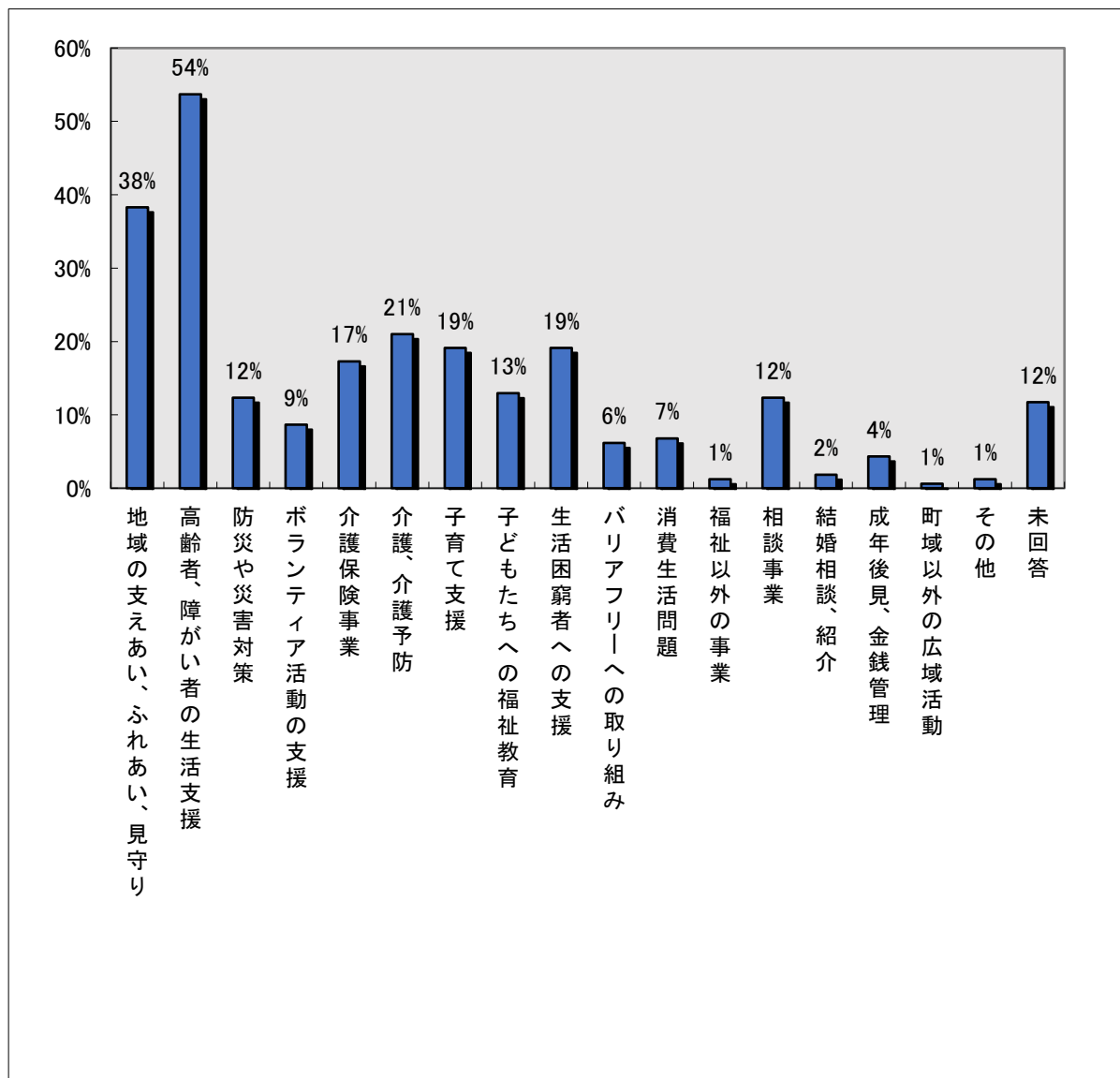
「ほのぼのの交流推進事業」が83%と最も高く、次いで「社協だよりの発行」が81%、「訪問介護事業」が69%、「給食サービス事業」が64%と続いている。



(問5で「1 存在も活動内容も知っている」または「2 存在は知っているが活動内容は知らない」に○をつけた方にお聞きします。)

問5-2 「社会福祉協議会」が積極的に実施すべき事業は何だと思いますか。(○は3つまで)

「高齢者、障がい者の支援」が54%と最も高く、次いで「地域の支えあい、ふれあい、見守り」が38%、「介護、介護予防」が21%と続いている。

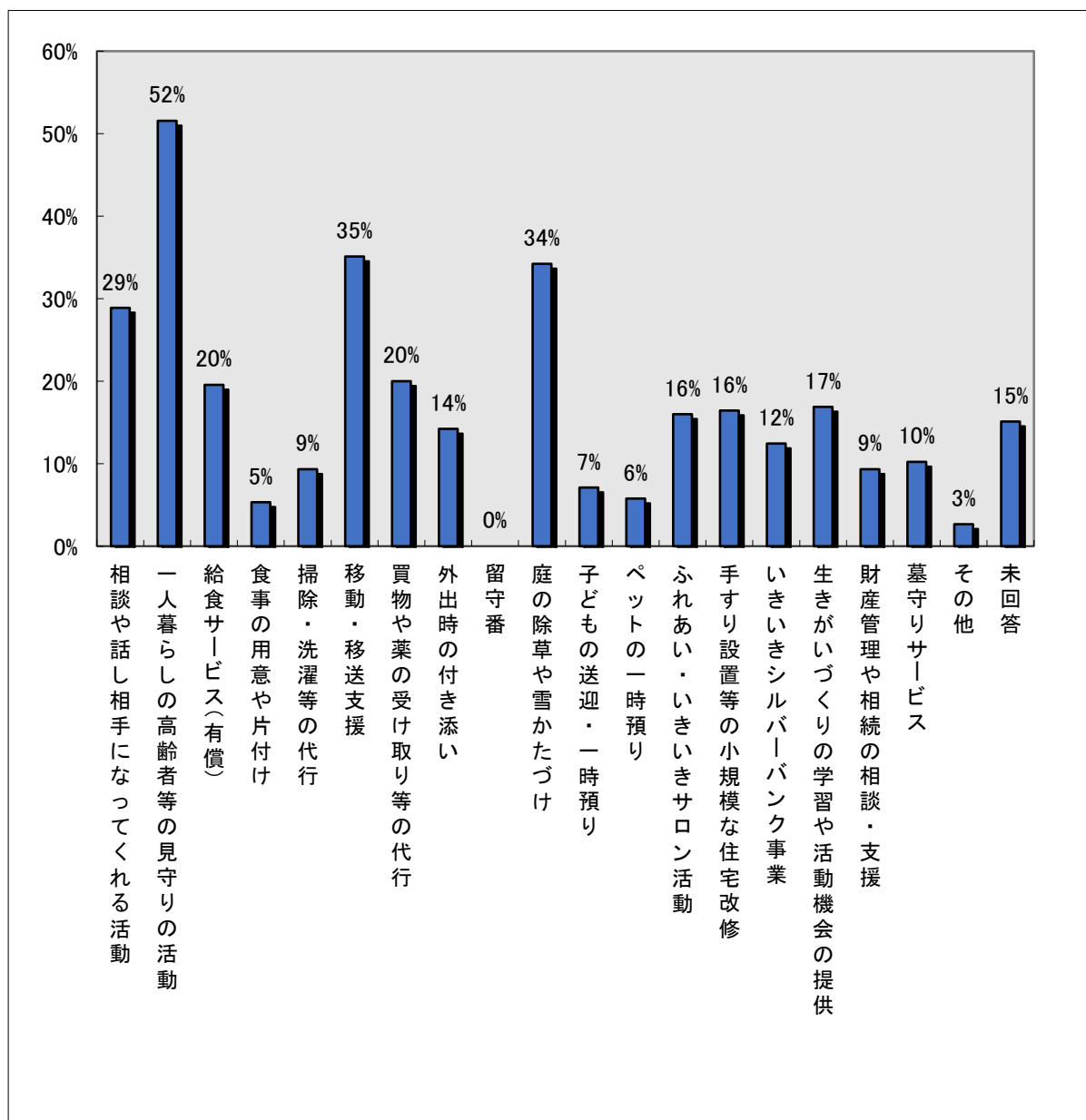




問6 下記の項目には現在社会福祉協議会で行っていない事業も含まれていますが、現在または将来、利用したいと思う事業・サービスがあればお答えください。(〇はいくつでも)

「一人暮らしの高齢者等の見守りの活動」が52%と最も高く、次いで「移動・移送支援」が35%、「庭の除草や雪かたづけ」が34%と続いている。

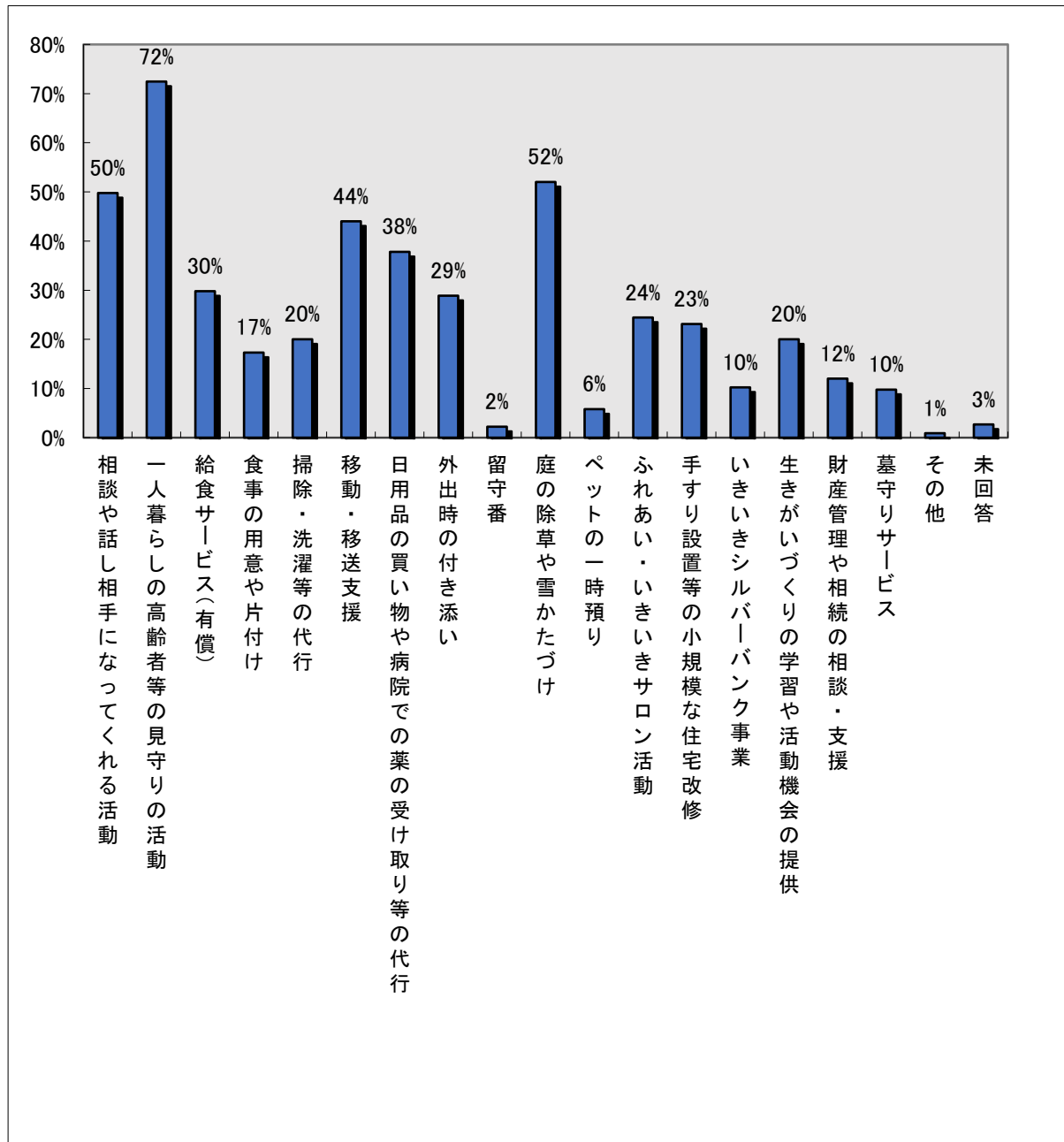
「墓守サービス」の10%や「ペットの一時預かり」の6%など、社会福祉協議会や役場でも行っていないサービスのニーズが見られた。



高齢者福祉についてお尋ねします。

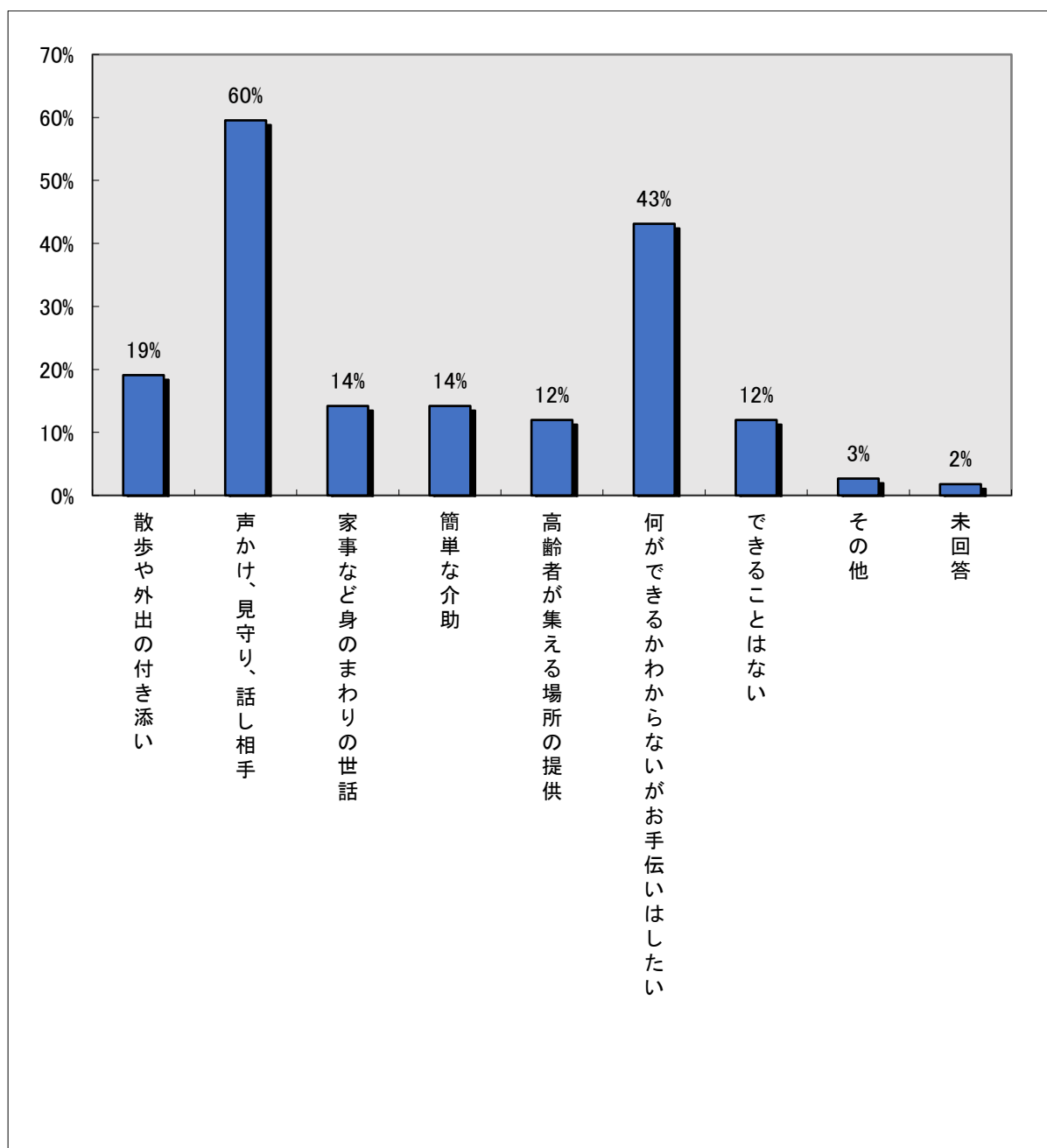
問7 「高齢者」を支える福祉サービスとして必要と思われるものは何だと思えますか。  
(〇はいくつでも)

「一人暮らしの高齢者等の見守りの活動」が72%と最も高く、次いで「庭の除草や雪かたづけ」が52%、「相談や話し相手になってくれる活動」が50%、「移動・移送支援」が44%と続いている。



問8 「高齢者」が地域で安心して暮らせるために、あなたにできることは何だと思えますか。(〇はいくつでも)

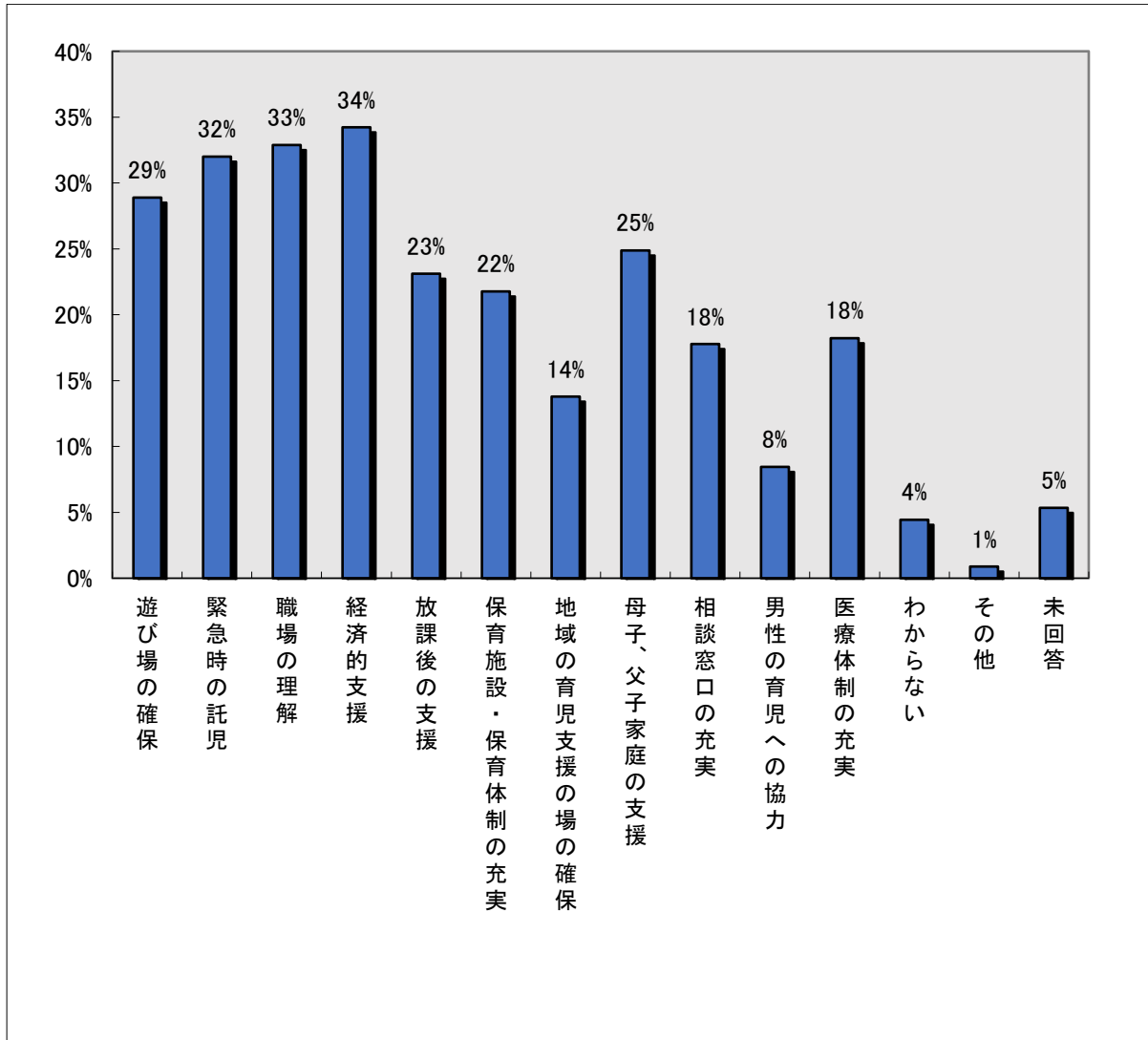
「声かけ、見守り、話し相手」が60%と最も高く、次いで「何ができるかわからないがお手伝いはしたい」が43%、「散歩や外出の付き添い」が19%と続いている。



子どもの福祉についてお尋ねします。

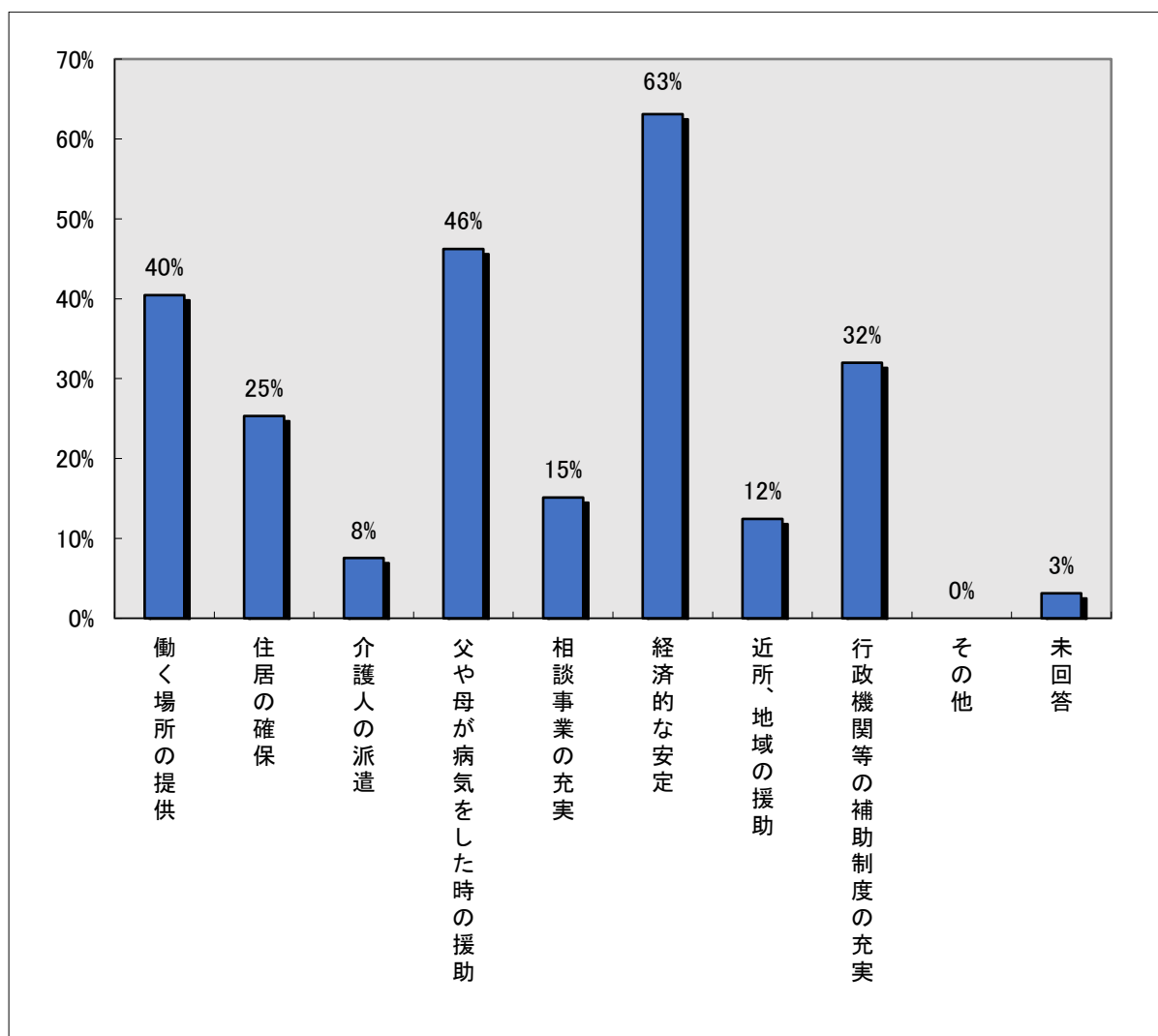
問9 あなたが考える「子育て」に必要な支援は何だと思えますか。(〇は3つまで)

「経済的支援」が34%と最も高く、次いで「職場の理解」33%、「緊急時の託児」32%  
「遊び場の確保」の29%と続いている。



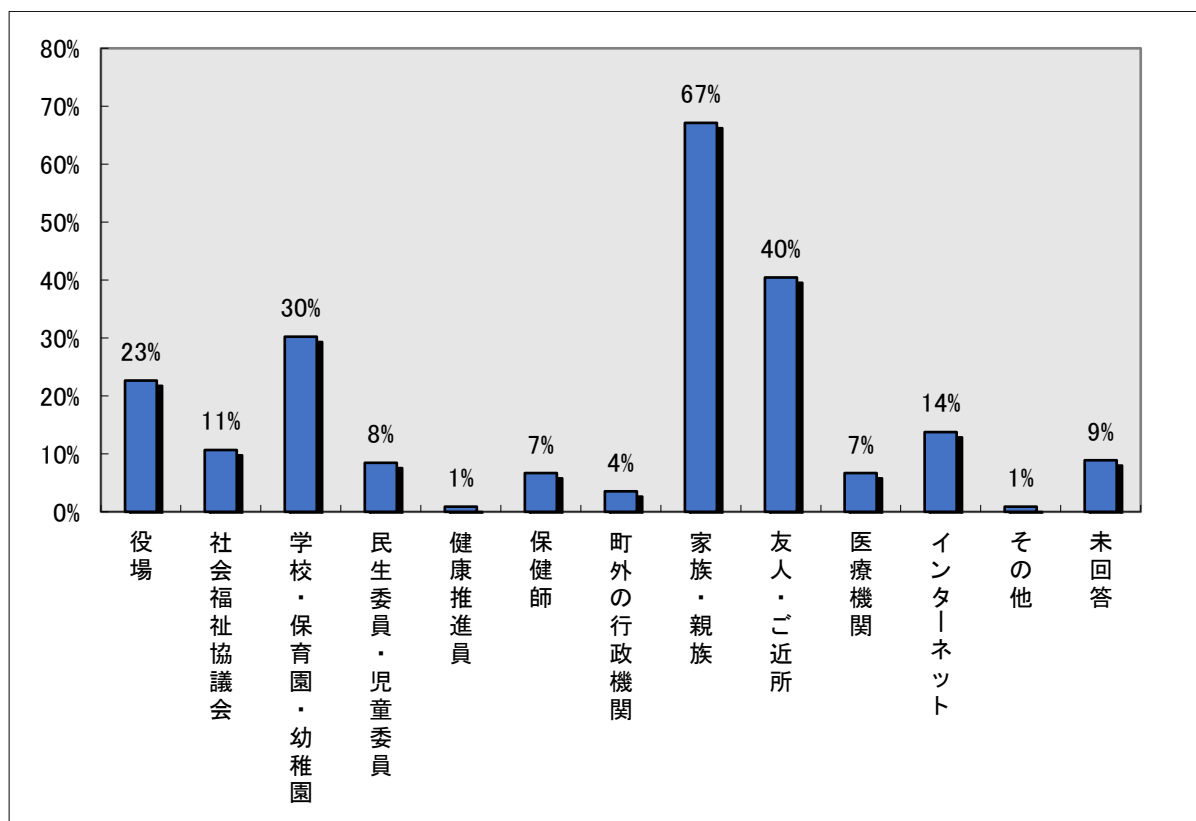
問 10 あなたが考える「一人親世帯」への必要な支援は何だと思いますか。(〇は3つまで)

「経済的な安定」が63%と最も高く、次いで「父や母が病気をした時の援助」46%、「働く場所の提供」が40%と続いている。



問 11 「子育て」で困ったことについて、まず、どこ（だれ）に相談しようと思いますか。またしていますか。（〇は3つまで）

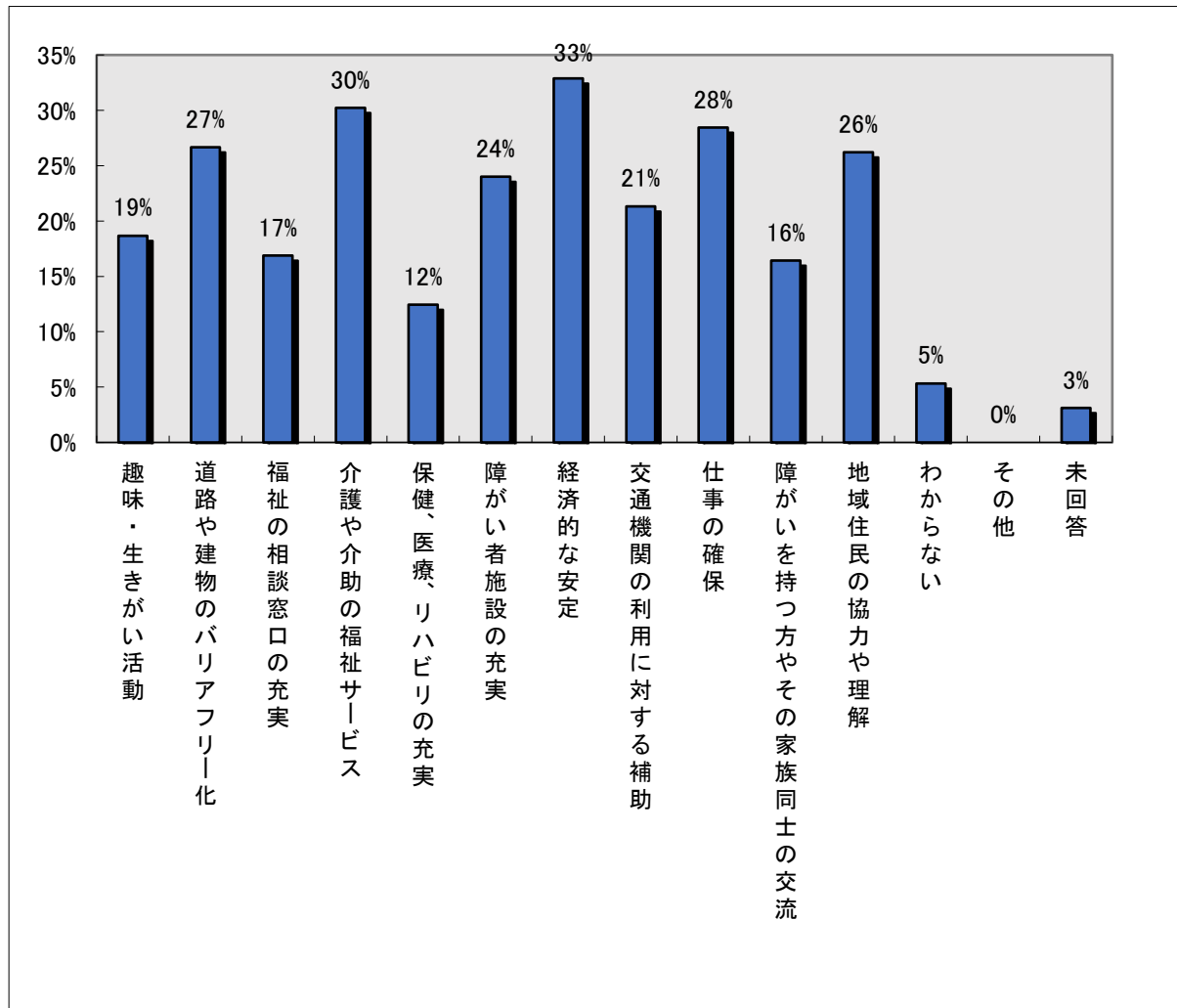
「家族・親族」が67%と最も高く、次いで「友人・ご近所」が40%、「学校・保育園・幼稚園」が30%と続いている。



障がい福祉についてお尋ねします。

問 12 「障がいをもつ方」が地域で安心して暮らせるために大切なことは何だと思いま  
すか。(〇は3つまで)

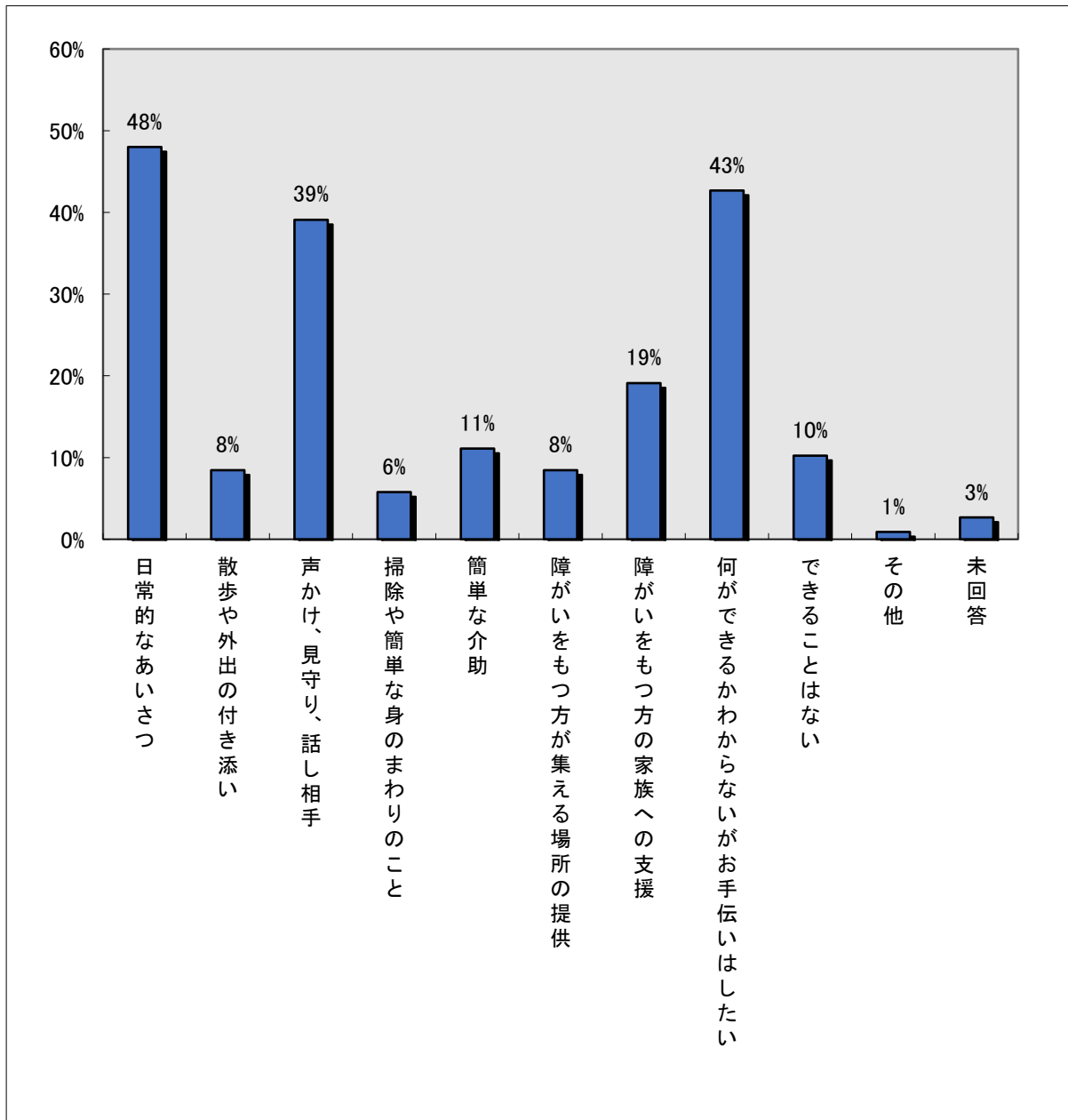
「経済的な安定」が33%と最も高く、次いで「介護や介助の福祉サービス」が30%、  
「仕事の確保」が28%、「道路や建物のバリアフリー化」が27%と続いている。



問 13 「障がいをもつ方」が地域で安心して暮らせるために、あなたにできることは何だと思えますか。(〇はいくつでも)

「日常的なあいさつ」が48%と最も高く、次いで「何ができるかわからないがお手伝いはしたい」が43%、「声かけ、見守り、話し相手」が39%と続いている。

また、「できることはない」と答えた方が10%の割合であった。

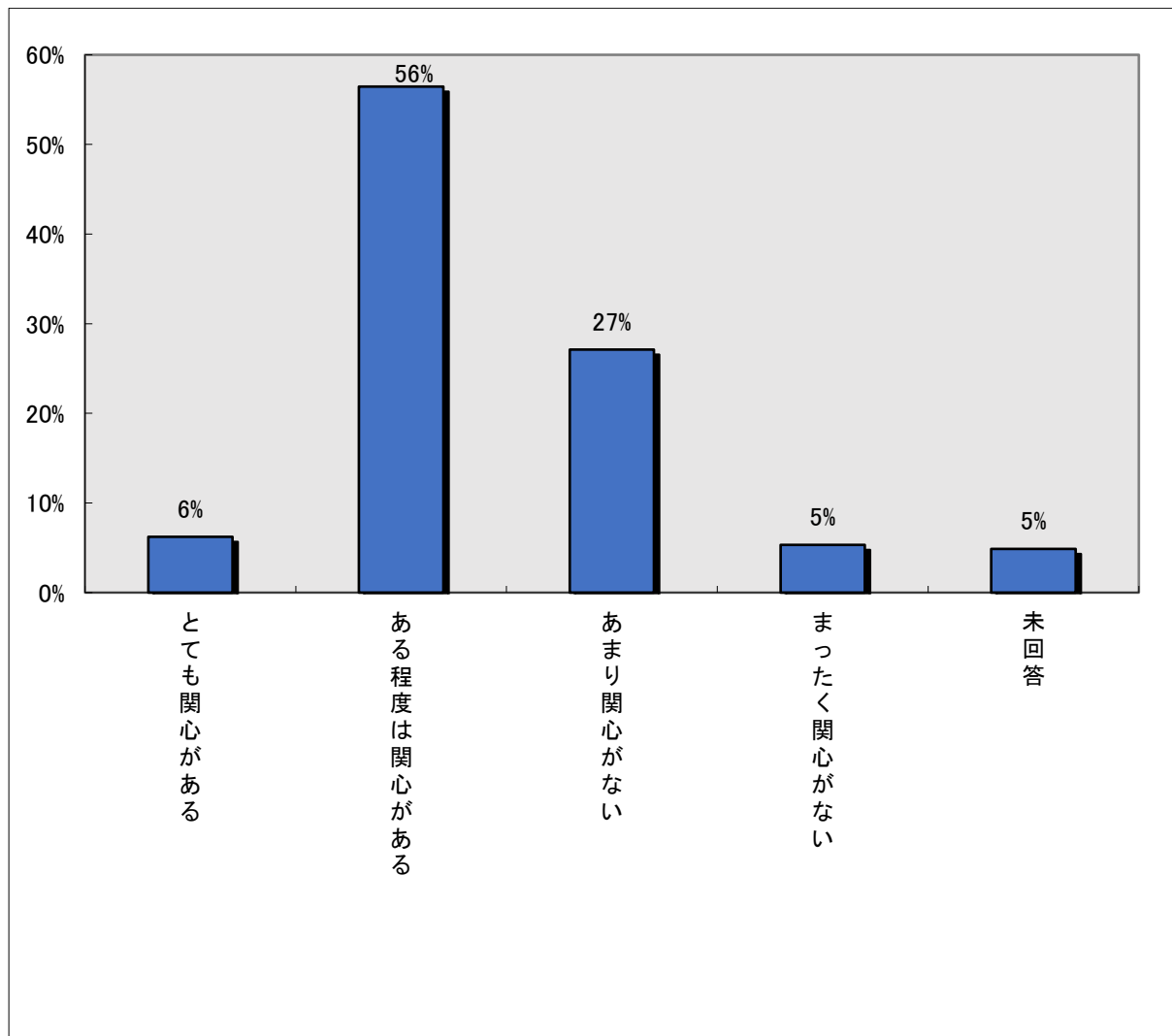




ボランティア活動についてお尋ねします。

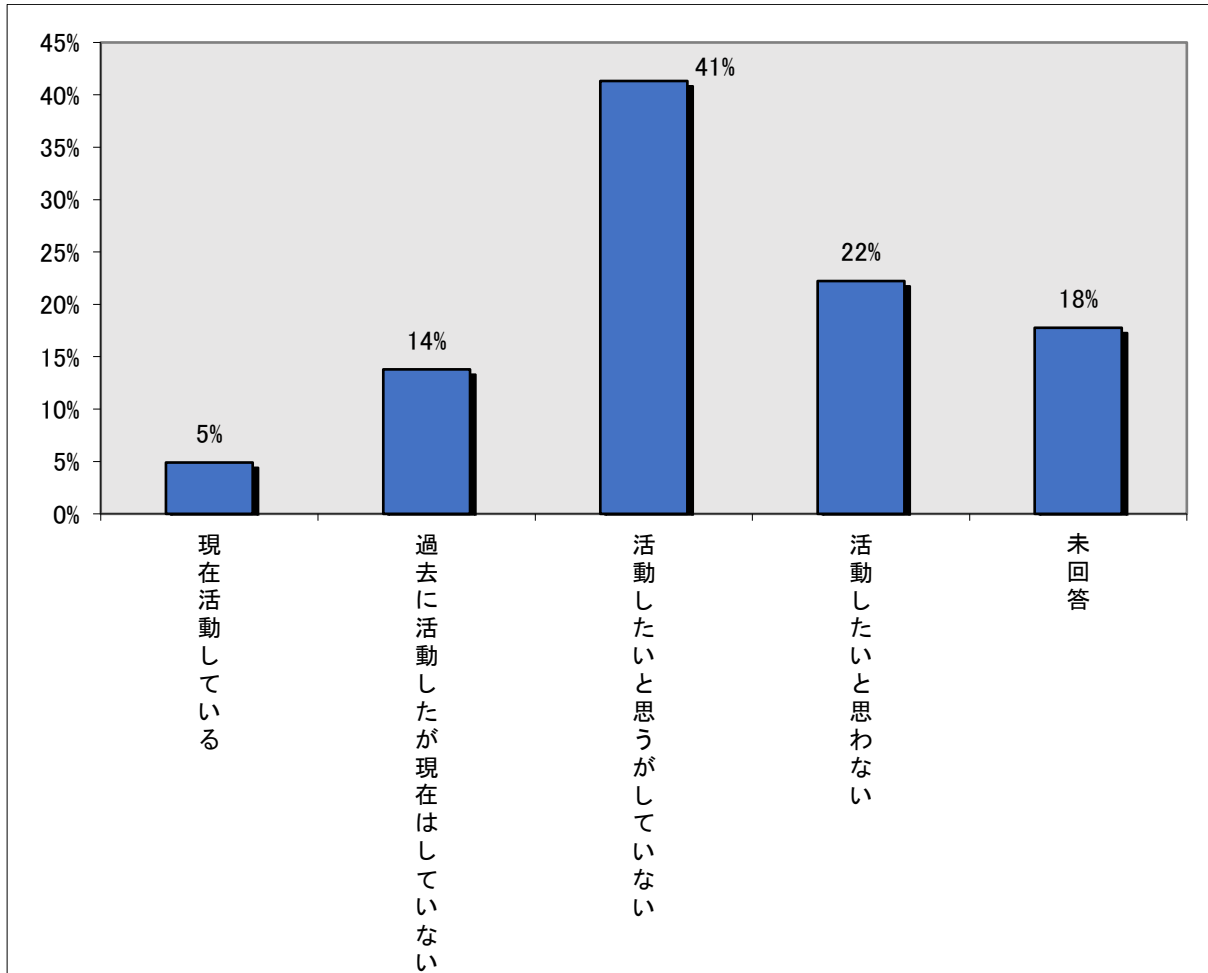
問 14 「ボランティア活動」に関心はありますか。(○は1つ)

「ある程度は関心がある」が56%と最も多く、次いで「あまり関心がない」が27%、「とても関心がある」が6%と続いている。



問 15 あなたご自身の「ボランティア活動経験」についてお聞きします。(○は1つ)

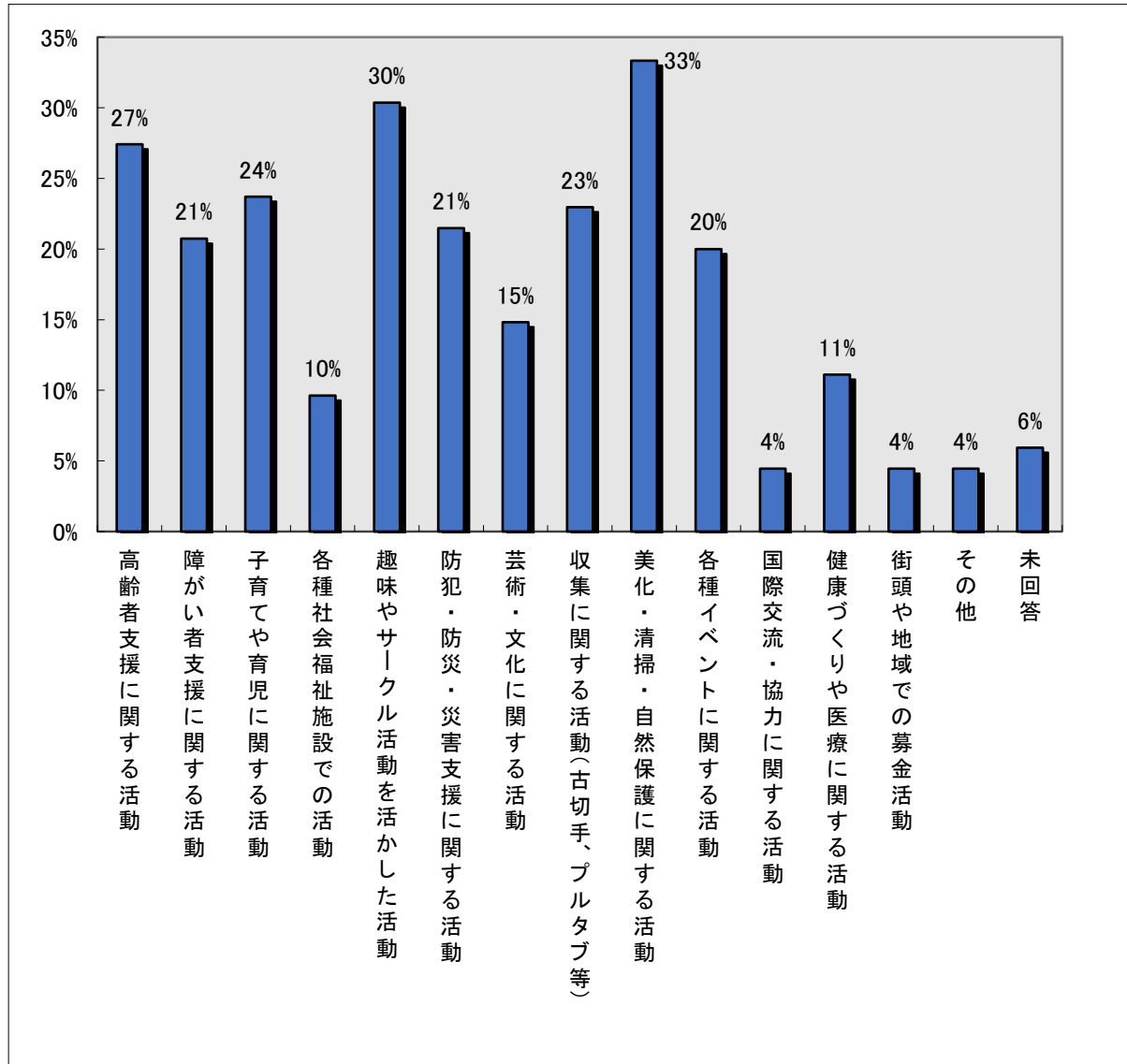
「活動したいと思うがしていない」が41%と最も高く、次いで「活動したいとは思わない」が22%、「未回答」が18%、「過去に活動していたが現在はしていない」が14%と続いている。



(問 15 で「1 現在活動している」、「2 過去に活動したが現在はしていない」、「3 活動したいと思うがしていない」のいずれかに○をつけた方にお聞きします。)

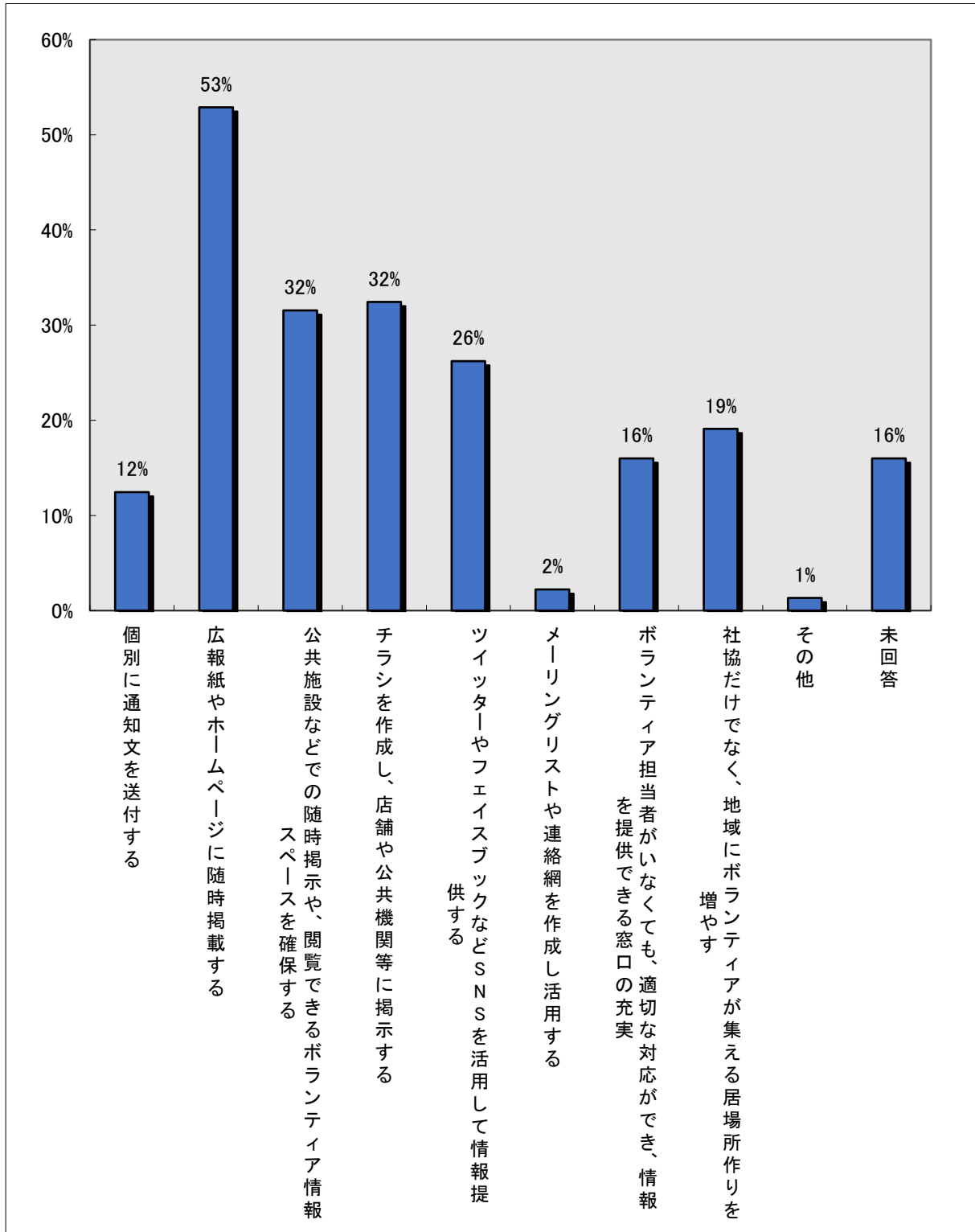
問 15-1 今後どのようなボランティア活動をしたいと思えますか。(○はいくつでも)

「美化・清掃・自然保護に関する活動」が 33%と最も高く、次いで「趣味やサークル活動を活かした活動」が 30%、「高齢者支援に関する活動」が 27%と続いている。



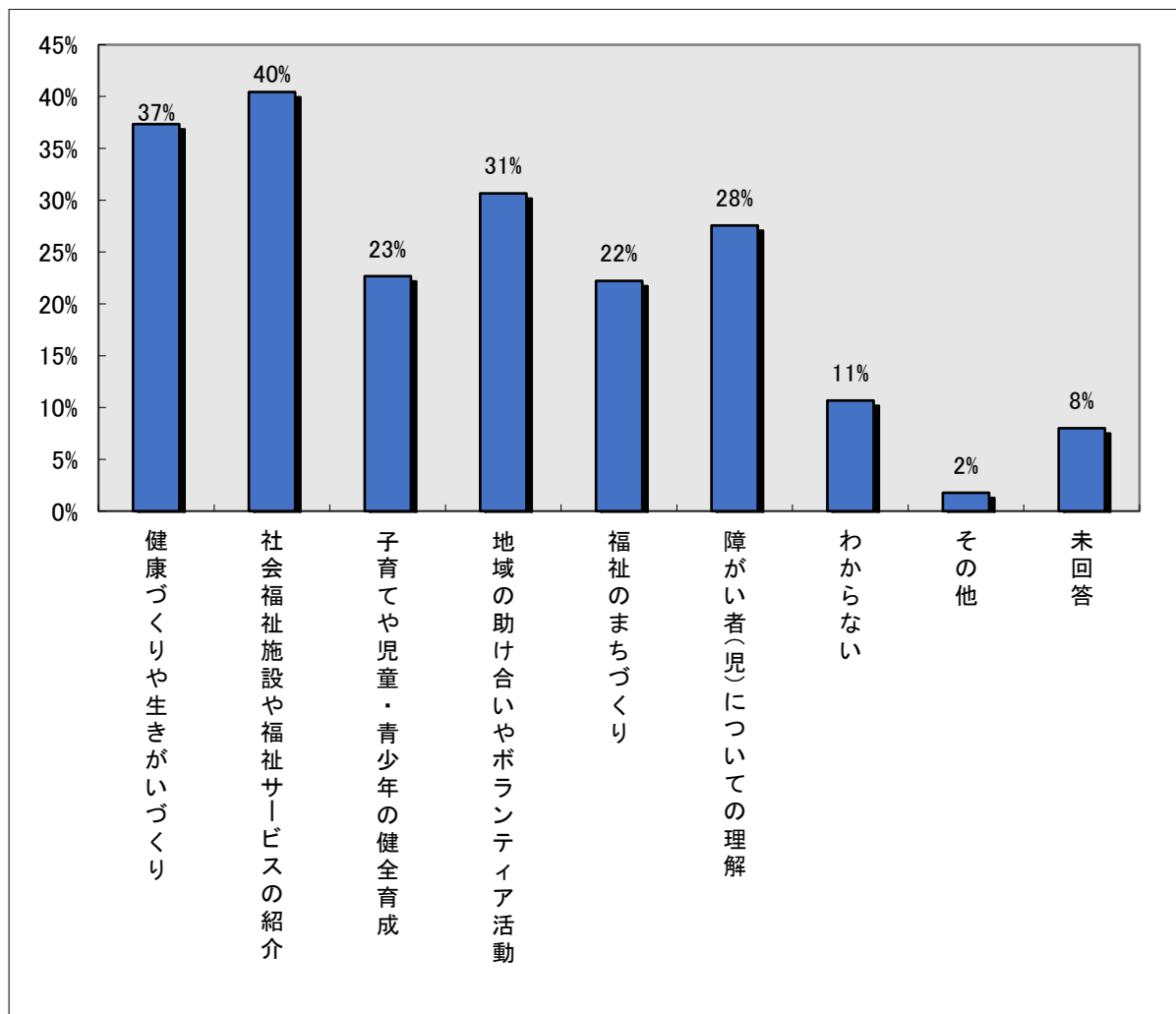
問 16 より多くの方がボランティア活動に参加するためには、情報をどのようにお伝えすればよいと思いますか。(〇はいくつでも)

「広報紙やホームページに随時掲載する」が53%と最も高く、次いで「公共施設などでの随時掲示や、閲覧できるボランティア情報スペースを確保する」と「チラシを作成し、店舗や公共機関等に掲示する」が32%、「ツイッターやフェイスブックなどのSNSを活用して情報提供する」が26%と続いている。

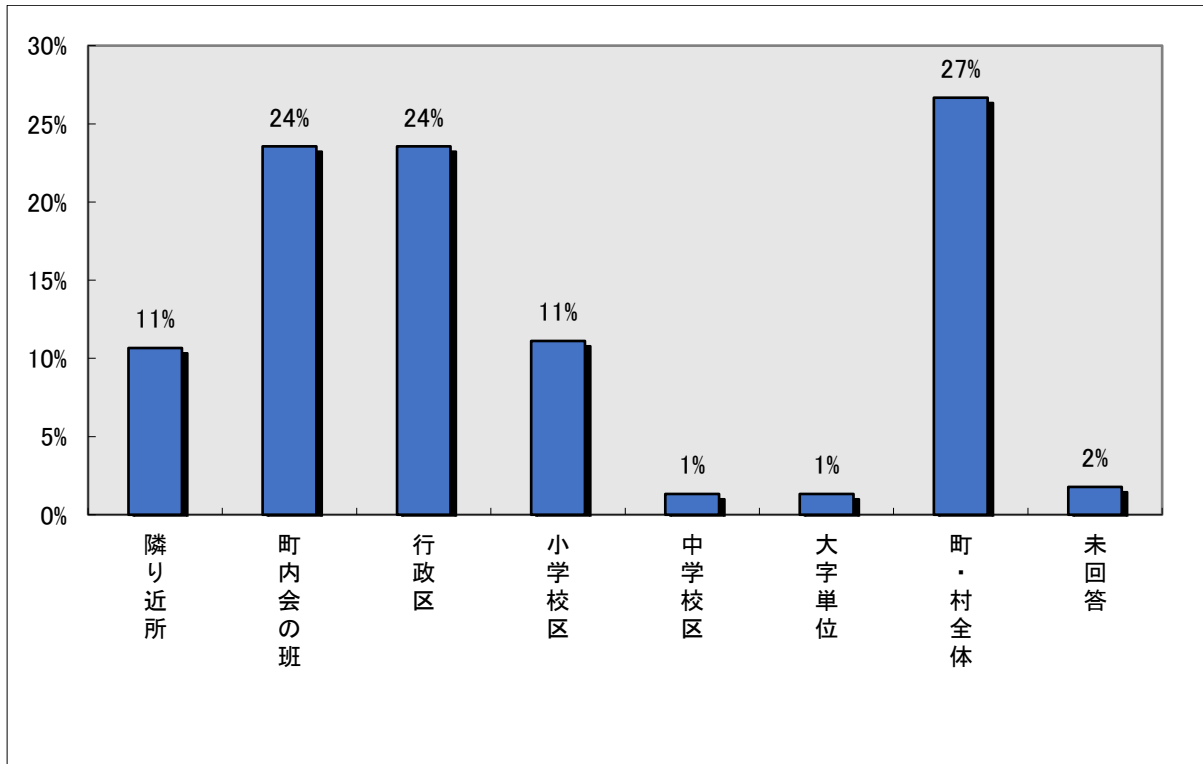


問 17 福祉意識を高めるために「福祉講座」を開催するとすれば、どのような学習テーマが良いと思いますか。(〇は3つまで)

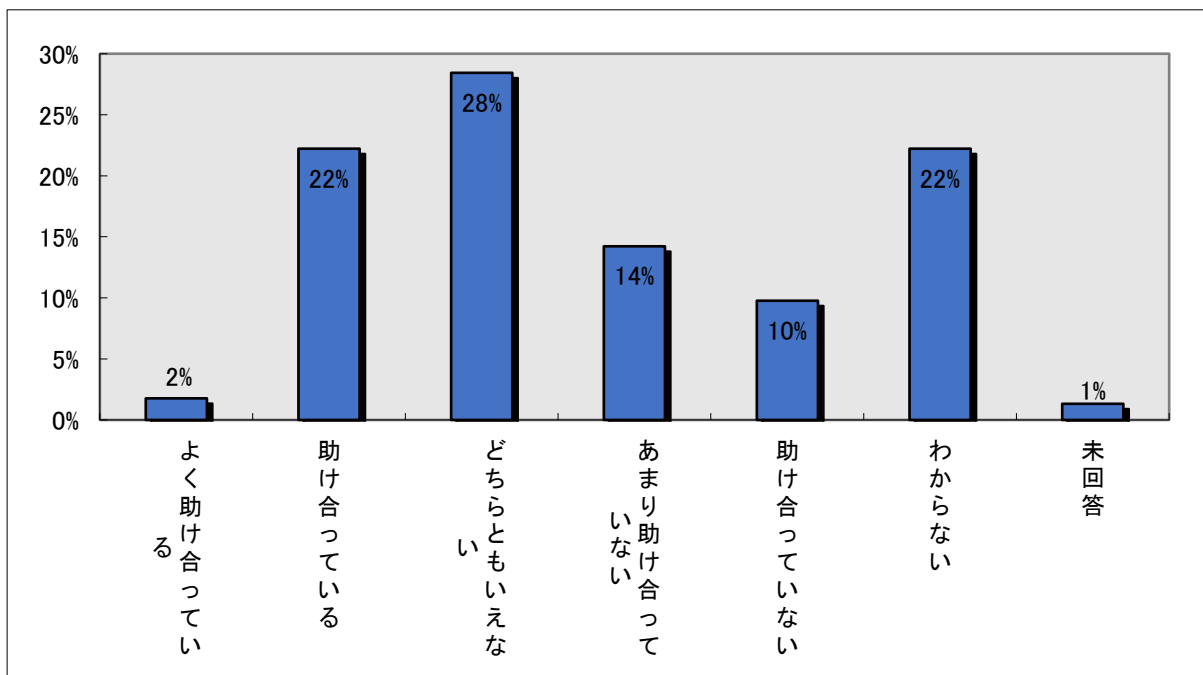
「社会福祉施設や福祉サービスの紹介」が40%と最も高く、次いで「健康づくりや生きがいがづくり」が37%、「地域の助け合いやボランティア活動」が31%、「障がい者(児)についての理解」が28%と続いている。



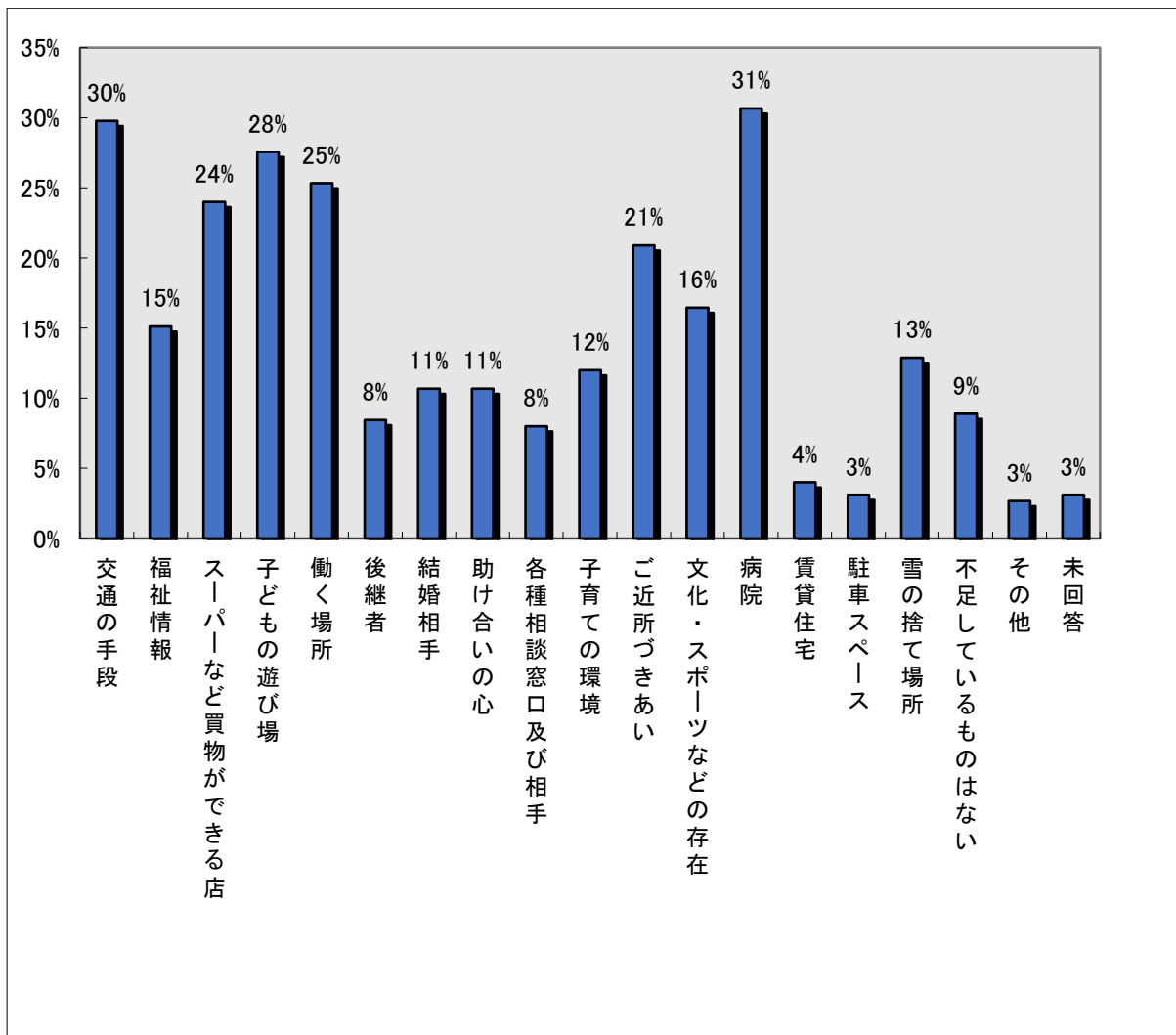
問 18 あなたにとって「地域」とは、どの範囲だと考えていますか。(○は1つ)  
 「町・村全体」が27%と最も高く、次いで「行政区」「町内会の班」が24%と続いている。



問 19 あなたの選んだ地域の中で、日常的な助け合いの程度についてお答えください。(○は1つ)  
 「どちらともいえない」が、28%と最も高く、次いで「助け合っている」と「わからない」と答えた方が22%であった。

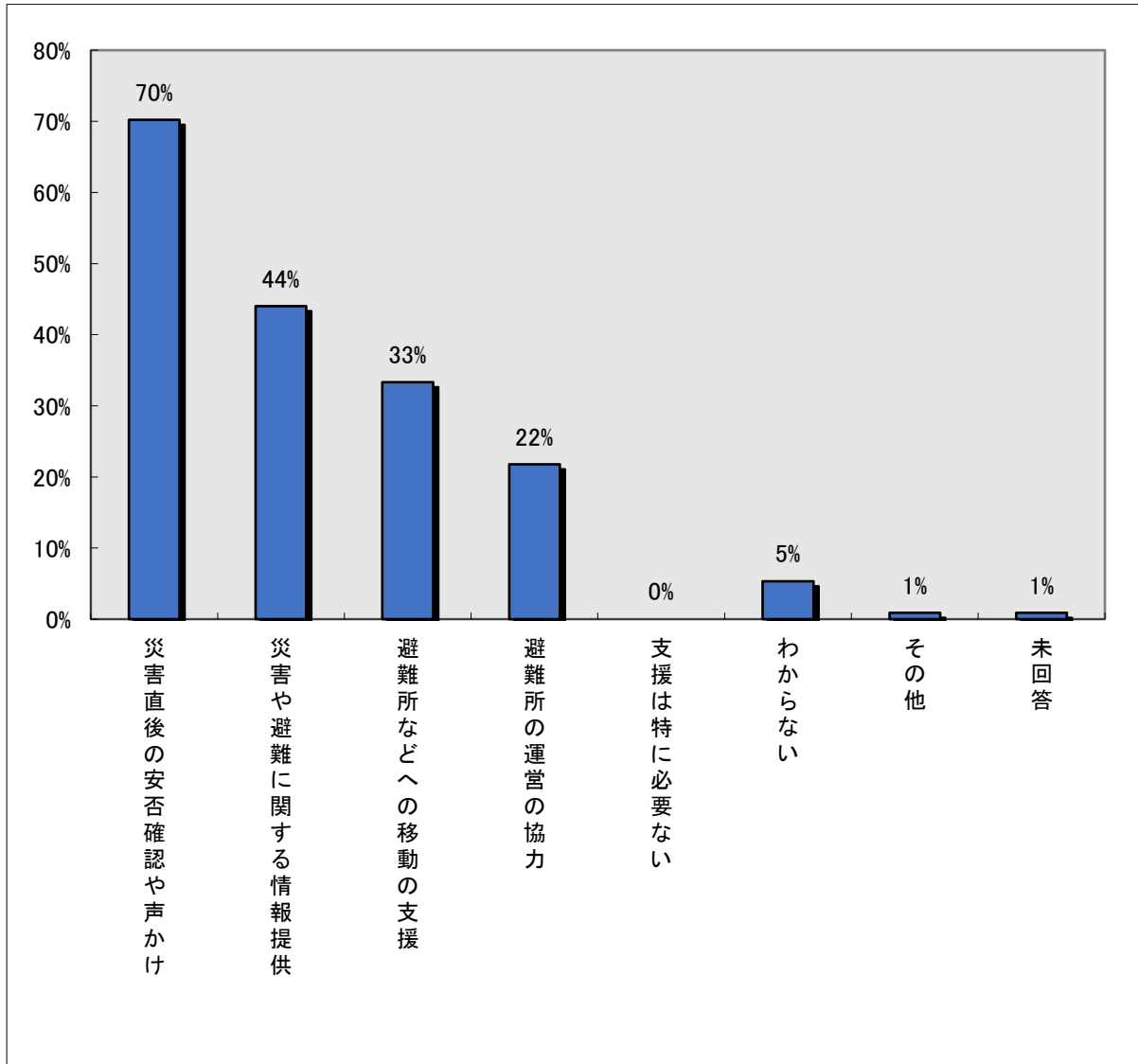


問 20 あなたの生活の中で、不足しているものは何だと思いますか。(〇は5つまで)  
 「病院」が31%と最も高く、次いで「交通の手段」が30%、「子どもの遊び場」が28%と続いている。



問 21 災害が起こった場合に、住民がお互いにどのような支援をすることが大切だと思いますか。(○は2つまで)

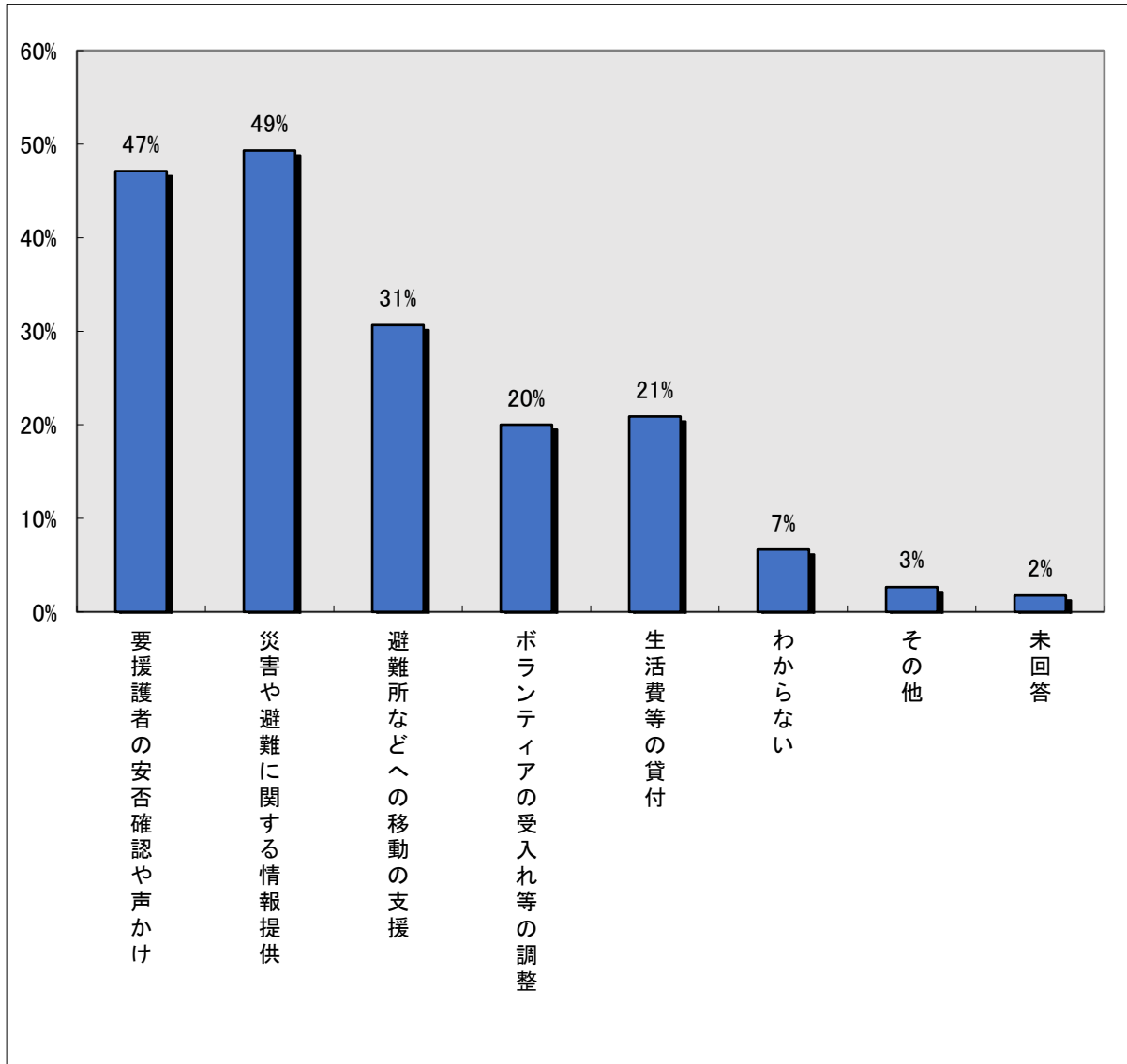
「災害直後の安否確認や声掛け」が70%と最も高く、次いで「災害や避難に関する情報提供」が44%、「避難所などへの移動の支援」が33%と続いている。





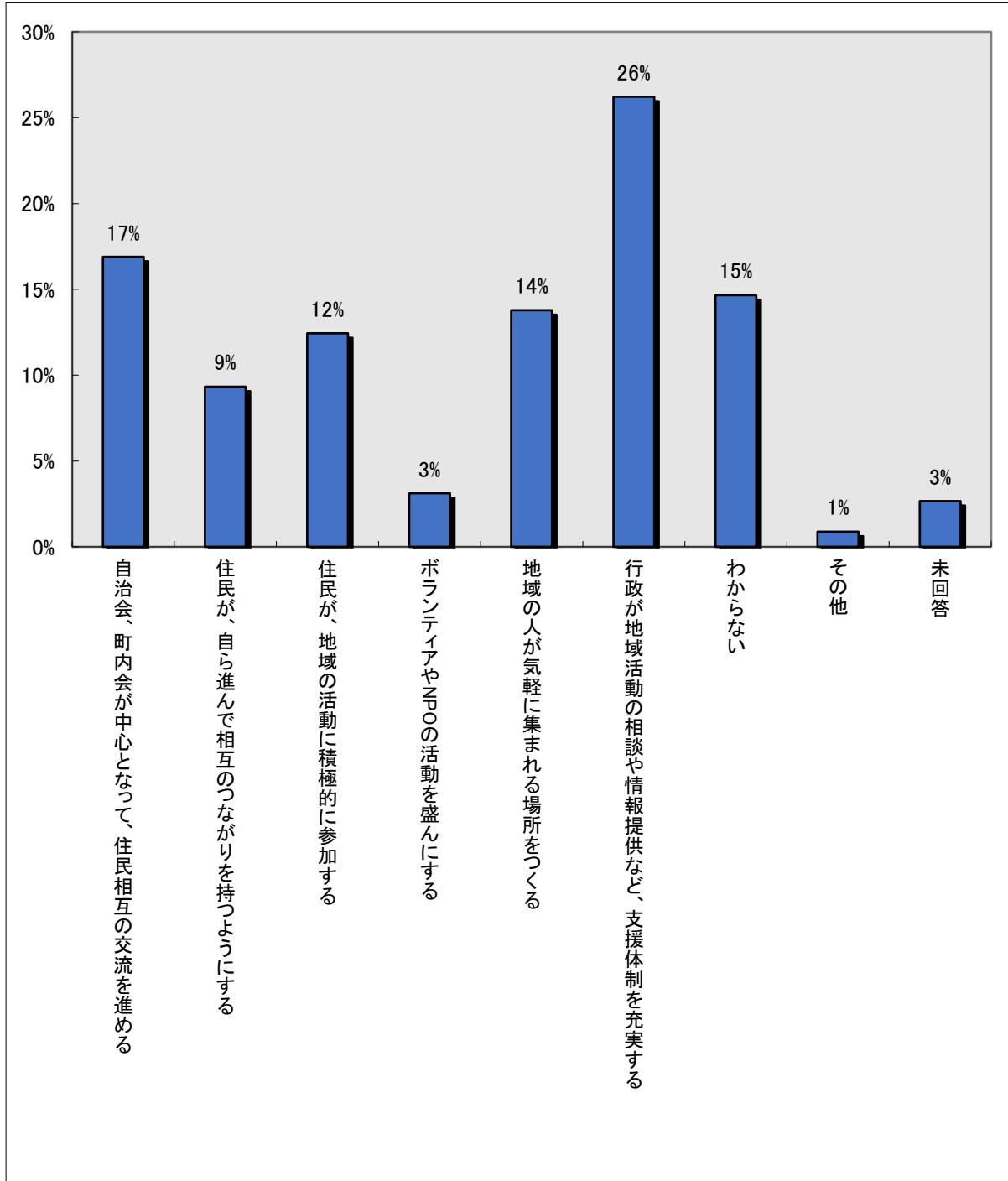
問 22 災害が起こった場合に、「社会福祉」に求めることは何だと思いますか。(〇は2つまで)

「災害や避難に関する情報提供」が49%と最も高く、次いで「要援護者の安否確認や声掛け」が47%、「避難所などへの移動支援」が31%と続いている。



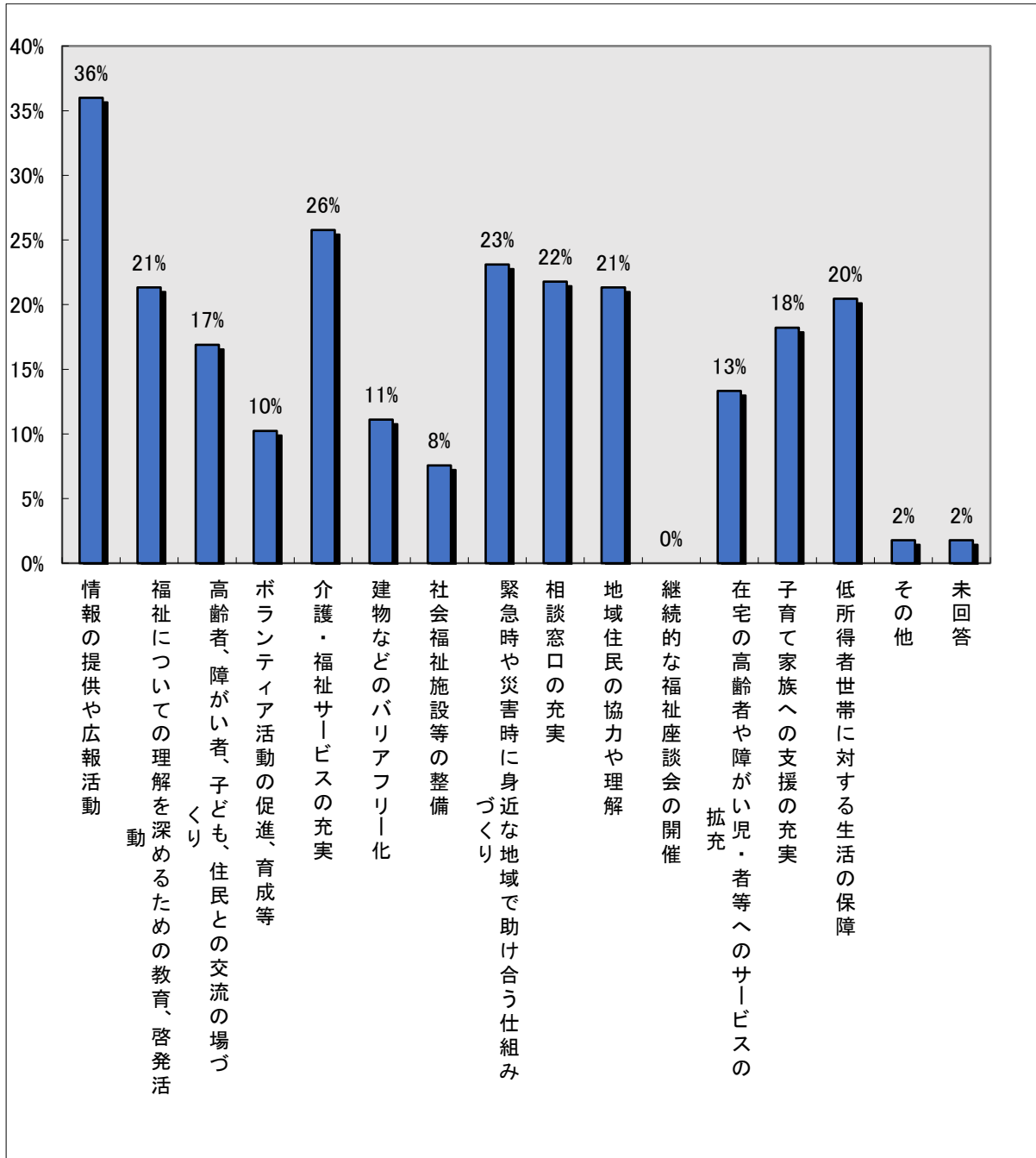
問 23 地域で起こる様々な生活課題に対し、住民が相互に協力するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は1つ)

「行政が地域活動の相談や情報提供など、支援体制を充実する」が26%と最も高く、次いで「自治体、町内会が中心となって住民相互の交流を進める」が17%、「わからない」が15%と続いている。

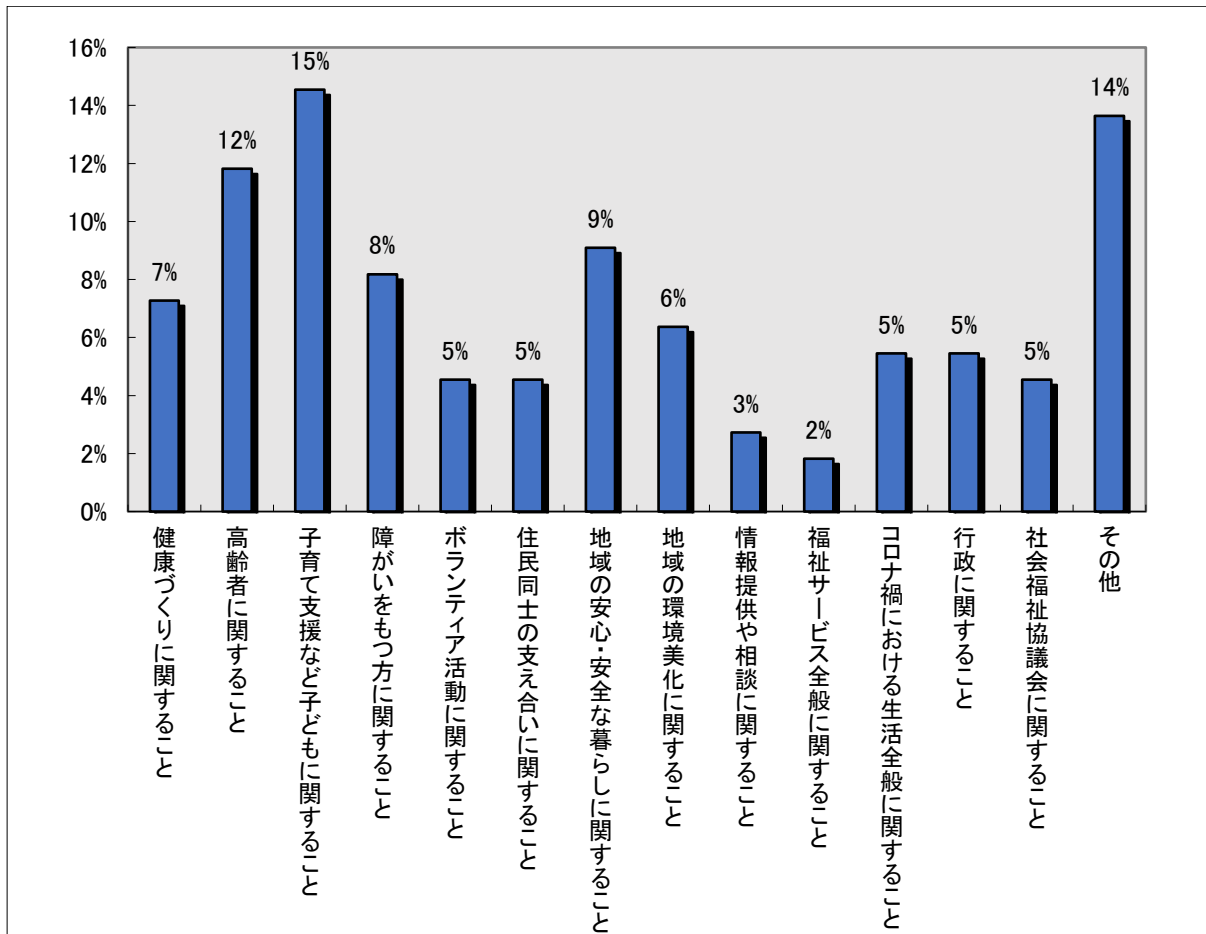


問 24 福祉のまちづくりを進めるために、今何が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

福祉のまちづくりを進めるために、何が必要だと思いますかについては、「福祉の提供や広報活動」が36%と最も高く、次いで「介護・福祉サービスの充実」が26%、「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みづくり」が23%と続いている。



問 25 以下の項目について、ご意見・ご要望などがございましたらお聞かせください。



【主な意見・要望など】

①健康づくりに関すること

No	性別	地区	年代	職業	意見等
1	男	蒼前	20	パート・アルバイト	定期的な健康管理をするために、主治医に相談、つまり相談会が欲しいところ。
2	女	蒼前	40	パート・アルバイト	子供達が運動出来る施設が少ない。運動公園等の整備など。
3	女	蒼前	30	自営業	本当の健康づくりは医者病院にかかることではない。健康はクスリやワクチンがもたらすものではない。子どもにコロナワクチンなど狂気の沙汰でしかない。
4	女	蒼前	50	会社員	長生きを目指すのではなく健康寿命を目指す。（大分県の取り組みなどを参考）
5	女	蒼前	70	無職	公園があるのに有効に使用できる（運動設備等）場があっても良いと思う。
6	男	野場中	70	自営業	今の所妻は体操に行かせてもらっていますが、それもいつまで行ける事か？
7	女	野場中	70	専業主婦	障がい者も参加できる健康・運動教室を開いて欲しい。
8	男	榊	60	無職	健康増進と地域活性のための温泉施設等の誘致。

## ②高齢者に関すること

No	性別	地区	年代	職業	意見等
1	男	蒼前	20	パート・アルバイト	高齢が続いて仕事の人手不足懸念。施設の利用料を低くしたり、無償で交流をできるように。複数の施設があるのでその複数の高齢者施設で共同な関係や交流を深め、孤独に負けない地域づくり。
2	女	蒼前	40	パート・アルバイト	母は階上町に住んでいないのですが、離れて暮らしていると心配なことは多々あります。自分に出来ることは限られているので福祉サービスが充実すれば安心です。
3	女	蒼前	50	会社員	訪問して1人1人から意見や要望を聞き取りする。困っている方の助けができれば良いと思う。
4	女	蒼前	70	無職	高齢者になって寝たきりにならないように散歩等を続けていますが、回りをみてみると同じ様に散歩をしている人を見かけます。1週間に1回か2回近くの集会所とかで皆で運動する機会が出来れば良いと思う。
5	男	野場中	70	自営業	2人暮らしですので、この先の事が一番心配です。バス代だけでも少し補助してほしいです。
6	女	野場中	70	専業主婦	買い物難民が増えてきています。
7	男	鳥屋部	20	会社員	高齢者の交通事故が多いので、免許を自主返納ではなく使用できないようにしては？
8	男	田代	50	会社員	近隣で共有、相談、助け合う仕組み（ヴァーチャルな参加も認めることも有効ではないか）と、そこにインセンティブが与えられると良い。行政がコミュニティ化を支援できないか？
9	女	鳥屋部	20	会社員	孤立高齢者等に移動販売車で訪問して、安否確認も同時に行うのはどうか。
10	男	耳ヶ吠西	20	会社員	支援するばかりでなく、高齢者自身に清掃、裁縫等で仕事を作り町が報酬を出す。土木業者への負担を減らし必要な福祉、身の回りの世話などには見合った金を徴収すべき。
11	男	荒谷	50	公務員・団体職員	ボランティアで高齢者の一人暮らしの方の世話をしている。身寄りのない方が亡くなった場合どうすれば良いかわからない。町で対応してくれるかどうか知りたい。
12	男	荒谷	20	パート・アルバイト	スマートフォンやインターネットの普及。SOSの発信や情報収集などの手段が現在足りていないと思うため。
13	男	榊	70	無職	近い将来運転ができなくなることを考えると、通院、買い物などの交通手段の充実を望みます。

### ③子育て支援など子どもに関すること

No	性別	地区	年代	職業	意見等
1	女	石鉢	30	専業主婦	医ケアも受け入れる。
2	女	石鉢	30	無職	子どもが外で遊べる場所。
3	女	石鉢	40	会社員	これからも給食費を無料にしていきたいです。
4	女	石鉢	40	会社員	公園があるとうれしいなと思います。
5	男	蒼前	20	パート・アルバイト	子の世帯ではどうしても対応が後手に回るため、大人は資金に余裕を持つことが大切。子どもは、楽しいことに興味を持つのでスマホやユーチューブを見ることが多い。なので周りと同程度の環境をつくる。維持するために親がしっかりする。
6	女	蒼前	30	自営業	子どもの遊び場を増やしてほしい。
7	女	蒼前	40	会社員	給食費無償は継続してほしいです。高校生の支援も充実してほしいです。
8	女	蒼前	50	会社員	いつでも相談できる窓口があれば良い。他の窓口につなげた場合でもフィードバック機能を持ち解消できているか確認する。
9	男	角柄折	20	学生	小さい子どもを持つ家庭が住みやすくなる町づくり。
10	男	田代	50	会社員	若い夫婦が集落から離れる（住まない）大きな理由の一つが子育て環境であると思われるため、市と連携して町に居ながら市と同様なサービスが受けられるようになるとう良い。
11	男	鳥屋部	20	会社員	無職でも3歳未満を保育できるようにしてほしい。
12	女	鳥屋部	30	農林業・漁業	学区内の小・中学校が自力で通うには遠すぎます。（車で10分はかかるので子どもの足だとむりなのでは）スクールバスがあるのかどうか気になります。
13	女	赤保内	20	公務員・団体職員	病児保育、一時預かり。
14	男	耳ヶ吹西	20	会社員	働き手を増やすために、専業主婦（夫）を減らす。そのために子どもの放課後時間の充実化。
15	男	榊	70	無職	子どもたちが楽しく遊べる公園や施設の必要性を感じています。
16	女	道仏	70	無職	近くに公園がほしい。
17	女	道仏	30	自営業	今はコロナの影響もあり仕方ないのだと思いますが、公園を開放してほしいのと公園のトイレを使用できないのはとても不便です。

#### ④障がいをもつ方に関すること

No	性別	地区	年代	職業	意見等
1	女	石鉢	30	専業主婦	市町村で違うが、おむつがもらえる条件。
2	男	蒼前	20	パート・アルバイト	自分自身障がい者です。そのため必要なことはありません。カウンセラーが必要ある方への提供、資金の援助、回りの関係改善、バリアフリーなど尽きませんが、特にカウンセラーと病院の提携や職につくための援助が必要。
3	女	蒼前	50	会社員	いつでも相談できる窓口があれば良い。他の窓口につなげた場合でもフィードバック機能を持ち解消できているか確認する。
4	男	鳥屋部	50	会社員	医療的ケア児が増加しているらしいので、それに対する専門対応者や支援策。
5	男	耳ヶ吠西	20	会社員	バリアフリー化を進めて、なるべく一人で行動できる範囲を増やす。それにより消費が増え町が潤う。
6	女	耳ヶ吠東	60	その他	人間らしいあたりまえの生活ができるように。
7	女	荒谷	30	その他	災害時に避難所でどのような対応が必要なのか。
8	男	榊	70	無職	一口に「障がいをもつ方」といっても、見た目では分からない障がいもあるので個人では対応がむずかしいのではと思います。
9	女	道仏	20	会社員	障がい者が自由に入出入りできる施設がほしい。

#### ⑤ボランティア活動に関すること

No	性別	地区	年代	職業	意見等
1	男	蒼前	20	パート・アルバイト	強制にするのはよくないが、チラシで広告やネットで広告は必要だと思います。気づかないことの方が多いです。自分自身ボランティアはほとんどやってないためよく分かりません。
2	女	蒼前	50	会社員	時間と曜日が固定されると活動に参加できない。いつでも自由に参加できるものや仕組みがあれば良いと思う。
3	女	蒼前	70	無職	ボランティアに参加したいと思うのだけど身体が思うように使えなくて何か出来ないか・・・。
4	男	田代	50	会社員	町に閉じるのではなく、八戸市あるいは8市町村連携、洋野町、軽米町など近隣市町村から募れる仕組みを作れると良い。
5	男	耳ヶ吠西	20	会社員	高齢者を養うことよりも働ける場所を増やし（副業等）、町税を増やし若者が増えるよう補助金を使っていくことが未来の階上を作っていくことになると思う。
6	男	榊	70	無職	自分のことや家族のことで精一杯で、なかなかボランティア活動ができない状況です。



## ⑥住民同士の支え合いに関すること

No	性別	地区	年代	職業	意見等
1	男	蒼前	20	パート・アルバイト	支え合いに必要なことは、理解と意識づけだと思います。セミナーを開催したり、広告したりしてみてもいいでしょうか。もちろん、最初も最後まで定期的な地域の主導が必要でしょう。
2	女	蒼前	40	パート・アルバイト	町内会の班長決めで、住民が高齢化しており、班長のローテーションが早くなっている。若い世代を町に呼び込む仕組みが必要。
3	男	田代	50	会社員	本件は非常に重要であり、①インセンティブの仕組み、②遠方に住んでいてもバーチャルに参加できる仕組み（息子など）があると良い。
4	男	榊	70	無職	まずは近所や気の合う友だちから交流を深めて、楽しみや生きがいを持てるようになれば、困ったときや災害がおきた時でも自然に支え合えるものと考えています。
5	女	道仏	30	自営業	近所にどんな方が住んでいるのか分からない状態・・・。

## ⑦防災・防犯・交通安全などの地域の安全な暮らしに関すること

No	性別	地区	年代	職業	意見等
1	男	蒼前	20	パート・アルバイト	やらない、起こさない、起こさせない、考えさせない。地域が主導になってセミナーや講座、意識づけが必要かなと思います。チラシも有効かなと思います。
2	女	蒼前	40	会社員	古いアパートが多くて怖い。不審者も早くつかまえてほしい。
3	女	蒼前	50	無職	防犯カメラはすごくあった方が良くと思います。
4	女	蒼前	50	会社員	歩道や街頭の整備。雪が降ると歩道は歩けない状態。
5	女	蒼前	70	無職	雪が多く降った時、今は何とか出来ていますが、これから先少し手伝って欲しいと思います。
6	女	野場中	70	専業主婦	防災無線、町で放送するが何を話しているのかわからない。聞こえにくい。
7	男	田代	50	会社員	近隣で支え合い、居住地域（字のまわりなど）で異常があった場合にIT等で通知しあえる仕組みがあるとよい。
8	女	鳥屋部	30	農林業・漁業	大型トラックがけっこうなスピードを出して家の前を通ります。いつか我が子が交通事故にあわないかと心配です。歩道を作ってもらえたら一番ありがたいです。
9	女	大蛇	50	専業主婦	ハートフルプラザへの避難路の整備をお願いしたい。電線の上から木が覆い被さっています。歩道も雑草で見えなくなっている時もあります。災害時は危険だと思います。
10	女	小舟渡	60	無職	避難訓練の実施（町内会の班単位でもいいので）

### ⑧地域の環境美化に関すること

No	性別	地区	年代	職業	意見等
1	女	石鉢	20	学生	道路をきれいにしてほしい。
2	男	蒼前	20	パート・アルバイト	ゴミ捨てを防止するための意識づけが必要。クリーン事業や農業を起こすのも良いと思います。
3	女	蒼前	70	無職	最近ペットを飼う人が増えて犬をつれて玄関前だろうがどこだろうがフンをさせたり、おしっこさせたりで歩いていても犬のフンを見かけて何とかならないものかと思う。
4	男	鳥屋部	50	会社員	ゴミ集積所の巡回、未回収物、不法投棄物の引き取り。
5	男	榊	50	パート・アルバイト	高齢化の為、町内清掃などはしない方が良い。住民の少子化なので、町内会のチラシ、回覧板等はなしにした方が良い。
6	男	榊	70	無職	年に5~6回の清掃活動があるのでだいぶいいと思いますが、一部の所で手をつけていない場所があるのも気になります。(個人の場所のため)
7	女	道仏	50	パート・アルバイト	どこに行くにしても、障がい者には不便です。食事にしてもスペースがせまい。

### ⑨情報提供や相談に関すること

No	性別	地区	年代	職業	意見等
1	男	蒼前	20	パート・アルバイト	町民ホームページや福祉によりくわしく情報が整理されている、資料の設置はあればうれしい。(声がけも) 家に紙を出すのはもったいないので、役場に来た人への「こんなものもある」というような、必要としている人への声がけ。
2	女	蒼前	50	会社員	なんでも情報提供、なんでも相談窓口をひとつにして、そこからつなぐようにする。(相談したくても窓口まで行きつけない人達がいるのではないかな?) 障がい児、高齢者(年代別)、ひとり親世帯が町内にどれくらいいて、その中のどれくらいが施設を利用しているのか、在宅で過ごしているのか等の割合が情報提供された方が良いと思う。他の情報を得ると、利用や参加、新たな考えがでてくると思う。
3	男	田代	50	会社員	悩み、困り事毎にQ&A形式で解決策が掲載されているようなサイトがあるとよい。

### ⑩福祉サービス全般に関すること

No	性別	地区	年代	職業	意見等
1	男	蒼前	20	パート・アルバイト	複数の高齢者施設があるが役場近くに援助をする場所があるとうれしい。ユニバースがあるので買い物、人が集まる場所に近いため交流の場が気やすく使える場所が大事だなと思う。介護施設と一体化してもいいと思う。
2	女	道仏	50	パート・アルバイト	けが、事故などで障がいをもつ若い人達も使える施設があればいいと思います。(老人だけでなく)

### ⑪ コロナ禍における生活全般に関すること

No	性別	地区	年代	職業	意見等
1	女	石鉢	40	会社員	PCR検査が受けやすくなるといいと思う。
2	男	蒼前	20	パート・アルバイト	コロナ禍なので高齢者をいたわってほしい。ユニバーサル事業や農業の手伝いなど高齢者もただ過ごすより働きながら交流できる場もあればいいと思います。アルコール消毒は必須。密になりすぎないような工夫が大切。
3	女	蒼前	30	自営業	行きすぎたコロナ対策（無意味な 愚かな）を改めるべき。
4	女	蒼前	70	無職	マスク、手洗い、消毒を気をつけている。
5	女	鳥屋部	30	農林業・漁業	住所がネットスーパー利用不可エリアなので、いざという時不便に感じます。買い物代行サービスが高齢者だけでなく、コロナ禍でこまっている人が利用できるようになればありがたいです。
6	女	赤保内	70	専業主婦	集まる場所がなくなった。

### ⑫ 行政に関すること

No	性別	地区	年代	職業	意見等
1	男	蒼前	20	パート・アルバイト	こういう 500 名への意識調査は定期的にやる行政ならいいと思いますよ。（住民の声をたまに聞く）
2	女	蒼前	50	会社員	定住したい町、子育てしやすい町づくりを進めてほしい。
3	女	蒼前	70	無職	私は町内会に入っていません。だからなのか区長さんが誰なのか、誰にどんな相談が出来るのか、困った時等どうすれば良いのかわかりません。
4	男	田代	50	会社員	①全体にコミュニティ支援でIT活用を取り入れていくことも一つの解決手段であると思われるし、そのサポートを自治体が担うことも重要であると思われる。②8市町村連携の一環で八戸市との連携も重要。健康づくりもからめて市→町、町→市の流通を活性化することで需要が喚起できないか。
5	女	道仏	50	パート・アルバイト	町営住宅でペットがいても大丈夫な住宅も作ってほしいです。

### ⑬社会福祉協議会に関すること

No	性別	地区	年代	職業	意見等
1	男	蒼前	20	パート・アルバイト	分かりません。初めてのワードなので知らない人もいるかなと。
2	女	蒼前	50	会社員	中学校3年生に出前授業。18歳～活動参加、各企業に参加登録をお願いします。
3	女	蒼前	70	無職	社会福祉協議会がどこにあるのかも知りませんでした。どんなことをする会なのか詳しい事はわかりません。私だけでしょうか？
4	男	榊	70	無職	各種事業に取り組みたいと思います。
5	女	道仏	50	パート・アルバイト	どのような活動をしているかわからないので、わかりやすくしてほしい。

### ⑭その他（自由意見を含む）

No	性別	地区	年代	職業	意見等
1	男	蒼前	20	パート・アルバイト	ふれあい交流館等の施設を高齢者がよく気軽に使えるような、より分かりやすく使ってもらうための広告が必要。または、子どもが気軽に遊べる場所にしたら盛り上がる。フリーWi-Fiがあるとよい。または交流館で高齢者のスポーツ開催など。
2	男	蒼前	40	会社員	今現在は何も困ってないが、将来介護等で困るだろうなと覚悟はしています。貯金、退職金、年金で暮らしていけるのか不安はあります。町の取り組み等を知って安心して住み続けたいです。
3	男	蒼前	60	会社員	もっともっと人々に寄り添っている福祉と行政。（何もやらない、しない、出来ない理由だけ。仕事としての意識だけ・・・。これでは何も変わらない。手をつけない方がいい。
4	女	蒼前	40	会社員	賃貸住宅が少ないので増えて選ぶことができればいいです。
5	女	蒼前	50	会社員	色々と社会的な課題はあると思うが、常日頃考えていることがある。それは、若い世代の方が子供を産み育てる為の社会的環境がもっと充実して負担が軽くなることにより出生数が上昇してほしいということだ。
6	女	蒼前	70	無職	高齢者の為、ITとかパソコンとかについていけません。固定電話も光回線を無料で設置と言われて設置したらNTTの何とか会社ですと何回もNTT以外の会社が変わっていて気がついたら料金も変わって消費生活センターへ行ってお世話になって結局なくなりました。結果携帯電話になりましたが、むずかしくて戸惑うばかりです。
7	男	野場中	70	自営業	この先一番に思うことは移動手段です。もうすぐ免許返納の時期ですので。夫婦2人暮らしですから。
8	男	田代	50	会社員	高齢化が進む中で、交通手段の確保は非常に重要。オンデマンド交通、定期便の拡充（バス）が重要ではないか。

9	女	田代	70	専業主婦	私、今年初めてボランティア活動に参加しています。仕事している時はそちらしか見えていなかったのが余裕がなかったことが多かったのかなと思ってました。やっぱり若い時から参加していないとだめだなと思っています。
10	女	鳥屋部	40	農林業・漁業	こういう事は当事者の意見を聞いてもいいが、それ以上に第三者（外部リソース）に外から客観的に評価してもらった方が良いと思います。（主観や利害関係が入ってしまうため）
11	女	赤保内	70	専業主婦	交通の事を考えてほしい。
12	女	大蛇	60	公務員・団体職員	人並な人生、生活が出ていないと、知られたくない、相談したくない。できたら町内の方より町外の方へと思うことがある。
13	男	榊	50	パート・アルバイト	コロナ禍の中でも、ゴミ拾いや草取り等は続けているが、やめた方が良くと思う。役場職員がした方が良く。
14	女	道仏	50	会社員	町内会の理解、例えば街灯を増やしてほしい。子育てが心配。町内会の在り方を変えてほしい。
15	女	道仏	50	パート・アルバイト	病院とか送り迎えをしてくれる所があれば助かります。自分が体調が悪い時とかにお願い出来れば良いと思います。

## 4 地域福祉懇談会の概要

### (1) 開催目的

第3期階上町地域福祉計画及び第4次階上町地域福祉活動計画へ反映させるため、住民の要望や地域の福祉課題を把握し、ニーズに即した福祉活動を推進する。また、福祉サービスや地域福祉活動について住民からの理解を図るとともに、住民参加を促進し、福祉のまちづくりを推進する。

### (2) 実施主体

階上町、階上町社会福祉協議会

### (3) 開催地区

次のとおり19地区12会場で開催。

対象地区	開催日	開催場所	参集人数
石鉢、野場中	令和4年6月27日	石鉢ふれあい交流館	13人
蒼前	7月22日	蒼前集会所	10人
角柄折、鳥屋部	6月29日	新田集会所	5人
金山沢	7月1日	金山沢水郷館	6人
田代	7月5日	田代集会所	6人
晴山沢、平内	7月7日	わっせ交流センター	11人
赤保内、耳ヶ吠西	7月8日	赤保内集会所	10人
耳ヶ吠東	7月6日	耳ヶ吠東集会所	9人
荒谷、大蛇、追越	7月13日	大蛇三地区集会所	10人
榊、駅前	7月20日	道仏交流センター	8人
道仏	7月21日	道仏集会所	8人
小舟渡	7月19日	小舟渡集会所	7人

### (4) 内容

町内の高齢化等の状況説明

福祉サービス、地域福祉事業等について説明

地域生活で心配なことや福祉活動等についての意見交換

### 【主な意見・要望など】

#### ○石鉢・野場中

- ・安心電話設置に3名の協力員が必要だが、お願いできない場合は、設置できないか。
- ・安心電話を設置した場合、合鍵は必ず協力員に渡さなければならないか。
- ・家の前の除雪ができない場合、どうしたらよいか。
- ・要援護者台帳の情報が更新になっていないが、どうするのか。
- ・安心電話の設置台数は何台か。
- ・コミュニティバスのバス停が遠くて大変だ。手を上げたら止まってほしい。
- ・南部バスの乗車がハートフルでできれば便利だと思う。
- ・身障手帳を忘れ、バスの割引が受けられないと思い、乗車しなかった。明らかに身障者と分かれば手帳を忘れても、割引を受けられるとよい。
- ・自動車免許返納した場合、無料でバス利用ができるよう、町に要望している。

## ○蒼前

- ・隣近所に付き合いが全くなく、挨拶もしない。せめて挨拶をする地域にしたい。
- ・転入者に町内会への加入を勧めるが、加入は少ない。加入すれば、毎月の広報配布時に安否確認ができるので安心する地域づくりにつながると思う。
- ・民生委員の活動として、ひとり暮らし高齢者宅を訪問しているが、亡くなっている場合もあることから、亡くなった場合、役場から教えてもらいたい。
- ・敬老会の記念品について、会えるまでしばらくかかる場合があるので、食料以外のものでお願いしたい。
- ・ほのぼの交流会の参加者について、男性の参加が少ない。特に男性のひとり暮らし高齢者は、健康面で心配なこともあるため、見守りの仕組みづくりが大切になる。

## ○角柄折・鳥屋部

- ・家の庭の草刈りが大変でできないと相談を受けた。いきいきシルバーバンクを利用できるのか。
- ・男性のひとり暮らしは、食事はどうしているのか心配である。
- ・転入者で町内会への加入もせず、地域とのかかわりも少ない方がおり、どのように生活しているか、気になっているが声もかけられずにいる。
- ・空き家の管理ができていない。
- ・ほのぼの交流会への男性の参加が少なく、どうしたら参加してくれるのか悩んでいる。

## ○金山沢

- ・ほのぼの交流会は、4地区で行ってきたが、今後は参加者も少なくなっているため、全体での開催を考えている。集会所から遠い参加者を社協で送迎してもらいたい。
- ・ほのぼの交流会で新田集会所を利用する際、利用料で1,000円かかり大変である。
- ・地域住民から「ほのぼの交流会とは？」と言われることがあるため、社協だよりも事業説明を掲載してほしい。
- ・コロナ禍により人との交流が無くなったため、隣の家状況もわからなくなってきた。
- ・個人の移動販売が来るが、値段をつけていないため、購入しにくいし、どういう内訳でその購入金額になるのかわからず不満に思っている。

## ○田代

- ・若い世代が少なくなり、草刈りや泥上げ等、地域の行事实施が困難になってきつつある。
- ・コミュニティバスの利便性が悪く、利用したい方が利用できない。高齢者の通院や買い物等の移動支援を社協で取り組んでももらいたい。
- ・高齢者が集える場所があるため、コロナ禍においても、隣近所のつながりはできている。
- ・ひとり暮らしの高齢者は増えているが、男性宅には訪問しにくい。どのような見守りをすればよいのか。
- ・新型コロナに感染した際、食料の支給を受けたが、対象などどのような内容なのか。

### ○晴山沢・平内

- ・町内の共同作業について、下の世代がいないため、今後成立しなくなる。
- ・八戸市に住む子供を呼び寄せの同居を考えたが、孫の学校への送迎がでて余計大変になるので、同居できない。
- ・コロナの影響や、身体の具合もあり道路で話し込んだり、近所づきあいができない。
- ・除雪について、町内で仕組みをつくり、取り組んでいる地区はあるか。  
地区でも登録制除雪の仕組みづくりを考えているので、参考になることがあれば教えてもらいたい。
- ・自分の家の除雪をしてからでないと、高齢者宅の除雪ができないため、大変である。
- ・若い人をいかにして育て、地域の行事に参加してもらうかが課題である。
- ・ほのぼの交流会について、今後、晴山沢、平内合同で開催できないか。
- ・高齢者が具合が悪くなり、病院に連れて行ってくれと頼まれたとき、自家用車で連れて行ってもいいのか。

### ○赤保内・耳ヶ吠西

- ・ほのぼの交流会への民生委員の協力はどうしたものか。  
ほのぼの交流協力員だけで運営はできているので、開催に係るお知らせは民生委員には、出していない。  
交流会の活動当初は、区長、民生委員にお知らせし、活動を見てもらっていたが、民生委員不在の状況が続いた時から連絡もできず、そこから関係が絶たれている。
- ・ほのぼの交流会の参加者が少なくなっている。新規参加者を募っていかなければならない。
- ・コロナ禍により近隣住民との付き合いは、ゴミ出し時のあいさつくらいになってきた。
- ・認知症の方を対象としたつどいができたらよい。
- ・除雪について、通学路は行政区でボランティアを依頼して行っている。玄関から道路までは自分で行くことを徹底しなければならない。

### ○耳ヶ吠東

- ・住民はいるが、人とかかわりたくない、町内会に入りたくないという方が多く、草刈り等の町内行事を行う担い手がない。地域住民をどのように活動に巻き込んでいくかが課題である。
- ・小中学生の屋外の遊び場が必要ではないか。
- ・高齢者への雪かきや草刈り等も含めた見守りについて、どのようにしたらよいか心配している。
- ・いきいきシルバーバンク事業について、除雪に係る依頼にも対応してほしい。
- ・ほのぼの交流協力員の若返りが必要ではないか。



### ○荒谷・大蛇・追越

- ・いきいきシルバーバンク事業について、作業用具を順次そろえたほうが良い。
- ・ほのぼの交流会に参加できない方に対して見守りなど行わなければならないと考えている。地域住民、民生委員、ほのぼの交流協力員等全体で見守ることが重要である。
- ・大蛇三地区集会所が定期性をもって開いており、誰でも気軽に集まれるようになれば、いきがい、介護予防等につながるのではないかと。つどいが開かれるようになれば、参加者のけがに備えた保険の加入が必要である。
- ・ハートフルで行っている認知症カフェが大蛇三地区集会所でも開催できないか。町から事業委託を受け取り組めればよい。

### ○榊・駅前

- ・ゴミ出しについて、高齢者の理解度が低く、収集日を守らない。
- ・ひとり暮らし高齢者の近隣との交流が少なく、孤立化している。
- ・認知症高齢者が増えており、生活が立ちいかない世帯も出てきている。
- ・町内会での集金について、社協などの活動に理解がある団体の会費集金はやりやすいが、そうでない団体の集金は困難な場合もある。
- ・災害時支援体制について、要援護者台帳の名簿を生かし、行政、社協、民協、自主防災組織、PTA等で共通認識のもと助け合う仕組みを作ることが急務である。
- ・災害時の避難等の助け合いが必要な場合は、町内の班単位で助け合うように働きかける必要がある。
- ・次期地域福祉活動計画には、災害やコロナ等の災害時支援体制の充実と小地域ネットワーク活動の充実が重要となるのではないかと。
- ・コミュニティバスは使い勝手が悪いので、相乗りタクシーやミニバンの小型バス等で自宅から乗り降りできることができるとよい。

### ○道仏

- ・ほのぼの交流会に参加出来なくなった方を見守る仕組みづくりが必要である。
- ・高齢者宅への除雪について、自分でできない場合は、いきいきシルバーバンク事業で対応できるか。
- ・災害時の避難場所について、ハートフルでなければならぬか。近くに避難する場所があればよい。
- ・コミュニティバスは、利用しにくいので、乗り合いタクシーやミニバンバスで自宅から乗り降りできるようになればよい。

### ○小舟渡

- ・ほのぼの交流会が開催できていないので、高齢者の状況がわからない。地域における立ち話等の交流も少なくなっている。
- ・ほのぼの交流協力員も高齢になってきており、後継者を探さなければならないが、なかなか見つからない。
- ・小舟渡集会所が国道近くに建設されるため、浜手の高齢者の参加が少なくなるのではないかと。

## 5 階上町を取り巻く主要課題

階上町の現状、福祉に関する住民意識調査結果、地域福祉懇談会の意見等を踏まえ、本町を取り巻く福祉の課題を次のとおり整理します。

### (1) 情報提供の充実

福祉に関する住民意識調査結果では、【問2】福祉に関する情報はどこから得ているかについては、「役場（広報含む）」（58%）、「社会福祉協議会（広報含む）」（29%）、「テレビ・ラジオ」（29%）の順となっており、多くの方が役場又は社会福祉協議会から情報を取得していることが分かります。

【問24】福祉のまちづくりを進めるために今何が必要だと思うかについては、「情報の提供や広報活動」（36%）が最も多い回答となった一方で、相談したくても相談窓口にとどり着けない人たちもいるのではないかなどといった意見などもあるため、情報の内容や伝え方を検討し、より一層の情報提供に努め、必要な人に必要な情報が届くようにすることが必要です。

### (2) 相談支援体制の充実

福祉に関する住民意識調査結果では、【問3】福祉に関する困りごとで家族や友人以外の相談については、「役場などの行政機関」（71%）、「社会福祉協議会」（26%）の順となっています。

【問4】福祉を支えていくのは誰（どこ）だと思うかについても、「役場などの行政機関」（76%）、「社会福祉協議会」（51%）の順に挙げられており、次いで「福祉施設、介護保険事業所」（50%）となっています。

【問5】階上町社会福祉協議会を知っているかについては、「存在も活動内容も知っている」（26%）に対し、「存在は知っているが活動内容は知らない」（46%）、「存在も活動内容も知らない」（27%）と、7割以上が活動内容を知らないと回答しています。

【問23】地域で起こる様々な課題に対し住民が相互協力するために必要なことについては、「行政が地域活動の相談や情報提供など支援体制を充実する」（26%）が最も多い回答となっています。

また、町民が三戸地域自立相談窓口へ相談した件数は、令和2年度に35件と前年度の21件を大きく上回り、民生委員への相談件数についても平成29年度より増加傾向にあります。

そのため、改めて社会福祉協議会や民生委員、各種相談窓口の活動内容の周知を図るとともに、町、各種相談窓口及び関係団体が連携し、困っている人や問題を抱えている人を必要な関係機関へ確実につなげられるよう、相談受付体制を整えていくことが必要です。

### (3) 地域での見守り活動の推進

福祉に関する住民意識調査結果では、【問8】高齢者が地域安心して暮らせるためにあなたにできることは何かについては、「声掛け、見守り、話し相手」（60%）、「何ができないかわからないがお手伝いしたい」（43%）、また、【問13】障がいをもつ方が地域で安心して暮らせるためにあなたにできることは何かについては、「日常的なあいさつ」（48%）、「何ができないかわからないがお手伝いしたい」（43%）、「声掛け、見守り、話し相手」（39%）の順となっています。

【問21】災害が起こった場合に住民がお互いにどのような支援をすることが大切だと思うかについては、「災害直後の安否確認や声がけ」（70%）、「災害や避難に関する情報提供」（44%）、「避難所などへの移動支援」（33%）となっており、【問22】災害が起こった場合に社会福祉に求めることは何だと思うかについても、「災害や避難に関する

情報提供」(49%)、要援護者の安否確認や声掛け(47%)、「避難所などへの移動支援」(31%)とどちらも同様の回答が多く挙げられています。  
地域福祉力の向上のために、日常的に近所同士のお付き合い、あいさつ、声掛け等を行うことで、日頃からの地域での見守り活動につなげ、災害時等に速やかな安否確認や助け合いができるようにしておく必要があります。

#### (4) ボランティア活動の促進

福祉に関する住民意識調査結果では、【問14】ボランティア活動に関心はあるかについては、「とても関心がある」(6%)、「ある程度関心がある」(56%)を合わせると6割以上が感心があると回答した一方で、「あまり関心がない」(27%)、「まったく関心がない」(5%)と、3割以上が関心がないと回答しています。

【問15】ボランティア活動経験については、「活動したいと思うがしていない」(41%)、「活動したいと思わない」(22%)、「過去に活動したが現在はしていない」(14%)の順となっており、【問16】より多くの人ボランティア活動に参加するために情報をどのように伝えればよいかについては、「広報紙やホームページで随時掲載する」(53%)、「公共施設などでの随時掲載や閲覧できるボランティア情報スペースを確保する」(32%)、「チラシを作成し店舗や公共機関等に掲示する」(32%)などとなっており、「ツイッターやフェイスブックなどSNSを活用して情報提供する」についても26%の回答となっています。

現在ボランティア活動をしている人は多くはないものの、ボランティア活動には関心がある又はかつて活動していた人は、多数いることが分かります。そのため、ボランティア活動に対する情報提供の方法を見直し、より多くの人にボランティア活動への理解と周知を図ることが必要です。



# 第3章 計画の基本理念と基本目標

## 1 基本理念

地域福祉とは、誰もが安心して地域に住み続けられるように、お互いに助けたり助けられたりする関係を築きながら「ともに生き支えあう地域社会」を実現しようとすることです。

また、地域福祉を推進するためには、公的な福祉サービスだけではなく、社会福祉協議会や民生委員児童委員、福祉事業者、NPO法人等の各種団体、さらには住民一人一人が担い手となり、協働しながらきめ細かな活動に取り組んでいくことが必要で、地域福祉という概念や実践に「完成された状態」はなく、創意工夫のもとで常に創り続けていくこととなります。

そのため、地域住民や地域の多様な主体が参画し、お互いに支え合いながら、住民一人一人が生きがいを持ち暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、第3期階上町地域福祉計画においても第2期計画の基本理念を継承し、地域福祉を推進していきます。

### ◇ 基本理念 ◇

ともに生き支えあう福祉のまちづくり

## 2 基本方針

「ともに生き支えあう福祉のまちづくり」を実現するため、家族の力、地域の力を合わせるとともに、地域と行政の協働による自助・共助・公助の支援体制が重要となるため、次の7つの支援を基本方針として掲げます。

### (1) 子育て支援

- ・多様化するライフスタイルにあった子育て支援
- ・園児、児童、生徒の虐待防止
- ・子どもの貧困、ヤングケアラー等への支援

### (2) 障がい者支援

- ・障がいのある人の雇用促進
- ・障がいのある人の社会参加活動の推進
- ・障がいのある人の地域生活の支援

### (3) 高齢者・要介護者支援

- ・地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築
- ・生きがいづくりと介護予防の推進
- ・新型コロナウイルスワクチン接種の推進

### (4) 住環境支援

- ・誰もが住みやすい「住まい」の推進
- ・町営住宅、民間賃貸住宅等を活用した「住まい」の推進
- ・障がいのある人の自立した生活を目指した公共空間のバリアフリーの推進
- ・空き家等対策

### (5) 健康づくり支援

- ・生活習慣病重症化予防及びフレイル※予防の推進
- ・子育て世代、働き盛り世代への健康づくりの推進
- ・新型コロナウイルスワクチン接種の推進

※ フレイル

加齢に伴い心身が衰え、社会とのつながりが減少した状態

### (6) 生活支援

- ・民生委員児童委員、ゲートキーパー等地域による予防活動への支援
- ・フードバンク事業、青森しあわせネットワーク事業等を活用した地域支援体制の構築
- ・自助、共助機能を高める施策の推進
- ・生活困窮者への支援
- ・就労を含む包括的な相談支援

### (7) 地域医療支援

- ・国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度の安定的な運営
- ・地域医療構想の実現に向けた取組

### 3 基本目標

#### 基本目標1 地域を支える人づくり

「地域共生社会」の実現には、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う“人財”を育てることが重要です。

地域の福祉課題に対し住民一人一人が我が事として捉え、問題の解決に向けて考え、取り組むことができる住民を育てていくことが地域福祉の推進へとつながっていきます。

そのため、多くの住民が自分たちの地域の福祉に関心を持つきっかけとして、福祉を学び、必要なスキルを持つことができるよう、地域で活動する団体への支援や地域福祉を担う“人財”の育成に取り組みます。

#### 基本目標2 地域での暮らしを支えるまちづくり

地域社会において、住民同士のつながりの変化や高齢化など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々が互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、適切に情報を提供し、身近な地域での福祉活動の活性化と地域福祉や地域課題について理解を深めることが重要となります。

また、住民の福祉ニーズは複雑かつ多様化し、包括的な支援が必要とされています。相談体制を中心とした住民ニーズへの対応を図るため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組んでいきます。

#### 基本目標3 誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり

子どもから高齢者、そして障がい者など、誰もがいつまでも安心して暮らせる地域づくりが重要です。

各種福祉サービスを安心して利用できる状態の確保に加えて、見守りが必要な方が緊急時や災害時に孤立することのないよう、日頃からの見守り体制の充実や、避難行動要支援者名簿の活用等を促進し的確な支援に取り組みます。

また、道路、移動手段となる交通機関の整備やバリアフリー化の推進、さらに、住民一人一人が相互に理解を深め、支え合うことができるよう心のバリアフリーを推進し、高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちづくりの実現を目指します。

## 4 施策体系





# 第4章 地域福祉の推進

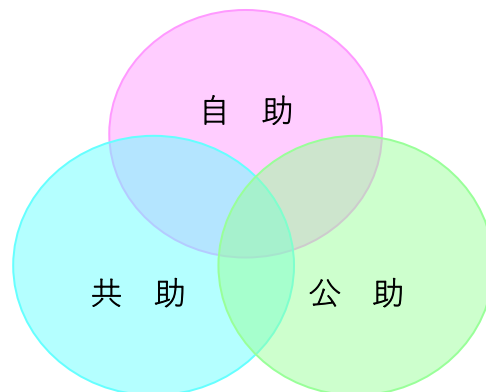
## 1 地域福祉の推進

地域福祉を推進するためには、実施体制や地域福祉推進の役割が重要となります。全ての地域住民が地域の課題や地域で生活する要配慮者に関心を持ち、社会的孤立者や生活困窮者等の生活課題を把握し「住民に身近な場所」となる地域において可能な限り地域で解決を試みる体制が必要となってきたことから、相談を受け、サービス等に繋ぐことのできる人材が求められています。

また、こうした地域の生活課題を多くの関係機関による協働での支援体制の整備が必要となります。

このようなことから、行政においては、部局を超えた協働での取組ができるよう、全庁的な体制を整備するとともに、住民、行政、事業者、ボランティア、NPO等の各種団体等が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となり、協働で地域福祉を推進していきます。

### 地域福祉の推進は“ひとり”より“みんな”で



#### ◆住民の役割（自助）◆

住民一人一人が地域福祉に対する認識や理解を深め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。自身が福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。そのため、地域活動やボランティア活動など主体的に参加することが求められています。

#### ◆地域・事業者の役割（共助）◆

民生委員児童委員やほのぼの交流協力員は、福祉サービスの情報提供、交流会の開催などにより、地域の生活困窮者、また本人を取り巻く環境の不安要素や生活状態を早期に把握し、関係機関へ繋ぐための地域福祉活動の担い手の一人となることが期待されています。

また、福祉サービスを提供する事業者等は、利用者の自立支援に努め、サービスの質の確保、利用者保護、情報提供、公開、その他関係機関との連携も必要となります。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置付けられています。本計画を推進するためには、地域福祉活動への町民参加の促進をはじめ、社会福祉協議会で策定する「地域福祉活動計画」の推進など、民間福祉団体の先導役として、各分野で大きな役割を担うことが期待されています。



#### ◆行政の役割（公助）◆

行政は、地域福祉の目的を実現するため、地域の実態や町民ニーズを把握しながら、住民の自主的な地域福祉活動が促進されるよう、情報提供やサービス提供を行います。各施策を進めるため、包括的で分野横断的な取組や、住民、ボランティア、NPO、各種団体、事業者、社会福祉協議会等との協働により、総合的な支援を推進します。



## 第5章 施策の展開

### 基本目標 1 地域を支える人づくり

#### 《現状と課題》

少子高齢化や核家族化が進行し、また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域社会における連帯意識が希薄化しています。希薄化は住民の孤立や地域社会の機能の喪失も考えられます。

このような状況を踏まえ、地域における交流を重視し、住民相互の関心や理解を深めていくとともに、地域福祉を支える様々な活動を担う個人や団体へ向けて、各種研修会や講座、児童生徒への福祉教育など通じ地域コミュニティづくりを推進する必要があります。さらに、高齢者や障がい者支援、子育て支援、健康づくり、まちづくりなど様々な分野でボランティア活動をしています。新たなボランティアの育成やボランティアと地域の組織活動等との連携をより強化していくことが求められています。

福祉に関する住民意識調査結果、「福祉を支えていくのは誰（どこ）だと思いますか」の設問では、「役場などの行政機関」と答えた方が76%で最も多く、「社会福祉協議会」が51%、「福祉施設、介護保険事業所」が50%、「地域社会」33%、「家族・親戚」27%、「自分自身」19%となっています。このような結果から、公的な機関だけに頼る福祉ではなく、住民一人一人の自助、共助の福祉意識を引き出し、様々な担い手がそれぞれの役割を果たせるような取組を実施していくことが課題となっています。

また、「ボランティア活動経験」についても「現在活動している」が5%と少ない一方、「活動したいと思うがしていない」が41%と高く、意識はあるが活動の仕方が分からない方も多く、さらに、「活動したいと思わない」と回答した方が22%おり、住民相互の支え合い、助け合いに発展させていくことが必要です。

#### 《取組方針》

住民相互の助け合い・支え合い意識を育む広報や啓発活動を充実するとともに、学校や地域における福祉教育やボランティア体験の機会を促進します。

また、福祉活動を支援する地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等の養成や、民生委員児童委員、地域の自主防災会等による生活困窮者等要支援者の早期発見・早期対応が促進されるよう、研修会や活動支援の実施に努めます。

## 基本方向(1) 支えあい意識の向上

### 1-1)-① 住民の意識啓発と参画の促進

#### 《施策の展開》

少子高齢化社会に対応していくためには、地域福祉の在り方について広く住民一人一人の相互理解を図っていくことが必要です。住民一人一人が地域の構成員であることを自覚するとともに、社会を担う子どもたちに対する福祉についての学習やボランティア体験を通して福祉教育の促進を図ります。

#### 《取組》

- ・ 広報紙での地域福祉活動の紹介
- ・ ホームページによる計画の周知や取組状況に関する情報提供
- ・ 地域住民との出前講座や情報交換、交流会、勉強会等の開催
- ・ ほのぼの交流推進事業の促進
- ・ 生涯学習、講座等による意識啓発、普及

#### 《主な事業》

- ・ 広報はしかみ作成事業
- ・ 町ホームページ管理事業
- ・ ほのぼの交流推進事業
- ・ 出前講座事業
- ・ ヘルプカード、ヘルプマーク普及事業

### 1-1)-② 福祉教育の充実

#### 《施策の展開》

世代間のふれあいなどの交流を図るとともに、高齢者や障がい者に関する理解の促進するなど、一層の充実を図ります。また、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことができるよう、心のバリアフリーの普及啓発に努めます。

#### 《取組》

- ・ ふれあいや交流を中心とした教育の実施
- ・ 心のバリアフリー教育の推進
- ・ 福祉教育の計画的な推進
- ・ 体験型福祉教育の推進
- ・ 教育委員会と福祉当局、町社会福祉協議会との連携強化

#### 《主な事業》

- ・ 福祉の人材、ボランティア育成事業（町社会福祉協議会）
- ・ 福祉教育推進事業（町社会福祉協議会）
- ・ 出前講座事業

## 基本方向(2) ボランティア活動・地域活動の促進

### 1-(2)-① ボランティア活動等への支援

#### 《施策の展開》

ボランティア活動への関心を高め、また、ボランティア活動が定着するよう、交流会の開催や相談会の実施に取り組むなど、ボランティア活動に対する意識啓発と活性化に努めます。また、新たなボランティア活動への参加を促進する講座や必要な情報・知識・技術の習得が図られる研修会を開催し、多様なニーズに対応できるボランティア活動等を支援します。

#### 《取組》

- ・住民によるボランティア活動や自主的な公益的活動の実態把握と推進
- ・NPO等支援事業の充実
- ・ボランティア団体への支援強化
- ・町社会福祉協議会との連携強化
- ・ボランティアセンター設置支援
- ・学習活動支援システム（マナバンク）の推進

#### 《主な事業》

- ・福祉の人材、ボランティア育成事業（町社会福祉協議会）
- ・災害時支援体制事業（町社会福祉協議会）
- ・広報はしかみ作成事業
- ・町ホームページ管理事業
- ・学習活動支援システム（マナバンク）事業
- ・八戸圏域住民活動促進事業（八戸圏域連携中枢都市圏）

### 1-(2)-② 地域活動拠点の整備

#### 《施策の展開》

身近な場所や公民館など、住民が気軽に活動できるよう、各町内会、町社会福祉協議会等と協力し地域活動の拠点づくりを支援します。

#### 《取組》

- ・公共施設等の利用促進と施設整備
- ・公共施設等の地域開放の働きかけ
- ・各種活動情報の提供

#### 《主な事業》

- ・指定管理による集会所管理事業
- ・指定管理によるハートフルプラザ・はしかみ管理事業
- ・指定管理による金山沢水郷館管理事業
- ・指定管理による道仏交流センター管理事業
- ・公共施設等総合管理計画推進事業
- ・広報はしかみ作成事業
- ・町ホームページ管理事業

## 基本方向(3) 地域福祉を推進する人財の育成・確保

### 1-(3)-① 福祉サービスを担う人財の育成

#### 《施策の展開》

主体的な地域福祉活動を促進するためには、リーダー的な担い手を育成する必要があります。そのため、民生委員児童委員、ほのぼの交流協力員、ネット協力員、ボランティアなど様々な分野の人財を対象とし、育成をします。

#### 《取組》

- ・ 地域福祉の担い手となるリーダーの養成講座の開催支援
- ・ 町社会福祉協議会のボランティア研修会等への支援
- ・ 社会教育事業との連携
- ・ 民生委員児童委員の研修会の充実
- ・ 民生委員児童委員活動に関するPRの促進

#### 《主な事業》

- ・ 福祉の人材、ボランティア育成事業（町社会福祉協議会）
- ・ 福祉教育推進事業（町社会福祉協議会）
- ・ ほのぼの交流推進事業
- ・ 民生委員児童委員協議会活動事業

## 基本目標 2 地域での暮らしを支えるまちづくり

### 《現状と課題》

福祉サービスに対するニーズが多様化・複雑化する中で、高齢者や障がい者などが地域の中で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスの選択や利用を支援する環境整備が必要となっています。また、地域の生活課題を把握して課題を解決するためには、サービス等の支援策と結びつけるコーディネート体制が重要となっています。保健、医療、福祉、教育など全ての生活に関連する分野との連携を図るとともに、情報の提供や相談体制の充実が求められています。

福祉に関する住民意識調査結果、「福祉のまちづくりを進めるために今、何が重要だと思いますか」の設問では、「情報の提供や情報活動」が36%、「介護・福祉サービスの充実」が26%、「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みづくり」が23%、「相談窓口の充実」が22%と、情報の提供に関する要望が多くなっています。

また、「福祉」に関することで困ったとき、家族や友人以外で誰に（どこに）相談しますか」の設問に、「役場などの行政機関」と答えた方が71%で最も多く、次いで「社会福祉協議会」が26%、「近所の方」が9%、「民生委員児童委員」が8%、「わからない」が15%と近隣との関わりが希薄化し、相談や頼み事、困った時に頼れる人が近所に少なくなり、公的な機関に頼らざるを得ない状況がうかがえます。

### 《取組方針》

福祉サービスに関わる情報を様々な手段により総合的に提供し、利用者がサービスを適切に選択し、安心して利用することができるよう体制を整備します。

また、全ての住民が生涯、健康で暮らし続けるために、生きがいづくりを推進し、各種健診（検診）における受診率の向上に努めるとともに、健診（検診）結果に基づく説明会や健康相談、訪問指導などの充実を図ります。さらに、こころの健康づくり（自殺対策）の取組を推進しながら、健康づくり事業や予防事業等の内容の充実を図り、自身の健康に対し関心を持てるよう啓発に努めます。

生活困窮者等、要支援者の早期把握と複合化した課題を有する者に対する相談支援体制として、社会福祉協議会や民生委員児童委員はもとより、庁内において横断的なネットワークの連携を強化します。

また、対象者の属性を問わない包括的な相談支援や社会とのつながりを作る参加支援、地域からの孤独を防ぎ交流や活動の機会をつくる地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援整備事業」の実施について、町の実情に応じた施策の展開を検討します。

### 【成年後見制度利用促進基本計画の位置付け】

本項目における取組を成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定する「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

### 【再犯防止推進計画の位置付け】

本項目における取組を再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する「市町村における再犯防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置付けます。

## 基本方向(1) 情報提供体制の充実

### 2-(1)-① 適切な情報発信

#### 《施策の展開》

行政が持つ各種情報について、広報紙、ホームページ等の多様な媒体を活用し、住民への周知、公表に努めていきます。また、保健、医療、福祉、教育などの生活に関する他分野との連携を図りながら情報を共有し、様々な意見 要望に的確に応えられる体制を整備していきます。

#### 《取組》

- ・ 広報紙やホームページによる最新の情報提供の充実
- ・ 高齢者や障がい者が情報を得やすい方法の検討
- ・ 総合的な福祉情報の充実
- ・ 福祉サービス事業者等との連携強化、情報の共有化の促進
- ・ 住民向け情報提供の充実
- ・ 事業者等における相談機関との連携
- ・ 対象者等への個別通知

#### 《主な事業》

- ・ 広報はしかみ作成事業
- ・ 町ホームページ管理事業
- ・ 社協だより発行(町社会福祉協議会)
- ・ 障がい者相談支援事業
- ・ 地域活動支援センター事業

## 基本方向(2) 相談支援体制の整備

### 2-(2)-① 支援相談窓口の連携

#### 《施策の展開》

民生委員児童委員は、見守りや声掛けなどのほか、地域の身近な相談員としての役割を担っています。住民がより気軽に相談でき、その内容に応じて必要なサービスに繋ぐことができるよう専門性の充実を図りながら適切な助言・援助を行います。

また、生活困窮者支援機関、地域子育て支援センター、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会等と連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。

必要に応じて町職員が地域に出向く出前講座、各種教室、保健相談等を実施し、住民がより相談しやすいような体制をつくります。

#### 《取組》

- ・ 職員、相談員のための研修会の充実
- ・ 各種相談事業の充実
- ・ 子育てに関する相談の充実
- ・ 高齢者総合相談窓口機能の充実
- ・ 生活課題を受け止める相談窓口の充実
- ・ 高齢者実態把握事業の充実

- ・要保護児童対策協議会の充実
- ・地域と関係機関との連携の構築
- ・専門機関とのネットワークの形成、相談への支援体制の強化

#### 《主な事業》

- ・出前講座事業
- ・障がい者相談支援事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・子ども、子育て支援事業
- ・包括的支援事業
- ・民生委員児童委員協議会活動事業
- ・空き家等対策推進事業
- ・町営住宅管理事業
- ・多重債務整理資金等貸付事業
- ・八戸圏域消費生活相談広域連携事業（八戸圏域連携中枢都市圏）
- ・重層的支援体制整備事業（多機関連携による包括的相談支援事業）

### 2-(2)-② 必要なサービスへつなぐ仕組みづくり

#### 《施策の展開》

地域の生活課題を把握するとともに、地域のサービス資源を活用しながら要支援者を中心とする自主的な通いの場づくりの提供を行います。

また、サービス事業者、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、関係団体等のネットワーク化を推進します。

#### 《取組》

- ・サービスや制度の周知と利用促進
- ・地域でのネットワークづくりの促進
- ・要支援者を中心とした自主的な通いの場づくりの構築
- ・関係機関のネットワークの構築
- ・マネジメント力を有する専門員等の配置

#### 《主な事業》

- ・広報はしかみ作成事業
- ・町ホームページ管理事業
- ・障がい者相談支援事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・介護予防、日常生活支援総合事業
- ・包括的支援事業
- ・重層的支援体制整備事業（多機関連携による包括的相談支援事業）

## 基本方向(3) 福祉サービス利用の推進

### 2-(3)-① 利用しやすい福祉サービスの提供

#### 《施策の展開》



高齢者や障がい者、子育て世帯、生活困窮者など、各分野ごとの相談窓口において課題を把握、情報を共有し、他分野の相談窓口、関係機関等と連携し、多様なサービスの中から自身にあった必要なサービスを適切に選択できる仕組みづくりを推進し、利用者の立場に立った福祉サービスの提供に努めます。

#### 《取組》

- ・ 在宅、施設サービスの充実
- ・ 総合的な相談体制の充実
- ・ 包括支援事業の充実
- ・ 地域包括支援センターの充実
- ・ 地域ケア体制の充実
- ・ ファミリーサポートセンター運営支援
- ・ 総合的な福祉情報の充実
- ・ サービス事業者、福祉従事者の専門性の向上
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 各種相談事業相談員の研修会等の支援
- ・ 苦情処理体制の整備
- ・ 生活困窮者等低所得者のサービス利用への負担軽減
- ・ サービスの評価や内容開示による適切なサービス選択の確保

#### 《主な事業》

- ・ 結婚新生活支援事業
- ・ 児童手当支給事業
- ・ 乳幼児医療費助成事業
- ・ 子ども医療費助成事業
- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・ 子どものための教育、保育給付事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 放課後等児童健全育成事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 障がい児保育事業
- ・ 障がい児通所支援事業
- ・ 障がい者自立支援給付費事業
- ・ 障がい者地域生活支援事業
- ・ 身体障がい者（児）補装具給付事業
- ・ 重度心身障がい者医療費助成事業
- ・ 育成医療給付事業
- ・ 更生医療給付事業
- ・ 骨髄ドナー助成事業
- ・ 包括的支援事業
- ・ 認知症総合支援事業
- ・ 重層的支援体制整備事業（多機関連携による包括的相談支援事業）

### 2-(3)-② 健康・生きがいつくりの推進

#### 《施策の展開》

地域住民が、ライフステージに応じて主体的に健康づくりに取り組む意識を高め、地域ぐるみで健康づくりに取り組む活動の輪を広げていきます。

また、住民一人一人が主体となって、自分の健康は自分でケアできるよう地域や行政などが一体となって支援する取組を推進し、生涯を通して健やかに、いきいきと暮らす健康で元気な地域づくり、まちづくりに取り組みます。

さらに、高齢者や障がい者が誰もが持てる力を発揮して、地域活動やボランティア活動に参加し、地域の担い手として活躍することができるよう生きがいづくりを推進します。

#### 《取組》

- ・健康意識の向上、啓発活動
- ・健（検）診受診の啓発
- ・地域の健康づくりリーダー（健康推進員、食生活改善推進員）の養成と活用
- ・地域の福祉ボランティア（ほのぼの交流協力員）の育成支援
- ・介護予防教室や健康教室の開催
- ・地域の健康づくり講座等の開催
- ・老人クラブ活動の充実
- ・ハローワーク、商工会、社会福祉協議会との連携
- ・こころの健康づくり（自殺対策）啓発普及、人財養成研修会の開催

#### 《主な事業》

- ・妊婦健康診査事業
- ・出産育児一時金支払事業
- ・乳幼児健康診査事業
- ・子ども、子育て支援事業
- ・子育て支援アプリ情報配信サービス導入事業（はしかみらくる）
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・歯科保健強化事業
- ・予防接種事業
- ・食育推進事業
- ・健康増進保健事業
- ・住民検診事業
- ・健康長寿のまちづくり推進事業
- ・いきいきシルバーク事業
- ・敬老会開催補助事業
- ・敬老祝金支給事業
- ・老人クラブ育成支援事業
- ・高齢者通いの場支援事業
- ・ハート生き生き事業
- ・ほのぼの交流推進事業
- ・生きがい中央大学事業
- ・こころの健康づくり事業
- ・出前講座事業

### 2-(3)-③ 権利擁護支援の推進

#### 《施策の展開》

判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者等の財産管理や福祉サービス等の利用を支援する仕組みづくりを図るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（あっぷるハート）

の定着を図ります。

#### 《取組》

- ・ 成年後見制度の利用支援
- ・ 日常生活自立支援事業の普及、啓発
- ・ 町社会福祉協議会との連携
- ・ 地域包括支援センターとの連携

#### 《主な事業》

- ・ 広報はしかみ作成事業
- ・ 町ホームページ管理事業
- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 包括的支援事業

### 2-(3)-④ 成年後見制度の利用促進

#### 《施策の展開》

地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう図り、必要な人が成年後見制度の利用ができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。

また、八戸圏域連携中枢都市圏の市町村と連携・協力し、後見人の研修や育成に取り組みます。

#### 《取組》

- ・ 後見人の育成、推進
- ・ 成年後見制度の利用促進
- ・ 八戸圏域成年後見センターの利用促進
- ・ 包括的、継続的ケアマネジメント支援の推進

#### 《主な事業》

- ・ 成年後見制度利用促進事業（八戸圏域連携中枢都市圏）
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 包括的支援事業
- ・ 広報はしかみ作成事業
- ・ 町ホームページ管理事業

### 2-(3)-⑤ 再犯防止対策の推進

#### 《施策の展開》

更生保護活動に取り組む団体を支援するとともに、当該関係団体と連携し、再犯防止や更生保護に関する住民意識の向上を図ります。

#### 《取組》

- ・ 再犯防止等に関する広報、啓発活動の推進
- ・ 就労、住居の確保
- ・ 保険医療、福祉サービスの利用の促進
- ・ 児童生徒の非行防止活動及び健全育成の推進

- ・民間協力者や関係団体等との連携

#### 《主な事業》

- ・八戸地区交通安全協会階上支部補助金事業
- ・町防犯協会補助金事業
- ・保護司会支援事業
- ・社会を明るくする運動
- ・防犯、交通安全少年球技大会
- ・防犯弁論大会
- ・広報はしかみ作成事業
- ・町ホームページ管理事業
- ・空き家等対策推進事業
- ・町営住宅管理事業
- ・重層的支援体制整備事業（多機関連携による包括的相談支援事業）

## 基本方向(4) 福祉サービスネットワークの構築

### 2-(4)-① 福祉ネットワークづくり

#### 《施策の展開》

民生委員児童委員協議会等、各地域における地域福祉推進組織の継続的な活動を支援するとともに、住民やサービス事業者が参画し、主体的な活動が行えるよう、日頃から、町身体障害者福祉会、町手をつなぐ育成会、町社会福祉協議会等、様々な団体や関係機関との「顔の見える関係づくり」や「地域生活の課題の情報共有」を行うなど、地域福祉推進のネットワーク化を推進します。

#### 《取組》

- ・各種事業者間の情報提供
- ・活動内容の情報提供
- ・情報交換の機会づくり
- ・地域におけるネットワークづくりの支援

#### 《主な事業》

- ・広報はしかみ作成事業
- ・町ホームページ管理事業
- ・民生委員児童委員協議会活動事業
- ・重層的支援体制整備事業（多機関連携による包括的相談支援事業）

### 2-(4)-② 地域福祉サービスの推進

#### 《施策の展開》

利用者のニーズに的確に応えられる福祉サービスを提供するため、住民や事業者による地域福祉事業と地域福祉への参画を促進します。

#### 《取組》

- ・事業者と利用者のコーディネート体制の充実
- ・事業者等の設立相談への支援
- ・サービス提供事例の紹介

《主な事業》

- ・包括的支援事業
- ・生活支援体制整備事業

## 基本目標3 誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり

### 《現状と課題》

福祉に関する住民意識調査結果では、「地域の中で日常的な助け合いの程度」について、「よく助け合っている」「助け合っている」と答えた人が24%、「どちらともいえない」が28%、「あまり助け合っていない」「助け合っていない」が24%となっています。

そのため、ひとり暮らしの高齢者や障がい者のみならず、生活困窮者等がひきこもりや地域から疎遠となることを防ぎ、社会との関わりを持ち、様々な社会活動へ参加する仕組みづくりや住み慣れた家庭、地域社会で安心して暮らすことができるよう、防犯 交通安全対策など町民生活の根幹を支えるセーフティネット（安全網）の充実を図ることが重要なこととなります。

さらに、「福祉のまちづくりを進めるために必要なこと」として、「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みづくり」が23%、「地域住民の理解や協力」が21%となっており、災害時における要援護者の避難支援について、より一層の強化に向けて取り組む必要があります。

### 《取組方針》

日常生活の利便性を高めるバリアフリー整備やユニバーサルデザイン化の推進をはじめ、買い物支援、外出支援にむけた公共交通機関の整備が求められています。そのため、関係機関と連携し緊急時に迅速な対応ができる体制づくりのほか、日常的な見守り活動における連携体制づくりに取り組みます。

## 基本方向(1) 高齢者や障がい者等へ配慮したまちづくりの推進

### 3-1)-① 孤立・孤独対策の推進

#### 《施策の展開》

一人暮らしの高齢者、認知症高齢者や障がい者、生活困窮者等が地域のつながりを保ち、安心して日常生活を営むことができるよう、日頃から地域全体で見守る仕組みづくりを図ります。孤立・孤独死予防の取組は、児童や高齢者虐待予防、認知症高齢者対策、自殺予防などと重なり、また、災害時には要援護者避難支援につながるため、総合的な生活支援体制づくりを目指します。

#### 《取組》

- ・一人暮らし高齢者台帳の整備
- ・緊急通報装置の設置
- ・町社会福祉協議会、民生委員児童委員、ほのぼの交流協力員との情報交換
- ・関係機関による支援チームや地域のセーフティネットワークづくりの整備

#### 《主な事業》

- ・緊急通報体制等整備事業
- ・ほのぼの交流推進事業
- ・認知症総合支援事業
- ・民生委員児童委員協議会活動
- ・ヘルプカード、ヘルプマーク普及事業
- ・重層的支援体制整備事業（多機関連携による包括的相談支援事業）

### 3-1)-② 災害時における支援体制の整備

#### 《施策の展開》

災害やそのおそれがある場合に、家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする高齢者や障がい者などが地域の中で支援が受けられ、安心安全に避難ができるよう、地域の自主防災会と連携しながら、災害時要援護者登録台帳、個別避難支援計画及び災害時助け合いマップの更新と適正な運用を行います。

#### 《取組》

- ・避難所の整備
- ・自主防災組織等の充実強化
- ・町災害ハザードマップの作成
- ・総合防災訓練の実施
- ・防災行政無線施設の整備
- ・災害時要援護者登録制度の普及、勧奨
- ・災害時要援護者登録台帳の更新、運用
- ・個別避難支援計画の更新、運用
- ・災害時助け合いマップの更新、運用
- ・地域での情報提供活動の強化
- ・民生委員児童委員やボランティア等との連携、支援
- ・災害時ボランティアセンター設置の支援
- ・防災士との連携強化

### 《主な事業》

- ・ 地域防災活動事業
- ・ 防災ドローン整備事業
- ・ 災害時協力井戸事業
- ・ 災害時要援護者登録制度
- ・ 民生委員児童委員協議会活動事業
- ・ 災害時支援体制事業(町社会福祉協議会)
- ・ 救急医療情報キット配布事業

## 3-(1)-③ 安心・安全体制の充実

### 《施策の展開》

交通安全意識と交通マナーの向上に努め、地域の安全にも貢献できる社会人を育成するため、幼児から成人に至るまでの段階的な交通安全教育及び高齢者に対する適切な交通安全教育の実施に向けて、県、町、警察、学校、関係団体、家族等と連携を図るとともに、指導者の養成、確保、学習教材等の充実、参加、体験、実践型の教育を推進します。

犯罪のない明るいまちづくりを目指し、防犯に関する情報を住民に提供するとともに、地域の安全は自ら守るという防犯意識の高揚と消費者被害の防止に努めます。

また、防犯灯の設置など、犯罪防止に配慮した社会環境を整備するとともに、住民の自主的な防犯活動を支援します。

### 《取組》

- ・ 交通安全、防犯意識の高揚
- ・ 地域ぐるみの学校安全体制整備促進事業
- ・ 情報連絡体制の整備
- ・ 民間団体との連携強化
- ・ 指揮指導體制の確立
- ・ 広報紙での周知
- ・ 出前講座の実施
- ・ 消費者支援体制の充実
- ・ 消費生活センター、消費者ホットラインの周知

### 《主な事業》

- ・ 八戸市地区交通安全協会階上支部補助金事業
- ・ 町防犯協会補助金事業
- ・ 防犯灯適正管理事業
- ・ 防犯、交通安全少年球技大会
- ・ 防犯弁論大会
- ・ 広報はしかみ作成事業
- ・ 町ホームページ管理事業
- ・ 出前講座事業
- ・ 町相談窓口紹介ネットワーク事業
- ・ 八戸圏域消費生活相談広域連携事業（八戸圏域連携中枢都市圏）

## 3-(1)-④ 高齢者や障がい者等の移動手段の充実



### 《施策の展開》

高齢者や障がい者が地域における福祉サービス等を利用するための交通手段など、地域の実情にあった交通体系となるよう検討するとともに、安心して快適な生活が送れるよう移動手段の充実を図ります。

### 《取組》

- ・公共交通に関する支援制度の周知
- ・地域にあった交通体系の推進
- ・外出支援サービス事業の充実
- ・外出支援、移動手段の整備
- ・交通弱者への移動支援
- ・庁内の連携、調整
- ・県や関係機関との調整

### 《主な事業》

- ・広報はしかみ作成事業
- ・町ホームページ管理事業
- ・移動支援事業
- ・コミュニティバス、スクールバス運行事業
- ・地方バス路線維持対策費補助事業
- ・高齢者運転免許証自主返納支援事業
- ・八戸圏域公共交通計画推進事業（八戸圏域中枢連携都市圏）

## 基本方向(2) バリアフリーの推進

### 3-2)-① だれもが暮らしやすい生活環境づくり

### 《施策の展開》

高齢者や障がい者を取り巻く生活環境の整備の向上を図るため、道路や公共施設、交通機関についてバリアフリー化を推進し、福祉住環境の整備を計画的に図っていきます。

また、ノーマライゼーションの意識啓発を行うとともに、共生社会の実現に向けて、お互いの個性や多様性を認め、支え合い、助け合えるよう偏見や差別などの心の障壁をなくす「心のバリアフリー」を推進します。

### 《取組》

- ・コミュニティ施設のバリアフリー化
- ・道路、歩道のバリアフリー化
- ・心のバリアフリーの推進
- ・住宅改修支援事業の周知と利用促進
- ・庁内の連携、調整
- ・企業との連携
- ・障がいについての啓発、普及

### 《主な事業》

- ・公共施設等総合管理計画推進事業
- ・町道維持管理事業
- ・介護サービス事業

- ・ 日常生活用具給付事業
- ・ 広報はしかみ作成事業
- ・ 町ホームページ管理事業
- ・ ヘルプカード、ヘルプマーク普及事業



# 第6章 計画の推進

## 1 計画の普及・啓発

本計画の内容については、概要版の作成や広報紙、ホームページ等により周知を図るとともに、住民への理解と参加、協力を求めています。

## 2 協働による推進

計画の推進に当たっては、地域の実態や住民ニーズを把握するとともに、住民の自主的な地域福祉活動が促進されるよう、情報提供や関係機関との連携、交流機会の確保に努めるなど支援を行います。

また、住民、事業者、関係団体、社会福祉協議会などと協働で総合的に推進するとともに、情報については、個人情報の保護に留意しながら積極的に提供し、地域福祉情報の共有化を図っていきます。

## 3 庁内の推進体制

地域福祉計画の推進については、福祉担当課だけでなく、関係各課、地域包括支援センター等とも連携を進めて円滑な進行管理を実施します。

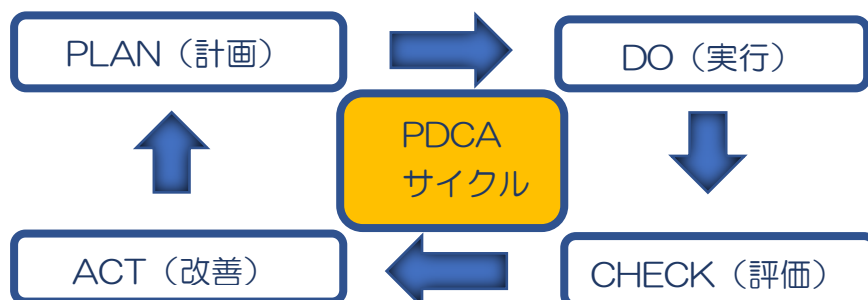
また、既存の健康はしかみ21、はしかみ障害者プラン、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、地域防災計画、生涯学習のまちづくり推進計画等の推進状況との整合性を図り、進行管理を行います。

## 4 計画の進行管理

地域福祉計画は、地域福祉行政全体の総合的な計画であることから、高齢者、障がい者、子ども等に関する各分野の計画における評価については、基本的に各分野を尊重しつつ、ワーキンググループ等を設置し、計画の実施状況や目標の達成度を必要に応じて調整、連携するものとします。

また、本計画を含む各分野においては、計画を確実に推進し、次期計画につなぐため、PDCAサイクルの手法等を活用するなど、効果的かつ効率的に施策及び事業を実行することで、地域福祉における課題解決を図っていきます。

### ◆進行管理のPDCAサイクルのイメージ図





# 資料編

## 第3期階上町地域福祉計画策定の経過

### 1 第3期階上町地域福祉計画策定ワーキンググループ会議

庁内関係課職員及び町社会福祉協議会職員で構成する「第3期階上町地域福祉計画策定ワーキンググループ」による会議を開催し、計画案の検討及び作成を行いました。

#### 【第3期階上町地域福祉計画策定ワーキンググループ委員名簿】

所属課 グループ	役 職	氏 名
町民生活課 生活環境グループ	グループリーダー(総括主幹)	前田 美幸
すこやか健康課 健康グループ	グループリーダー (総括主幹保健師)	太田 さおり
すこやか健康課 児童グループ	グループリーダー (副参事)	木村 真由美
すこやか健康課 国保医療グループ	グループリーダー (総括主幹)	山田 直人
介護福祉課 介護グループ	グループリーダー (総括主幹保健師)	小笠原 香奈子

#### 【オブザーバー】

所 属	役 職	氏 名
階上町社会福祉協議会	事務局長	信田 和宏

#### 【事務局】

所属課 グループ	役 職	氏 名
介護福祉課	課長	中屋敷 司
介護福祉課 福祉グループ	グループリーダー (総括主幹)	荒道 敬子
介護福祉課 福祉グループ	主幹	橋向 宏樹

## 【策定会議・説明会等】

年月日	検討内容
令和4年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈第1回〉地域福祉計画策定ワーキンググループ会議</li> <li>・福祉に関する住民意識調査の結果について</li> <li>・地域福祉懇談会の状況について</li> <li>・第3期階上町地域福祉計画の概要について</li> <li>・第3期階上町地域福祉計画の策定に関する基本方針について</li> <li>・第3期階上町地域福祉計画の位置づけ、基本理念、基本目標について</li> <li>・第3期地域福祉計画策定スケジュールについて</li> </ul>
令和4年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈第2回〉地域福祉計画策定ワーキンググループ会議</li> <li>・第3期階上町地域福祉計画（素々案）について</li> </ul>
令和4年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈第3回〉地域福祉計画策定ワーキンググループ会議</li> <li>・第3期階上町地域福祉計画（素案）について</li> </ul>
令和4年10月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内所属長へ意見照会</li> </ul>
令和4年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人（2法人）へ意見照会</li> <li>・階上町民生委員児童委員協議会から意見聴取</li> </ul>
令和4年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈第4回〉地域福祉計画策定ワーキンググループ会議</li> <li>・第3期階上町地域福祉計画（案）について</li> </ul>
令和4年12月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階上町議会議員全員協議会にて説明</li> </ul>
令和4年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階上町障害者自立支援協議会から意見聴取</li> </ul>
令和5年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント募集開始（2月10日まで）</li> </ul>
令和5年2月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント結果公表</li> </ul>
令和5年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定、公表（町ホームページ）</li> </ul>

## 2 パブリックコメント

住民、事業者等からの意見反映に努めることを目的に、令和5年1月11日から2月10日にかけて町ホームページに「第3期階上町地域福祉計画（案）」を掲示し、意見募集を行った結果、意見等は寄せられませんでした。

## 用語集

### 【愛護手帳（療育手帳）】

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される障がい者手帳。全国的には療育手帳と呼ばれている。

### 【ケアマネジメント】

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に必要とされる全ての保健、医療、福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

### 【コーディネイト体制】

個別の生活課題と地域課題に対して、公的なサービスや家族等を活用し、解決に向けて調整すること。

### 【心のバリアフリー】

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

### 【コミュニケーション】

人間が互いに意思、感情、思考を伝達し合うこと又は言語や文字その他視覚や聴覚に訴える身振り、表情、声などの手段によって行うこと。

### 【コミュニティ】

居住地を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。

### 【重層的支援体制整備事業】

地域住民の複合、複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、相談支援(包括的相談支援事業、他機関協働事業、アウトリーチ（訪問支援）等を通じた継続的支援事業)、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施する事業。

※この事業は、実施を希望する市町村の任意事業として実施されている。

### 【身体障がい者手帳】

身体障害福祉法に定める身体上の障がいがある方に交付される障がい者手帳。

### 【生活困窮者支援機関】

相談支援や就労支援を行う各支援員を配置して、地域のネットワークを構築しながら生活困窮者への包括的、継続的な支援を実施する県から委託された機関。

### 【精神障がい者保健福祉手帳】

精神疾患を有し、精神障がいのため長期にわたり日常生活への制約がある方に交付される障がい者手帳。

### 【成年後見制度】

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を代理権や同意権、取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとした制度。

### 【セーフティーネット】

病気、事故、失業などで困窮した場合に保証する制度。具体的には、健康保険、年金、失業保険、生活保護などの社会保障制度を示す。

### 【第一次産業】

農業、林業、漁業などの産業をいう。

### 【第二次産業】

鉱業、建設業、製造業などが含まれる。

### 【第三次産業】

商業、運輸通信業、金融業、公務、その他のサービス業が含まれる。

### 【地域包括ケアシステム】

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されることを目指した仕組みづくりのこと。

### 【日常生活自立支援事業】

判断することが不安な高齢者、障がい者、精神障がい者などが住み慣れた地域で自立して生活できるように日常的な金銭管理、介護サービスの紹介など日常生活を支援する事業。

### 【認知症ケアパス】

認知症の方とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の方と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。

### 【ネットワーク】

個々の人のつながり。特に、情報の交換を行うグループ。

### 【ノーマライゼーション】

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。また、弱者がスムーズに社会参加できるような環境の成立を目指す活動や運動のこと。

### 【ハザードマップ】

災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。

### 【バリアフリー】

障がいのある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。

### 【ファミリーサポートセンター】

「育児の援助を受けたい（依頼会員）」、「育児の援助を行う（提供会員）」という会員同士で育児の援助を行う地域の子育て支援のシステム。



**【福祉避難所】**

災害時に一般避難所では、避難生活が困難な高齢者や障がい者等、災害時に援護が必要な方（要援護者）に配慮した避難施設。

**【フレイル】**

加齢に伴い心身が老い衰え、社会とのつながりが減少した状態。

**【ヘルプカード・ヘルプマーク】**

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや発達障がいの方など、外見では障がいがあるとわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮が必要なことを知らせるマーク。

**【ボランティア】**

自主的に社会事業等に参加し、無償の奉仕活動をする人。

**【マネジメント】**

経営等の管理をすること。

**【民生委員児童委員、主任児童委員】**

民生委員児童委員は、厚生労働大臣の委嘱に基づいて、各市町村の一定地区を担当する区域担当や、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員と相互に連携を図り、地域福祉や児童福祉の増進を図るために相談、援助活動を行う。

**【ヤングケアラー】**

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

**【ライフステージ】**

人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等のそれぞれの段階。

## 【NPO】

Non-Profit Organization の略で、「非営利組織」又は「民間非営利組織」という意味を持つ。政府、自治体及び私企業とは独立した存在として、利益を分配せずに活動する団体をNPOと呼び、その中で特に法人として活動する団体のことをNPO法人（特定非営利活動法人）と呼ぶ。

## 【PDCAサイクル】

計画を設定し（PLAN）、実行し（DO）、検証及び評価（CHECK）を行うとともに、課題の改善を次の計画に活かして実行する（ACT）という行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。



---

## 第3期 階上町地域福祉計画 令和5年3月

発行・編集 階上町 介護福祉課  
〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87  
TEL 0178-88-2641 FAX 0178-88-2117  
ホームページアドレス <https://www.town.hashikami.lg.jp/>

---